

鏡石町地域防災計画

令和3年3月

鏡石町防災会議

目 次

総則編

第 1 章	総則	1
第 1 節	計画の目的及び方針・位置づけ	1
第 2 節	基本方針と活動目標	3
第 3 節	町の概要	8
第 4 節	鏡石町の地震災害と地震想定調査	11
第 5 節	調査研究推進体制の充実	22
第 6 節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	23

一般災害対策編

第 1 章	災害予防計画	31
第 1 節	防災組織の整備・充実	31
第 2 節	防災情報通信網の整備	34
第 3 節	気象等観測体制	36
第 4 節	水害予防対策	37
第 5 節	土砂災害等予防対策	39
第 6 節	雪害予防対策	42
第 7 節	火山予防対策	45
第 8 節	火災予防対策	47
第 9 節	建造物及び文化財災害予防対策	49
第 10 節	緊急輸送路等の指定	50
第 11 節	避難対策	52
第 12 節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	62
第 13 節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定	64
第 14 節	防災教育	67
第 15 節	防災訓練	70
第 16 節	自主防災組織の整備	73
第 17 節	要配慮者対策	76
第 18 節	ボランティアとの連携	81
第 19 節	危険物施設等災害予防対策	83
第 20 節	災害時相互応援協定の締結	85
第 2 章	災害応急対策計画	86
第 1 節	応急活動体制	86
第 2 節	職員の動員配備	95
第 3 節	災害情報の収集伝達	100

第4節	通信の確保	115
第5節	相互応援協力	117
第6節	災害広報	119
第7節	水防計画	121
第8節	消防計画	123
第9節	救助・救急	129
第10節	自衛隊災害派遣	131
第11節	避難	135
第12節	避難所の設置・運営	144
第13節	医療（助産）救護	148
第14節	緊急輸送対策	150
第15節	労務供給計画	152
第16節	災害警備活動及び交通規制措置	153
第17節	防疫及び保健衛生	157
第18節	廃棄物処理対策	160
第19節	救援対策	163
第20節	被災地の応急対策	165
第21節	応急仮設住宅の供与	168
第22節	死者の捜索、遺体の処理等	172
第23節	生活関連施設の応急対策	175
第24節	文教対策	177
第25節	要配慮者対策	181
第26節	ボランティアとの連携	184
第27節	危険物施設等災害応急対策	186
第28節	災害救助法の適用等	187
第29節	雪害応急対策	191
第30節	土砂災害応急対策	193
第31節	火山災害応急対策	197
第3章	災害復旧計画	202
第1節	施設の復旧対策	202
第2節	被災地の生活安定	206
第4章	個別災害対策計画	215
第1節	原子力事故対策計画	215
第2節	航空機事故対策計画	217
第3節	鉄道災害対策計画	218
第4節	道路災害対策計画	219

第5章	水防計画	220
第1節	目的	220
第2節	水防事務の処理	220
第3節	水防本部の設置及び組織事務分担表	221
第4節	水防本部の係員の非常参集	221
第5節	水防施設	222
第6節	水位・雨量の観測所	224
第7節	水防活動等	225
第8節	決壊、避難のための立退・通報	229
第9節	水防解除	229
第10節	水防演習	229
第11節	水防活動報告	229

震災対策編

第1章	災害予防計画	235
第1節	防災組織の整備・充実	235
第2節	防災情報通信網の整備	235
第3節	都市の防災対策	236
第4節	上水道・下水道施設災害予防対策	239
第5節	道路及び橋りょう等災害予防対策	241
第6節	河川等災害予防対策	242
第7節	地盤災害等予防対策	243
第8節	火災予防対策	245
第9節	緊急輸送路等の指定	247
第10節	避難対策	247
第11節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	247
第12節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	247
第13節	防災教育	248
第14節	防災訓練	250
第15節	自主防災組織の整備	252
第16節	要配慮者対策	252
第17節	ボランティアとの連携	252
第18節	危険物施設等災害予防対策	252
第19節	災害時相互応援協定の締結	252
第2章	災害応急対策計画	253
第1節	応急活動体制	253
第2節	動員配備体制に関する計画	253
第3節	地震災害情報の収集伝達	255

第4節	通信の確保	260
第5節	相互応援協力	260
第6節	災害広報	260
第7節	消火活動	261
第8節	救助・救急	263
第9節	自衛隊災害派遣	263
第10節	避難	263
第11節	避難所の設置・運営	263
第12節	医療（助産）救護	263
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	264
第14節	緊急輸送対策	265
第15節	災害警備活動及び交通規制措置	265
第16節	防疫及び保健衛生	265
第17節	廃棄物処理対策	266
第18節	救援対策	267
第19節	被災地の応急対策	267
第20節	応急仮設住宅の供与	268
第21節	死者の捜索、遺体の処理等	268
第22節	生活関連施設の応急対策	268
第23節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	269
第24節	文教対策	271
第25節	要配慮者対策	271
第26節	ボランティアとの連携	271
第27節	危険物施設等災害応急対策	271
第28節	災害救助法の適用等	271
第3章	災害復旧計画	272
第1節	施設の復旧対策	272
第2節	被災地の生活安定	272

総則編

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

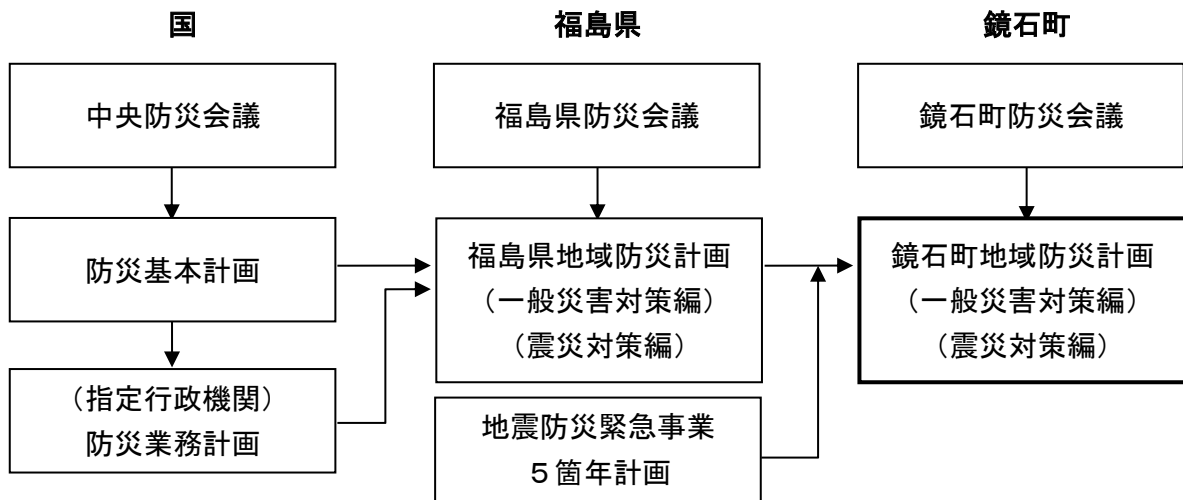
第1 計画の目的

この計画は、町の風水害、雪害、地震災害等に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する地域防災計画のうち風水害、雪害及び地震災害に関する計画として定めたものであり、県の地域防災計画と連携した町に関する計画である。

国、県、町における防災会議と防災計画の位置づけ



第3 計画の構成

鏡石町地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 総則編

防災計画の位置づけや役割、各機関の役割等の総則について定める。

2 一般災害対策編

風水害、雪害等の対策及び個別災害対策計画（原子力事故、航空機事故）について定める。

3 震災対策編

地震災害対策について定める。

4 資料編（別冊）

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本方針

この計画は、防災に関し、国、県、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災などを契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識されているが、大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界がある。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内を越える広域的な応援活動が重要となる。

また、平成23年3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖で発生した地震は、我が国観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、激しい揺れと太平洋沿岸を襲った巨大津波によって多くの犠牲者と甚大な被害をもたらした。

福島県においては、浜通り・中通りの多くの地域で震度6を記録し、本町では震度6強を記録して、軽症者2名、震災関連死2名の被害のほか、4,205世帯（2015年（平成27年）10月1日現在）中、2,606世帯が被災しており、被災世帯の割合は全体の約61.9%に及んだ。（2021年（令和3年）1月末現在）

また、公共施設、土木施設、農地・農業用施設等が甚大な被害に見舞われ、さらには、放射能汚染、風評被害など、地震との複合被害としてこれまでにない大きな規模となった。

このことから、被災地域による対応力を上回る大規模な地震災害が発生した場合には、県内を越える広域的な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報から被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、町を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い全ての部局において、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、防災担当以外の部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門が関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局のみの活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当部局のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの機関で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

6 男女双方及び要配慮者の視点に配慮した防災対策

男女双方や、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災の現場における女性や高齢

者、障がい者（児）、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

7 町民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、町では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進めるとともに、町民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、町、町民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、町民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、安全で安心な社会の実現のために、自然災害等に対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、防災マップ等により事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止や迅速な救助・復旧及び復興体制を構築していくものとする。

8 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東北地方太平洋沖地震の教訓等の反映に努めるとともに、第4節の第2に掲げる「地震被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

第2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

【風水害】

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的な流れの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の復旧 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・生活環境の回復 ・生活の再建
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・復興計画の推進 ・生活機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

地震被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

【地震災害】

発災後の段階		活動目標
直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
数時間～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・避難所の開設
数時間～1週間	応急対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的な流れの早急な回復 ・給食、給水、避難所の開設・運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1週間～1ヶ月	応急対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の復旧 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・生活環境の復旧 ・生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・復興計画の推進 ・生活機能の回復・強化

第3節 町の概要

第1 本町の自然的条件

1 位置及び境域

本町は、福島県の「中通り」の中央南部（北緯 37 度 15 分、東経 140 度 20 分）に位置しており、中央部の標高 278m で、ほぼ平坦な大地となっている。それぞれ河川に沿う東西部はやや低い。北側及び北東側、北西部は須賀川市に、南側は矢吹町（西白河郡）及び一部で天栄村（岩瀬郡）に、南東側は阿武隈川を隔てて玉川村（石川郡）にそれぞれ接している。

2 面積

面積は 31.30 km² で、東西 7.7km、南北 7.5km 北側を頂点、南側を底辺とした三角状の形をしているコンパクトなまちである。

3 気象

気象は、降水量が少ない地域であり年間約 1,170mm で、年間平均気温は 12℃前後で比較的温暖な気候である。

4 地質

台地と低地はそれぞれの地形に対応した地質で構成されている。丘陵は、火砕流堆積物で、台地はシルト・粘土・土で構成されており、低地の中で段丘・はん濫原は礫・砂で、台地を刻む岩はシルト、粘土で構成されている。

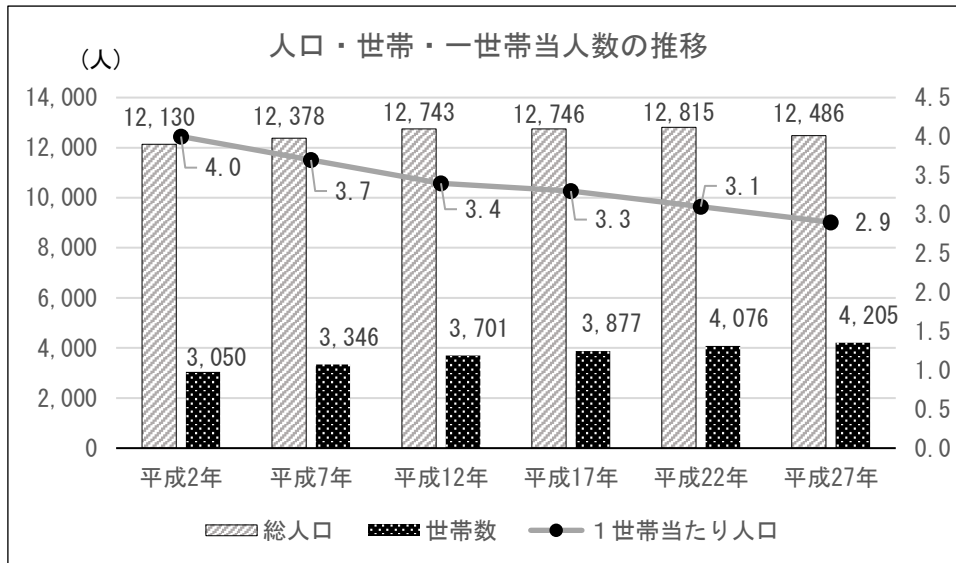
5 災害の発生状況

本町の災害の発生状況は、火災、水害が主である。

被災月日	災害種別	被害世帯	摘要
昭和 16 年 7 月	洪水・水害	80	成田字宿屋敷、床上浸水
昭和 19 年 1 月	火災	8	鏡田字鏡沼
昭和 21 年 1 月 1 日	火災	38	成田字宿屋敷
昭和 22 年 4 月 17 日	火災	51	笠石字西側、東側
昭和 41 年 6 月 28 日	洪水・水害	0	成田字沖、田中
昭和 41 年 9 月 25 日	洪水・水害	0	成田字沖、田中
昭和 61 年 8 月 5 日	洪水・水害	73	成田字本町、笠石字中町 鏡田字不時沼 床上浸水
平成 10 年 8 月 27 日	洪水・水害	5	成田、仁井田地区農地冠水(125ha) 不時沼、中町等床下浸水(5棟)
平成 22 年 7 月 26 日	洪水・水害	15	久来石、中町、成田等床下浸水(15棟)
平成 23 年 3 月 11 日	地震	2,606	全域
平成 23 年 9 月 20 日 ～22 日	洪水・水害	7	久来石南床上浸水(1棟) 中町、成田等床下浸水(6棟)、ふれあいの森公園管理棟土砂崩れにより全壊
令和元年 10 月 12 日 ～13 日	洪水・水害	87	成田地区 大部分浸水 借宿・堂前地区 冠水

第2 本町の人口

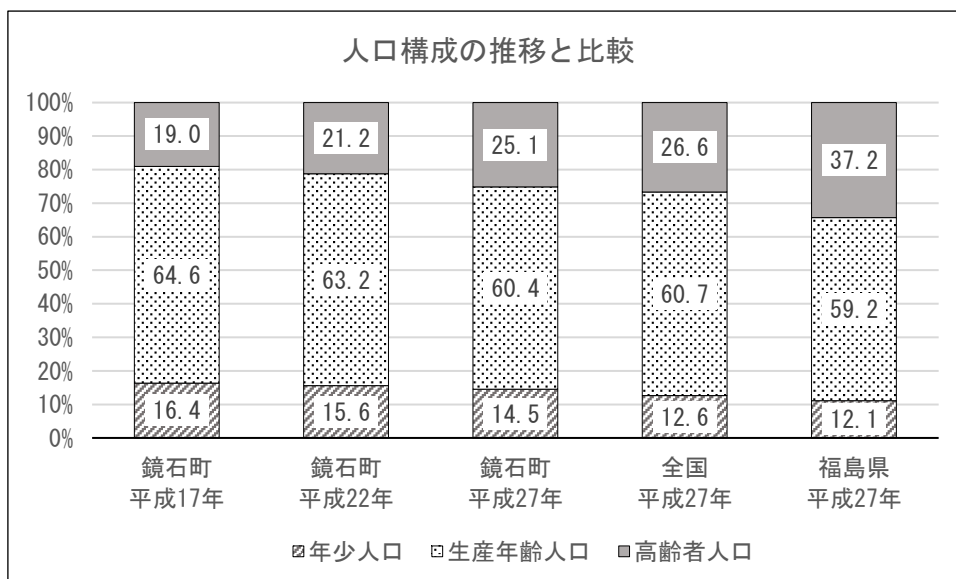
本町の国勢調査における平成27年10月1日現在の人口は12,486人で、これまで増加傾向で推移していたが、平成27年度は減少している。また、平成27年10月1日現在の世帯数は4,205世帯で、核家族化の進行により増加傾向にあるが、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、平成2年の4.0人から平成27年は2.9人/世帯と減少している。



(出典：国勢調査)

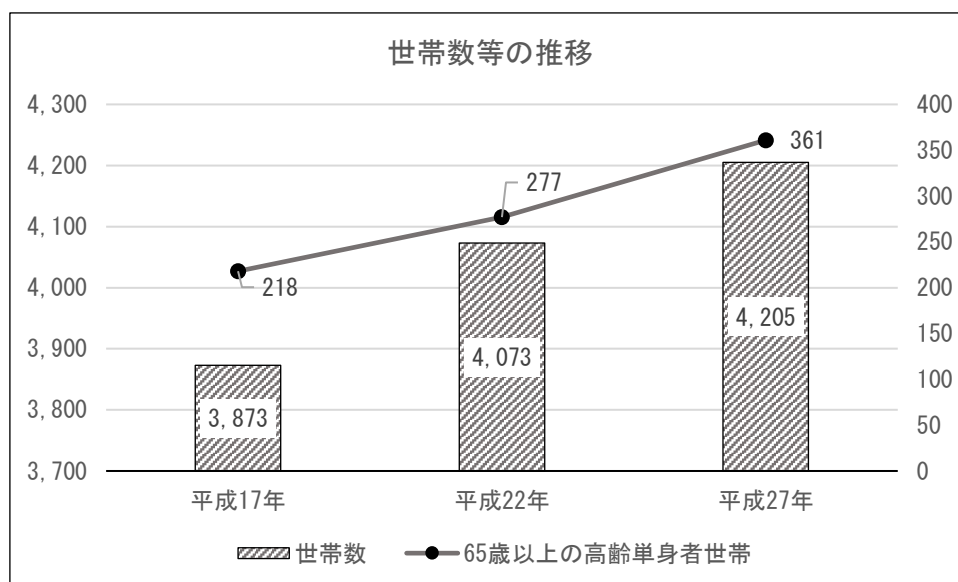
本町の平成27年の年齢構成では、年少人口(0～14歳)14.5%、生産年齢人口(15～64歳)60.4%、高齢者人口(65歳以上)25.1%となっており、県平均に比べて年少人口及び生産年齢人口の割合が高く、高齢者人口の割合が低くなっている。

本町の高齢化率は、徐々に上昇しており、今後も少子高齢化の傾向は続くものと予想される。



(出典：国勢調査)

また、世帯数等の推移では、世帯数は増加しているものの、65歳以上の高齢者単身世帯も増加しており、災害時の要支援の可能性が高まっている。



(出典：国勢調査)

第3 本町における社会的災害要因

本町は、前述のように少子高齢化と高齢者単身世帯の増加により災害時への対応力が脆弱化していく傾向があり、避難時の対応等について課題を抱えている。

さらに、大雨時の冠水、土砂災害等の被害が想定される箇所・区域があり、こうした地域における防災対策についても県等の関係団体と協力して取り組まなければならない課題である。

第4節 鏡石町の地震災害と地震想定調査

第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の2つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

(1) 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M6.0）が発生したといわれている。

2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

(1) 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

ア 1938年（昭和13年）5月 塩屋崎沖地震 M=7.0

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250か所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6か所等の被害があった。

イ 1938年（昭和13年）11月 福島県東方沖地震 M=7.5

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4戸、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

また、同日にM=7.3、翌日にM=7.4の強い余震を観測している。

ウ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 M=7.5

16日午後1時20分頃、県下全域に震度4～5の強い地震があった。県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15か所、山・がけ崩れ17か所等の被害があった。

エ 1978年(昭和53年)6月 宮城県沖地震 M=7.4

12日午後5時14分頃地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9か所、山(がけ)崩れ26か所等の被害も発生している。

オ 2005年(平成17年)8月 宮城県沖の地震 M=7.2

16日午前11時46分頃地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。

カ 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) M=9.0

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は3のとおり)

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

3 東日本大震災

(1) 地震の被害

三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、県内における死者・行方不明者は合わせて3,400名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域では、引き続き余震が発生している。

(2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
震源	三陸沖（震源の深さ 24km）
規模	マグニチュード 9.0
県内の観測震度	震度 6 強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、 鏡石町 、檜葉町、双葉町、新地町 震度 6 弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度 5 強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m 以上※、小名浜港 3.3m （※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある）
人的被害 （死者は震災 関連死を含む）	死者：4,147 名（鏡石町 2 名） 行方不明者：0 名 重傷者：20 名 軽傷者：163 名（鏡石町 2 名）
建物被害 （警戒区域指定 自治体においては 未集計）	住家全壊：15,435 棟（鏡石町 172 棟） 住家半壊：82,783 棟（鏡石町 768 棟） 住家一部損壊：141,054 棟（鏡石町 1,666 棟） 住家床上浸水：1,061 棟 住家床下浸水：351 棟 公共建物被害：1,010 棟 その他建物被害：36,882 棟
消防職員出動延べ 人数	消防職員：5,706 人 消防団員：43,776 人

（令和 3 年 1 月 8 日現在）

第2 地震被害の想定

1 地震被害想定調査の実施

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、県においては、平成7年度から3か年を通じて地震被害想定調査を実施している。

さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

なお、東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震被害想定については、今後、公表の後、被害想定結果及び結果を踏まえた対策を反映して、本計画を見直す必要がある。

2 想定地震の設定

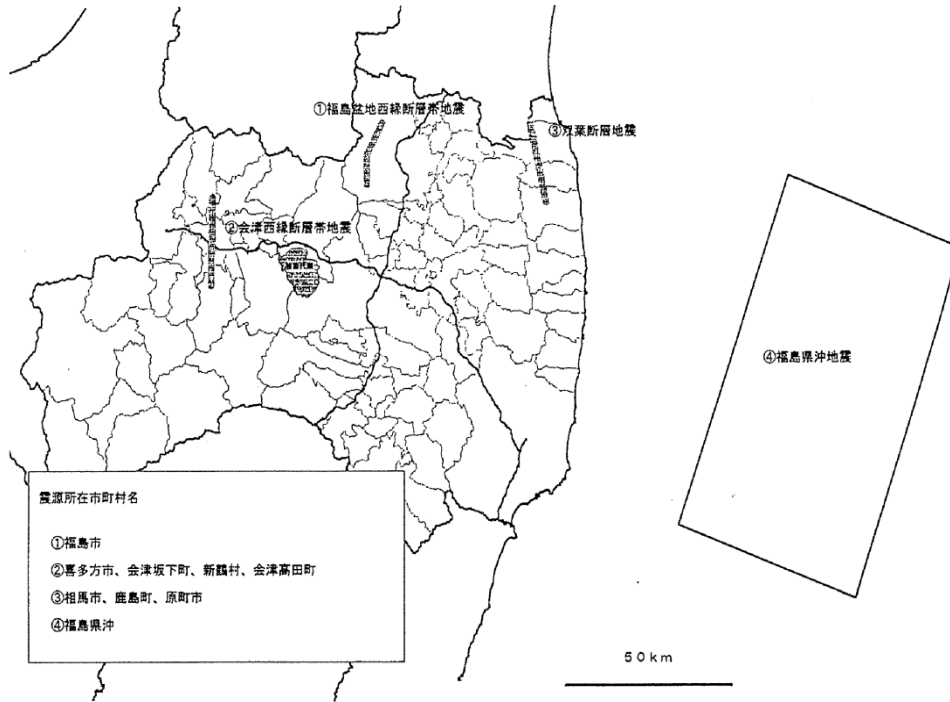
本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）とする。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M 7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M 7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M 7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
海溝部	④ 福島県沖を震源とする地震	M 7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記の3つの地震を選定した。

海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行った。



3 定量被害想定結果の概要

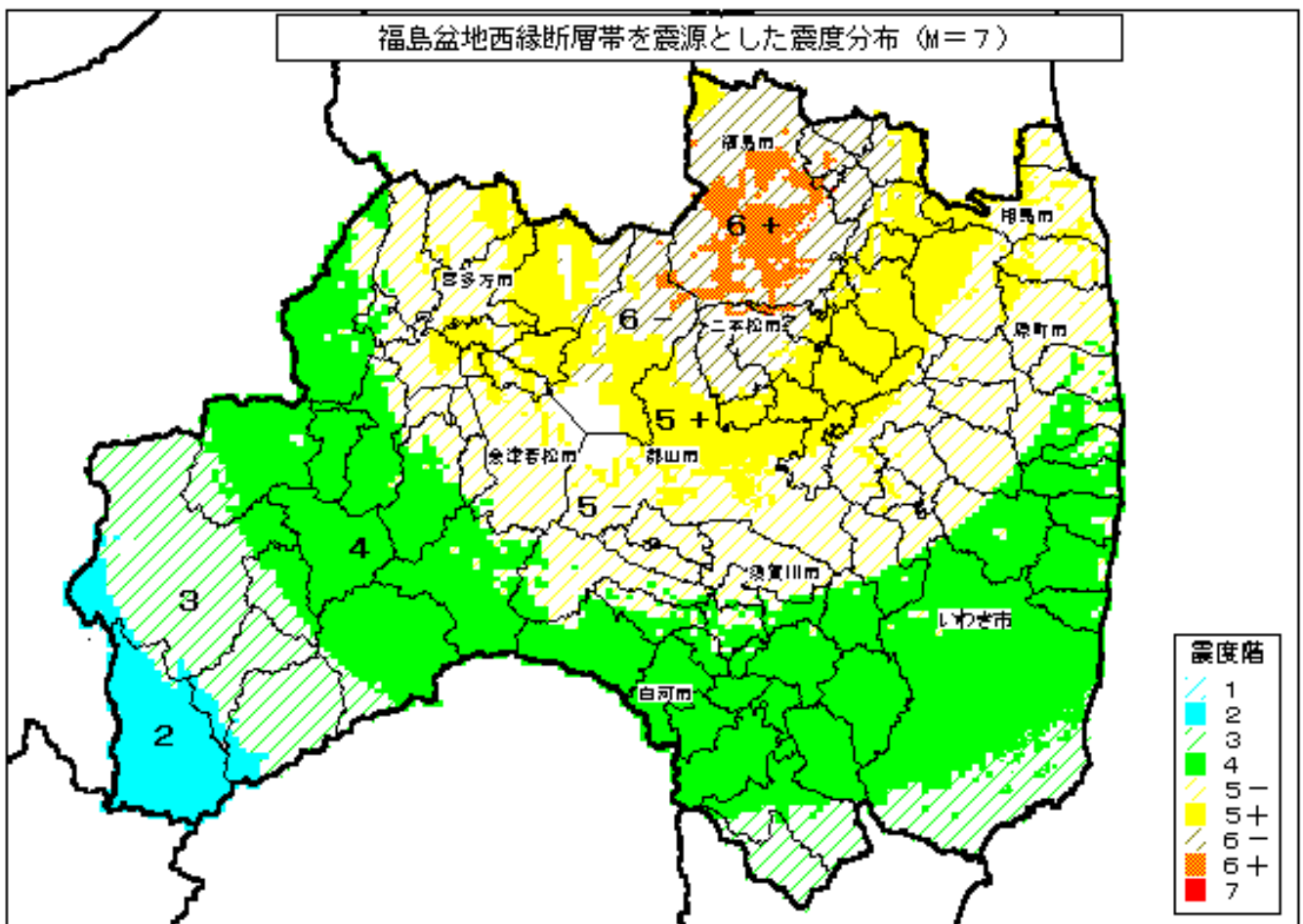
想定地震ごとの定量被害想定結果の概要及び震度分布図を以下に示す。

定量被害想定結果の概要

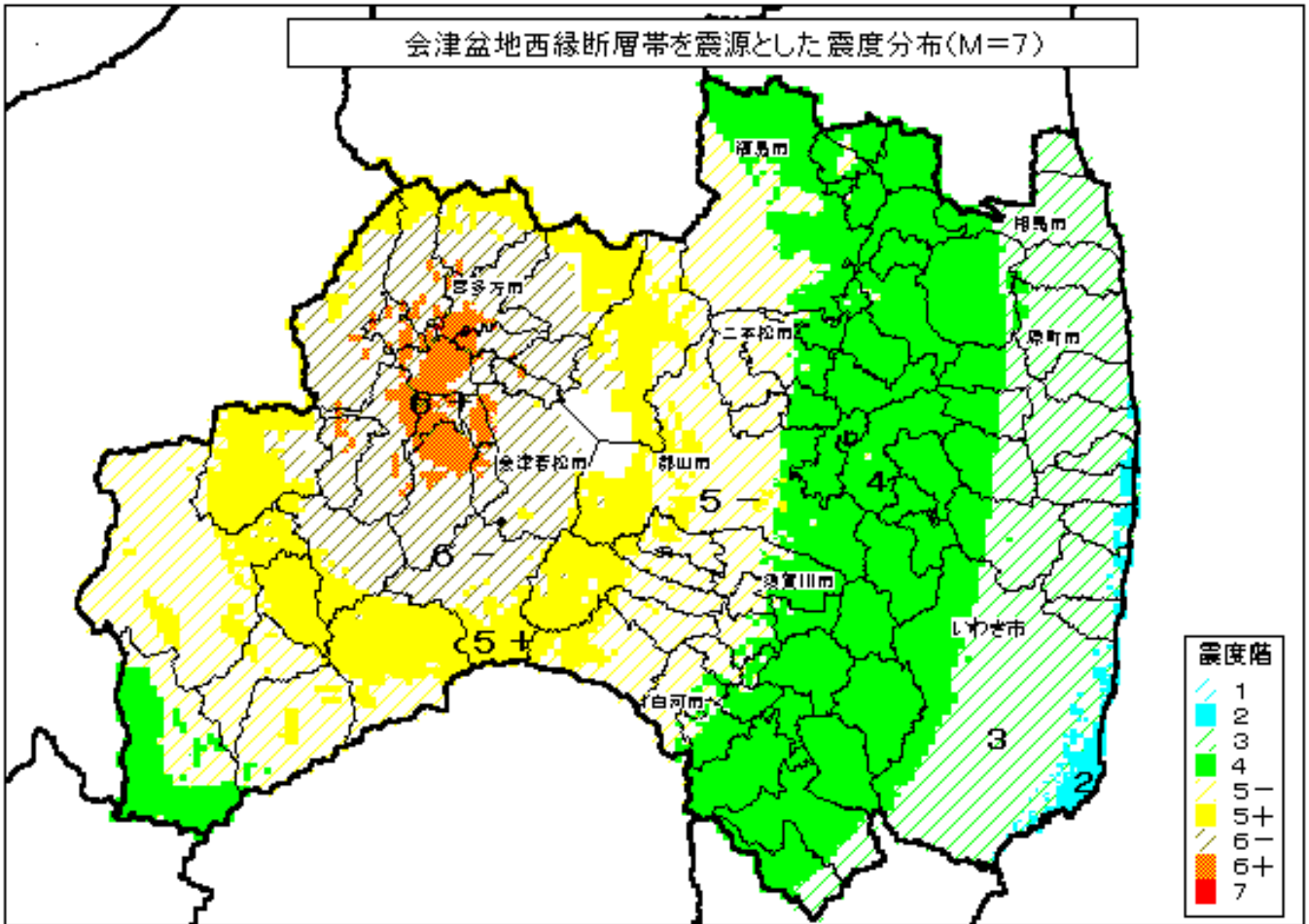
被害想定分野		被害想定結果				
		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震	
想定地震		M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km	
地震動 (1kmメッシュ数)		6強：約290メッシュ 6弱：約1,160メッシュ 5強：約1,860メッシュ	6強：約300メッシュ 6弱：約2,010メッシュ 5強：約1,900メッシュ	6強：約310メッシュ 6弱：約760メッシュ 5強：約1,370メッシュ	6強：0 6弱：約540メッシュ 5強：約2,090メッシュ	
液状化危険度		極めて高い：21メッシュ	極めて高い：139メッシュ	極めて高い：91メッシュ	極めて高い：87メッシュ	
斜面崩壊危険度		危険度A：997メッシュ	危険度A：1,346メッシュ	危険度A：586メッシュ	危険度A：331メッシュ	
津波被害想定		①福島県沖低角断層（地震被害想定福島県沖地震のモデル）注 ・おおむね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ②福島県沖高角断層注 ・おおむね2～6mの津波高 ・1か所で越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。				
建物被害		木造大破棟：11,306棟 非木造倒壊棟：497棟	木造大破棟：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	木造大破棟：7,723棟 非木造倒壊棟：217棟	木造大破棟：4,733棟 非木造倒壊棟：158棟	
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合		出火数：最大99火点 消失棟数：1,604棟	出火数：最大97火点 消失棟数：863棟	出火数：最大64火点 消失棟数：898棟	出火の可能性は低い	
人的被害		死者（夜間）：840人 死者（昼間）：327人 負傷（夜間）：4,324人 負傷（昼間）：4,343人 避難者：51,621人	死者（夜間）：749人 死者（昼間）：278人 負傷（夜間）：4,604人 負傷（昼間）：4,476人 避難者：38,366人	死者（夜間）：553人 死者（昼間）：203人 負傷（夜間）：2,908人 負傷（昼間）：2,948人 避難者：28,599人	死者（夜間）：346人 死者（昼間）：131人 負傷（夜間）：1,632人 負傷（昼間）：1,661人 避難者：35,798人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43か所	50か所	62か所	31か所
		配水管破損箇所数	約1,400か所	約1,500か所	約1,100か所	約1,300か所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24か所	13か所	20か所	19か所
		枝線管きよ被害箇所数	80か所	13か所	81か所	72か所
	電力	電柱被害本数(〇は支障対象の本数)	約1,000本(410本)	約2,500本(1,000本)	約3,100本(1,220本)	約3,700本(1,460本)
		架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
	ガス	中圧管被害箇所数	4か所	0か所	0か所	3か所
		低圧管被害箇所数	約390か所	約450か所	約160か所	約300か所
	電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本
		架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km
		地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km
支障回線数		約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線	
道路被害箇所数		緊急輸送道路第1次指定路線：20 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：12 緊急輸送道路第2次指定路線：20	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：17	
鉄道被災区間		JR東北本線伊達～南福島 JR東北本線松川～杉田 JR磐越西線翁島～川桁 阿武隈急行富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線坂元（宮城県）～大野 阿武隈急行富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷	

【注】 福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

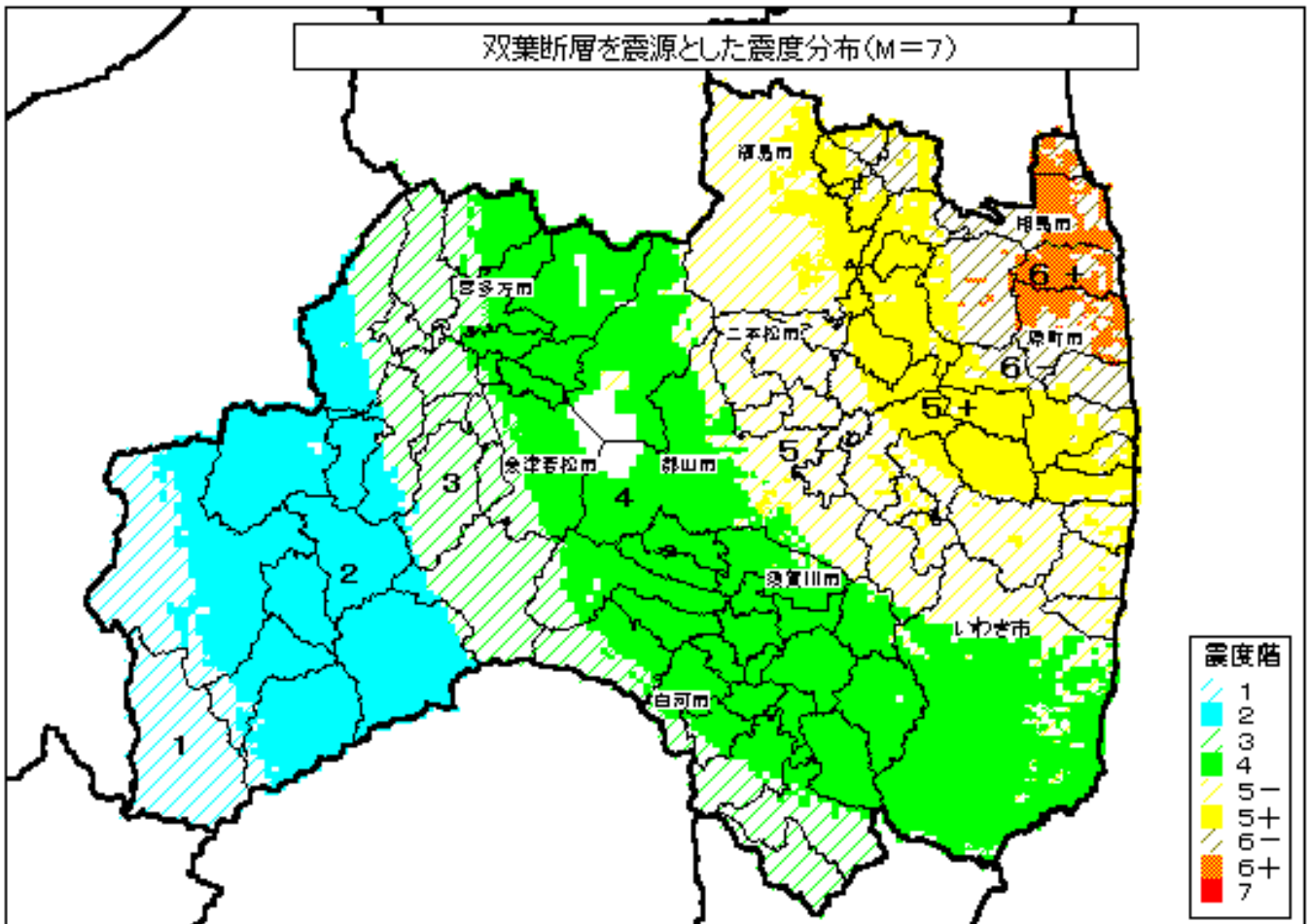
断層の走向（断層線（地表面と断層面との交線）の方向を真北から時計回りに測定したもの）と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。

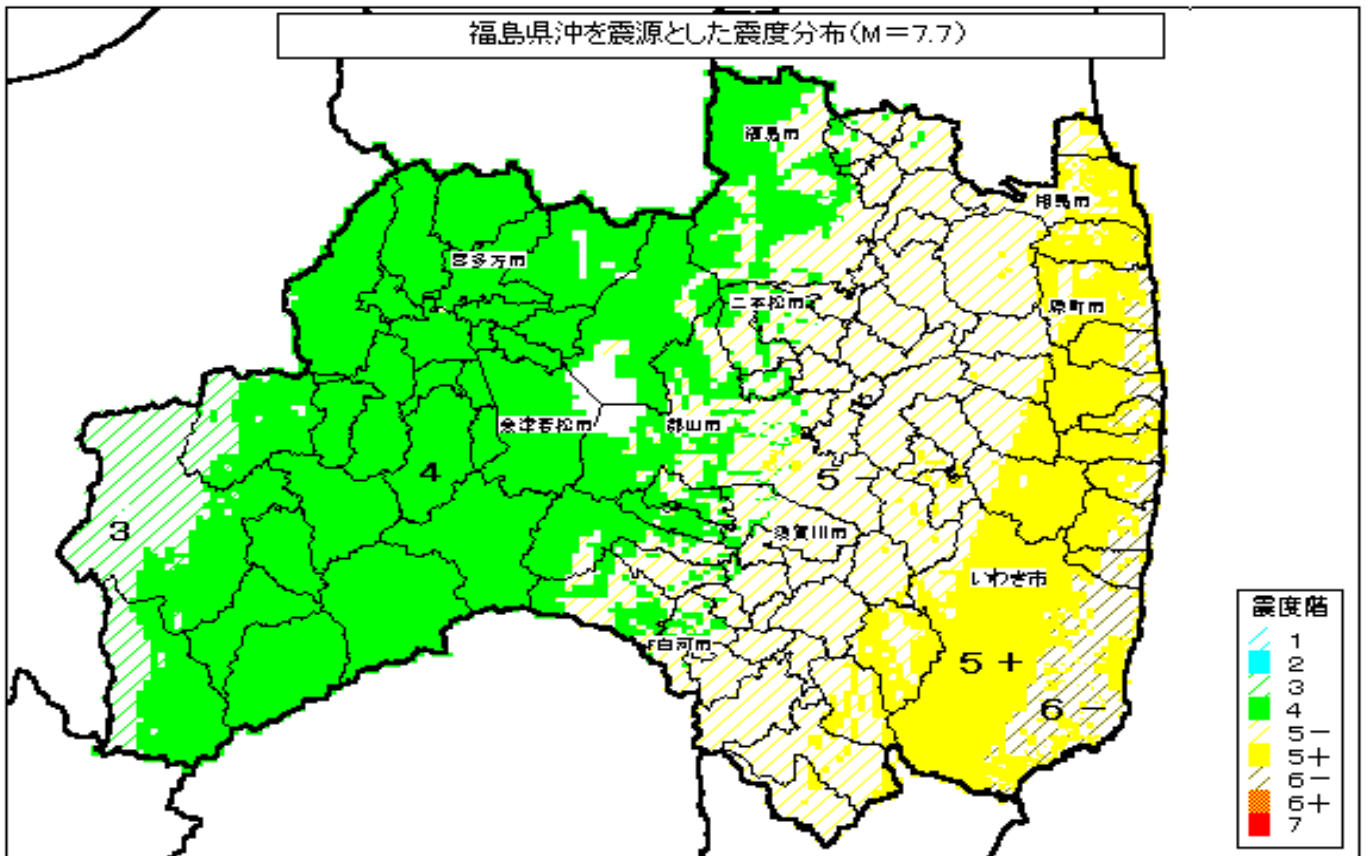


会津盆地西縁断層帯を震源とした震度分布(M=7)



双葉断層を震源とした震度分布(M=7)





4 想定地震別の地震被害発生の特徴

「2 想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

(1) 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、震源域を中心とした長径 30km、短径 20km の楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結び付く危険性も有している。

(2) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定される。

(3) 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。

さらに、浜通り沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、事故により全号機の運転が停止された。福島第一原子力発電所1～4号機では事故の完全終息及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却装置は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所1～4号機では冷温停止が維持されている。しかし、仮に地震等によって予備設備等を含めてすべての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の飛散等が想定される。

(4) 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返して発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

第3 想定調査成果及び過去の経験の活用

第2に示した「地震被害の想定」の成果及び東日本大震災の経験を、町地域防災計画震災対策編へ反映させる等、震災対策の立案に活用するとともに、町民の防災意識の向上への活用を図る。

1 町における震災対策の検討

町においては、地震被害想定調査の結果を踏まえて、震災対策の検討、町地域防災計画の見直し等に活用する。

2 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで本県が想定してきた地震、津波規模をはるかに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、同様な規模の災害が起こりうることを想定し、町及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

3 町民防災意識の向上

地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本町の地震被害発生の可能性に関する町民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 町による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施及び各種ハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

地震災害に関しては、県で実施した被害想定は、県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため町においては、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る必要がある。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町により整備された情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第2 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認されており、東日本大震災においても同様であった。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

自主防災組織の活動内容

平常時の主な活動	防災訓練の実施、防災知識の啓発、災害危険箇所の巡回・点検、資機材購入・点検
災害時の主な活動	初期消火活動、負傷者の救助、救護、避難誘導、情報収集

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 鏡石町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町が有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 福島県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 鏡石町

- (1) 鏡石町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備及び育成指導
- (3) 防災思想の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 自主防災組織の育成に関すること。
- (6) 災害用物資の設備及び資材の整備及び点検
- (7) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (8) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達
- (9) 災害広報
- (10) 避難対策
- (11) 被災者に対する救護及び救助の実施
- (12) 被災児童及び生徒に対する応急措置
- (13) 水防活動、消防活動、その他の応急措置
- (14) 災害後の清掃、防疫、その他の保健衛生に関する応急措置

- (15) 公共土木施設、農地、農業・林業用施設等に対する応急措置
- (16) 農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧
- (19) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 福島県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2-1 須賀川土木事務所

- (1) 水防活動への協力（河川に関する情報提供、水防資器材の貸与等）に関すること。
- (2) 交通不能箇所の調査及びその応急対策に関すること。
- (3) 土木関係被害の調査及びその対策に関すること。

2-2 県中保健福祉事務所（県中保健所）

- (1) 薬剤及び血液等の供給に関すること。
- (2) 感染症予防に関すること。
- (3) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- (4) 生活用水の確保に係る調整に関すること。
- (5) 食品衛生に関すること。
- (6) 被災者の健康支援に関すること。

2-3 県中農林事務所須賀川農業普及所

災害時における農作物の技術対策に関すること。

3 須賀川警察署（鏡石駐在所）

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 被災者の救出、救護に関すること。
- (3) 避難の指示及び誘導に関すること。
- (4) 交通の規制、犯罪の予防その他に関すること。
- (5) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

4 須賀川地方広域消防組合（須賀川消防署鏡石分署）

- (1) 火災の予防に関する事。
- (2) 危険物の安全及び規制に関する事。
- (3) 救急救助及び救援に関する事。
- (4) 緊急消防隊、他機関との連携に関する事。

5 指定地方行政機関

(1) 東北管区警察局

- ア 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携
- ウ 管区内防災関係機関との連携
- エ 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- オ 警察通信の確保及び統制

(2) 東北総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関する事。
- イ 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずる事。
- ウ 各種非常通信訓練に関する事。
- エ 非常通信協議会の指導育成に関する事。

(3) 東北財務局（福島財務事務所）

- ア 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。
- イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
- ウ 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。

(4) 東北厚生局

災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整

(5) 福島労働局

工場事業場における労働災害の防止

(6) 東北農政局

- ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導及び助成
- イ 農業関係被害情報の収集報告
- ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- オ 排水・灌漑用土地改良機械の緊急貸付け
- カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- キ 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導
- ク 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

- (7) 東北農政局福島地域センター
災害時における主要食糧の供給
- (8) 関東森林管理局（福島森林管理署白河支署）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 東北経済産業局
 - ア 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
 - イ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- (10) 東北地方整備局
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
 - エ 水防活動の支援
 - オ 災害時における交通規制及び輸送の確保
 - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
 - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (11) 東北運輸局（福島運輸支局）
 - ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達
 - イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
- (12) 仙台管区气象台（福島地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知
 - ウ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備
 - エ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
 - オ 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関して、技術的な支援・協力
 - カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や町に対して気象状況の推移やその予想の解説等の実施
 - キ 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

6 自衛隊

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 県、町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株) (鏡石郵便局)
 - ア 災害時の業務運営の確保
 - イ 災害時の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ウ 災害時における町と須賀川郵便局及び鏡石郵便局の間の協定に基づく協力
- (2) 日本赤十字社 (福島県支部)
 - ア 医療、助産等救護の実施
 - イ 義援金の募集
 - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (3) 日本放送協会 (NHK) (福島放送局)
 - ア 気象・災害情報等の放送
 - イ 住民に対する防災知識の普及
- (4) 東日本高速道路(株)
 - ア 道路の耐災整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
 - エ 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達
 - オ 緊急輸送に対する協力
- (5) 東日本旅客鉄道(株) (須賀川駅)
 - ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ウ 災害時における応急輸送対策
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (6) 通信事業者 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))
 - ア 電気通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (7) 運輸業者 (日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (8) 東北電力ネットワーク(株) (須賀川電力センター)
 - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧

8 指定地方公共機関

- (1) バス機関（福島交通(株)須賀川営業所）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、テレビユー福島(株)、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）
 - ア 気象予報・警報等の放送
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
 - エ 住民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞社(株)）
災害状況及び災害対策に関する報道
- (4) 運輸業者（(公社)福島県トラック協会）
災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (5) （一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県放射線技師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (6) （一社）福島県LPガス協会
災害時におけるLPガスの安全対策の実施
- (7) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入れ
 - イ 生活福祉資金の貸付

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 夢みなみ農業協同組合
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (2) ふくしま中央森林組合
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (3) 矢吹原土地改良区
 - ア 災害時の農業用水利施設の被害調査並びに応急対策
 - イ 被災施設の速やかな復旧

- (4) 鏡石町商工会等商工業関係団体
 - ア 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (5) 金融機関
 - 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (6) 社会福祉施設及び教育機関の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者、児童生徒の保護及び誘導
 - ウ 教育機関においては災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (7) (福) 鏡石町社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入れ
 - イ 生活福祉資金の貸付
- (8) (一社) 須賀川医師会
 - ア 医療及び助産活動に関すること
 - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (9) (一社) 福島県タクシー協会((株) 鏡石タクシー)
 - 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 町の防災組織

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

1 町防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県防災会議に準じる。

2 町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県災害対策本部に準じる。

3 水防管理団体（町）

水防法第3条に基づき設置し、町における河川の洪水を警戒し、防御する。

第2 自主防災組織

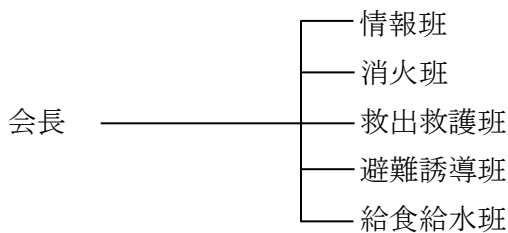
1 設置の目的

行政区を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実に努めることが義務付けられている。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示すると次のとおりである。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第15節 自主防災組織の整備」のとおりである。



第3 応援協力体制の整備

1 県内市町村間及び県外市町村との相互応援【資料編 参照】

町は、町に係る災害について、適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため応援協定を締結しているが、さらに地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に近隣の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第 67 条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

〈相互応援協定における主な応援の種類〉

- ① 食料、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- ② 医療、防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- ③ 職員の派遣
- ④ 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受入れなど

2 消防の相互応援

町は、隣接市町村と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図る。

3 県、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備

町は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

4 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

5 民間協力計画【資料編 参照】

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、積極的な協力が得られる体制を整備することが重要である。

町の各部局においては、それぞれの所掌事務に係る公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、町民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 公的機関等の業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。このため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

さらに、業務継続体制の整備を通じて、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信網の整備

1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用を開始したが、更新時期を迎え、平成21～24年度の4か年事業で従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行った。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化される。

2 防災事務連絡システム

町は、県から配信される気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを受信し、災害対策に役立てるとともに、インターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。

第2 町防災行政無線の整備

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として、町防災行政無線の整備充実に努める。整備は、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を進めるとともに、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。非常用電源設備の整備について、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

なお、同報系の整備に当たっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。また平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機を導入するとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努める。

第3 その他通信網の整備・活用

1 整備と活用

町及び関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネットの活用のほか、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

町は、消防庁が運用するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を町民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

なお、町、県、国、公共機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

2 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

第4 通信手段の周知

1 県と関係機関間の連絡体制の周知

町及び防災関係機関は、災害時に情報連絡を行うための県災害対策本部等の連絡先を把握しておくものとする。

2 町民への連絡体制の周知

町は県と連携し、町民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

1 気象情報等連絡通報体制

町は、気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、県総合情報通信ネットワークによる気象情報及び(一財)河川情報センターを通じての水位観測情報等の取得に努めるとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

(1) 県総合情報通信ネットワークによる気象情報

- ア 気象特別警報
- イ 気象警報
- ウ 気象注意報
- エ 指定河川洪水予報
- オ 気象情報
- カ 台風情報
- キ 天気予報
- ク ナウキャスト（降水、雷、竜巻）
- ケ アメダス
- コ 地震に関する情報
- サ 噴火警報等

(2) (一財)河川情報センターによる情報

- ア 雨量情報
- イ 雪情報
- ウ 水位情報
- エ 警報
- オ その他

2 事業計画

町は、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備及び観測方法の改善に努める。

第4節 水害予防対策

水害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

本町の河川は、狭隘河川であり、異常降雨による災害の発生が危惧され、浸水被害につながるおそれがあるため、総合的な水害防止対策を推進する。

1 河川対策

(1) 現状

阿武隈川水系の阿武隈川、隅戸川、鈴川、釈迦堂川があり、大雨時には浸水も予想され、被害を及ぼすことが懸念される。

特に、治水施設の整備水準を高めることは安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠である。

(2) 計画

阿武隈川、隅戸川、鈴川、釈迦堂川流域の水害を予防するために堤防の保護に努める。また堤防の補強と河床上昇時における流路整正を関係機関に働きかける。

(3) 洪水ハザードマップ整備の促進

ア 町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知を図る。

また、主として、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、FAXで当該施設利用者に対し、洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を本計画に定める。

なお、上記に関する本計画の記載例を、福島県水防計画に記載する。

イ 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

2 下水処理対策

(1) 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらしている。

公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに下水処理は重要な役割があり、本町においては、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による処理を図っている。

(2) 計画

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備推進に努める。また、浸水被害地区に対しては、排水機能の強化に努める。

3 その他施設の管理及び維持補修

(1) 現状

農業用水利基幹施設は、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分になっているものもある。

水害を引き起こさないために、水量調整など日常の適切な管理と併せ、危険施設については、監視体制を強化するとともに状況により管理者と協議し必要な措置をとることとしている。

(2) 計画

農業用水利基幹施設の整備計画は、土地改良事業長期計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。なお、小被害の増加に対処するため、町は、県からの排水路等の改修又は新設などの助成を受けて事業を行う。

4 重要水防区域

町で河川法を適用する河川で、資産、生産力を守るために、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域

河川名	左岸・右岸の別	区 域		警戒水位	理由	被害予想区域	担当消防機関
		位 置	延 長				
阿武隈川	左岸	東河原 成田東	1,300m	4.5	溢水決壊	成田東、成田、諏訪町	鏡石町消防団 全分団
鈴川	右岸	成田	1,000m	1	溢水	成田	5分団

第5節 土砂災害等予防対策

土砂災害等の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 急傾斜地崩壊対策

県内の急傾斜地崩壊危険箇所は、4,274か所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在420か所を概成している（平成28年3月31日現在）。

第2 土砂災害警戒区域における対策

ア 町地域防災計画への記載

町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

町は、本計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるとき、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定める。

町は、名称及び所在地を定めた施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知を図る。このため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）を配布する。県が実施する基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じる。

第3 森林整備対策

本町の森林面積は、4平方キロメートルで町土面積の12.8%を占めている。これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病害虫防除事業等の計画に基づき、町は県、森林組合、森林所有者と一体になって森林整備を推進する。

第4 宅地防災対策

がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家がおおむね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等の条件に、がけ地の付近で災害発生のおそれのある地区にあっては急傾斜地崩壊防止工事を行うこととなっているが、これにあたらぬ地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にある。

県においては、がけ地崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転促進として、移転を実施する者には補助金（がけ地近接等危険住宅移転事業）を交付していることから、町は県との連携により制度の周知に努めるものとする。

第5 土砂災害警戒情報の伝達

1 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに町長が防災活動や町民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、町民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

2 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

3 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- (2) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (3) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (4) 対象とする土砂災害は「降雨から予測可能な土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (5) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。

4 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(1) 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される
ときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない
場合は、土壌雨量指数の状況を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除できるものである。

5 利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発
表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに
留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等
による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・
予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とする
ものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺
の溪流・斜面の状況や気象状況、前兆現象、県の補足情報（土砂災害情報システムの危
険度を示す指標）等も併せて総合的に判断する。

6 情報の伝達体制

災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）及び第 55 条（県知事の通知等）により県
から町に情報が伝達される。また、土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の 1
つとして関係機関に伝達され、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行われる。

- (1) 町は、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び町民
その他関係のある団体等へ伝達する。
- (2) その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

第6節 雪害予防対策

降積雪期においても町民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、避難行動要支援者の支援などに関する対策を実施するものとする。

第1 雪害予防体制の整備

1 町の活動体制

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

町は、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第2 生活基盤の耐雪化

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

イ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

ウ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであることから、これらの除雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

エ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

(2) 一般建築物

町は、除雪作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設の雪害対策

電力、通信の供給等を確保するため、施設管理者及び関係機関は万全な雪害対策に努めるものとする。

3 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、迅速かつ的確な除雪体制の推進を図るものとする。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに交通規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

(1) 道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保するため、効率的な除雪作業を実施する。

(2) 除雪用資機材の整備

町は、各路線や地域の実情に応じ、除雪用資機材の整備を図る。

ア 除雪機械の整備

除雪機械の確保については、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう業者等の協力体制を確立しておくものとする。

イ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

(3) 除雪計画(雪害対策マニュアル)

町は、次の点に留意して道路除雪計画(雪害対策マニュアル)を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、国・県とともに十分連携し策定する。

イ 除雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

4 公共交通機関対策

鉄道事業者及びバス事業者は、冬期間の鉄道輸送の確保に努める。

また、利用者に対して的確に情報提供できるよう連絡体制の整備に努める。

第3 救済体制の整備

1 ボランティアの活動支援

(1) 体制

町は県と連携し、ボランティアの受入れ体制として、「第17節第3 ボランティアの受入れ体制の整備」に定める体制を整備するものとする。

(2) 受入れ

ボランティアは町及び町社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとする。

2 避難行動要支援者の安全確保

(1) 要支援者の情報把握と共有

町は、支援を必要とする高齢者世帯、障がい者（児）等のいる世帯（以下「要支援世帯等」という。）の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 要支援世帯等の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の要支援世帯等の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は県と連携し、身近な地域において、迅速に安否確認、除雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、町は一人一人の避難行動要支援者に対して複数の安全確保や避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

第4 広報活動

1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、町民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

2 町民に対する防災知識の普及

町は県と連携し、町民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。

第7節 火山予防対策

国、県、市町村及び防災関係機関は、火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山災害の予防対策を行うこととする。

第1 本県の火山防災協議会

1 避難計画等の策定

各火山防災協議会における共同検討などを通じて、町は、福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会が策定した噴火シナリオや災害予想区域図等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。

これらを踏まえながら、町は、各火山防災協議会における共同検討などを通じて、警戒地域ごとに、次の事項について本計画に定めるとともに、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定し、本計画に位置付けるものとする。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
- (2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難勧告等避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項
- (3) 避難場所および避難経路に関する事項
- (4) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
- (7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

2 住民、登山者、観光客等に対する周知・継発

町及び県は、火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性について周知・啓発を行う。

町は、作成した火山防災マップ等について住民、登山者、観光客等への情報提供を効果的に行うものとし、当該区域における火山防災マップ及び警戒避難対策等を本計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。町及び県は、登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行う。

また、福島県観光物産交流協会、町観光協会及びその他の関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌業務に基づき、周知・啓発を行うほか、町又は県から周知・啓発について応援要請があった場合はこれに協力するものとする。

町は、異常現象を発見した場合の通報義務について住民、登山者、観光客等に啓発を図るとともに、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図る。

3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

町及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図る。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努める。

4 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実

町及び県は、防災関係機関、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練を実施する。

町及び各火山防災協議会は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導・支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）

町は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

第2 火山噴火緊急減災対策砂防計画

町及び防災関係機関は、それぞれの本計画、防災業務計画書等に定めるところにより、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう連携体制を整えるものとする。

さらに、火山の専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

第3 防災対策の推進

町は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図る。

- (1) 避難施設（退避舎、退避壕等）の整備
- (2) 防災営農施設の整備
- (3) 降灰除去事業
- (4) 治山治水事業
- (5) 砂防事業
- (6) 河川の水質汚濁防止措置
- (7) 火山現象の調査、研究及びその成果の普及
- (8) 町が行う事業等に対する必要な助言又は指導

第8節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努める。

2 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援体制の整備

町は、隣接市町村と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町は消防署と連携し、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町は消防署と連携を図り、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者（児）の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町は消防署と連携を図り、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町は消防署と連携を図り、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町は消防署と連携を図り、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断するものとする。

公共建築物以外の建築物については、広報等により建築基準法等関係法令に基づき、不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

第9節 建築物及び文化財災害予防対策

近年、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化しているが、一方、本町においては、以前として木造建築物が多いため、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町・町教育委員会等が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

町は県と協力し、建築物の安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導に努めるものとする。

2 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

なお、防災機能を強化するため、防災拠点となる町役場本庁舎のように、須賀川消防署鏡石分署庁舎などの設備の耐震改修を行う。

また、分散化、老朽化している町の公共建築物の機能を更新し、住民サービスの利便性を向上するため、保健・福祉機能を持った総合的な防災拠点となる「健康福祉センター」の整備を推進し、町役場が被災した場合の代替施設としての設備を整備する。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

町民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 訓練の実施

町教育委員会及び文化財所有者・管理者は消防機関との連携のもと、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練等を随時実施するものとする。

第10節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

第1 緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、福島県が指定する緊急輸送道路に加え、町緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定するとともに、その確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要となる人員及び資機材の確保について、関係機関と協議の上、協定等を締結する。

1 緊急輸送路

県指定の緊急輸送路で、町内を通る路線は、別表1「緊急輸送路線」のとおりとなり、町の緊急輸送路も県の指定する路線の範囲内とする。

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を別表2「ヘリコプター臨時離着陸場」のとおり指定する。

3 物資受入れ拠点

町は、災害時における大量の物資の受入れ及び仕分け並びに避難所への輸送等のための集積拠点施設を指定するとともに、関係機関からの「プッシュ型」支援を想定し、県との情報共有を図る。

4 陸上輸送拠点

町は、県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、他市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として陸上輸送拠点を指定する。

5 町緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、町緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定する。

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

別表 1

緊急輸送路線

(1) 第 1 次確保路線

広域的な輸送に不可欠な、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

種 別	路線名	区間
一般国道	4 号	栃木県境～宮城県境
	118 号	茨城県境～国道 49 号
高速自動車国道	東北自動車道	栃木県境～宮城県境

(2) 第 2 次確保路線

県地方災害対策本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

種 別	路線名
一般県道	県道下松本鏡石停車場線
町道	駅中央線

(3) 第 3 次確保路線

第 1 次、第 2 次確保路線以外の緊急輸送路

種 別	路線名
一般県道	県道成田鏡田線（消防署鏡石分署を結ぶ） 開拓・中道線 町道笠石 482 号線

(4) その他確保路線

種 別	路線名
町道	町道笠石・鏡田線 町道牧場線～町道笠石 476 号線 町道大山・南町線 町道北町・堀米線 町道北原不時沼線 町道久来石・行方・蓮池西線 町道高久田一貫線

別表 2 町が指定するヘリコプター臨時離着陸場

鳥見山陸上競技場
鳥見山野球場
福島県立岩瀬農業高等学校
鏡石町公民館グラウンド

第 11 節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町、県及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第 1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項について、避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する。このため、警戒レベル 4 避難勧告及び警戒レベル 4 避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかける。避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対しては、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

また、町は、5 段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに必要に応じた見直しを行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

さらに、町は、警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル 4 避難勧告、警戒レベル 4 避難指示（緊急）、警戒レベル 5 災害発生情報等を発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とする。ただし、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を図ること等について、町は、住民等への周知徹底に努める。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

町は、躊躇なく警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル 4 避難勧告、警戒レベル 4 避難指示（緊急）、警戒レベル 5 災害発生情報等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、災害時における体制の構築に努める。

1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準

(1) 避難勧告等の判断基準の策定について

町は、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ、以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難勧告等の判断基準を策定するものとする。

また、警戒レベル4避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく警戒レベル4避難勧告等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知を図る。警戒レベル4避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定するものとする。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものは、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

イ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下「助言等」という。）を求めることができる。

各災害に関する避難勧告等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおりである。

- ・水害 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

- 2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- 3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- 6 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
 - (2) 避難受入れ中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
 - (6) 避難者に対する感染防止措置
- 7 避難所の整備に関する事項
 - (1) 受入れ施設
 - (2) 給食施設
 - (3) 給水施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
 - (6) ペット等の保管施設
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 老人デイサービスセンターの活用等

なお、町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

町は、平常時より要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿を作成するものとする。また、要配慮者名簿については、地域における要配慮者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

町は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、要配慮者本人の同意を得た上で、あらかじめ要配慮者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

また、避難行動要支援者に対する救援措置については、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 町民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

また、町は、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- (1) 災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれ大きい地域にあつては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。

1 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (7) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、新型コロナウイルス感染症対策を含め、おおむね3.5平方メートル以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
 - ウ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者（児）や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄・点検に努める。

町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備・点検を進める。また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所及び指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努める。

5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合には、県を経由して内閣府と協議の上、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定

町が策定する避難計画の避難路の選定基準等は、おおむね次のとおりとする。

1 避難路の選定基準

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。

町は、町民に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町は、町民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、幼稚園、保育所、児童館及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校、幼稚園、児童福祉施設（保育所、児童館等）においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入れ施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入れ方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入れ場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が入り出る公共施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

また、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同で防災体制などの事項に関する避難確保計画を作成し、町長へ報告するとともに、その公表に努めるものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、県（危機管理総室、生活福祉総室、健康衛生総室）や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行うものとする。

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される。

町は県の支援を受けながら、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

町は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

(1) 町

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

ア 救護所の指定及び整備と町民への周知

イ 救護班の編成体制の整備

なお、急病人が発生した場合に一般の人が応急に利用できる医療機関として、町内の主要施設にAED（自動体外式除細動器）を設置している。【資料編 参照】

(2) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、災害時に備え災害救援物資等の整備充実を図る。

イ （一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会

（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会と連携を図りながら、災害時に迅速に医療救護活動を実施するため、編成体制の整備充実を図る。

ウ （一社）福島県薬剤師会

（一社）福島県薬剤師会は、災害時において医師会等が行う医療（助産）救護活動を支援するため、救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け及び調剤体制の整備充実を図る。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定するものとする。

3 血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について町民への普及啓発を図る。

4 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町は消防機関等と連携し、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

(2) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう県の支援を受けながら医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

町は、県の支援を受けながら被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、県の支援を受けながら防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

町及び防災関係機関は、町民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、町民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

- (1) 町は、町民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。
- (2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。
また、高齢者、障がい者（児）、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。
- (3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設け、指定避難所等に最低限の備蓄を行ったりする等、体制の整備に努める。
また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や町民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (5) 町は、災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用として食料の確保に努める。

2 生活物資

- (1) 町は、町民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。
また、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。
なお、ガソリンや石油等の燃料についても、町内の販売業者等と連携し、協定を締結するなどして燃料の確保に努める。

- (2) 備蓄及び調達の商品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある（第2章災害応急対策計画 第12節避難所の設置・運営 第2避難所の運営を参照。）。

- (3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や町民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に町民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や町民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

- (1) 町は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実に努める。
- (2) 町は、長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光発電パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

3 災害対応型トイレ等の整備

災害の発生により、し尿処理が困難になるため、貯水槽を完備した災害対応型トイレ等の整備を図る。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すこととする。

町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 広域処理体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせ、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第14節 防災教育

災害発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民一人一人が日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第1 一般町民に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明などを行う。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

1 実施の時期

- (1) 風水害予防に関する事項 5月～9月
水防月間 5月1日～5月31日
- (2) 土砂災害予防に関する事項
土砂災害防止月間 6月1日～6月30日
がけ崩れ防止週間 6月1日～6月7日
山地災害防止キャンペーン 5月～6月
- (3) 火災予防に関する事項
春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日
秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日
- (4) 地震災害に関する事項
防災とボランティア週間 1月15日～1月21日
防災とボランティアの日 1月17日
防災週間 8月30日～9月5日
防災の日 9月1日

2 普及の内容

町及び防災関係機関は、町民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 町地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- ウ 警報等発表時や警戒レベル4避難指示（緊急）、警戒レベル4避難勧告、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についての事前の協議、確認しておくこと

3 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、町民一人一人に十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等の広報媒体の積極的な利用を図る。

4 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

また、一般町民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図る。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属するすべての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的を開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織をつくりあげるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行う。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、幼・小・中においては防災士を招いた避難訓練の実施、中学校においては、伝承館・廃炉資料館見学等による東日本大震災の防災学習の体験等、内容を工夫する。

また、一般町民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図る。

3 教科目による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員に対して防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては、職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第 15 節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ確かな行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第 48 条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて町民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第 1 総合防災訓練

1 概要

町は県と連携を図りながら、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて町民の防災意識の高揚を図るものとする。

また、町においても、市町村単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努める。

訓練の実施に当たっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行うものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第 2 個別訓練

1 概要

町及び防災関係機関は、第 1 に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、町民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第32条の2の規定に基づき、水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、国・県から被災市町村に派遣される情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町及び県中地方振興局は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ町民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

(8) 訓練の評価と地域防災計画等への反映

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、町民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、その他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般町民の訓練

町民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、町をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く町民の参加を求め、町民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努める。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練の実施後においては町地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第16節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努める。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

自主防災組織については、継続した組織の運営が重要であり、町は防災資機材の支給や自主防災活動に関する情報提供などの支援を行い、地域の防災意識の高揚に努める。また、未組織の行政区等に対しては、組織結成に向けた働きかけなどを行う。

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者（児）、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における町や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保し、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（大きなリスクになるのを防ごうとすること）とリスクファイナンス（大きな経済的損失を補填すること）の組み合わせによるリスクマネジメント（日常生きていく上で避けることのできないリスク＝損害に対し、対策をしていくこと）の実施に努める。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、町及び各業界の民間団体は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第5 地区防災計画の作成

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第17節 要配慮者対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

1 町地域防災計画において定める事項

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、町地域防災計画において以下の事項を定める。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 全体計画において定める事項

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府(防災担当)」に基づく「全体計画」を町地域防災計画の下位計画として位置づけ、町地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成し、定期的に更新する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し市町村が必要と認める事項

2 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

3 名簿情報の提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

4 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

5 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 個別計画の策定

町は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

第4 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

5 避難確保計画の策定

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する配慮者利用施設所有者及び管理者は、

- (ア) 防災体制に関する事項
- (イ) 避難誘導に関する事項
- (ウ) 避難の確保に関する事項
- (エ) 防災教育訓練に関する事項
- (オ) 水防法に基づき設置する自衛水防組織業務に関する事項

上記(ア)～(オ)に関する事項を定めた避難確保計画を策定し、町長に報告するものとする。

第5 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、ひとり暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（児）（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者（児）や理解力・判断力に障害のある知的障がい者（児））等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努める。また、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努める。

特に発災初期においては、市町村等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第6 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第7 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第8 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者（児）や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とする。ただし、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

町は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておく。また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入れ体制を構築する。

第18節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受け入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされるよう町は町社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティア受け入れ体制を整備しておくこととする。

なお、町は県と連携し、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 町からの情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努める。

2 コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を検討する。

この場合に、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておく（例えば、被災地域外からのボランティアの活動拠点について、老人福祉センター等の活用を検討する等）。また、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

3 ボランティア保険

町、町社会福祉協議会等は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどの協力体制等について関係機関と検討していく。

第 19 節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第 1 危険物施設災害予防対策

1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、県（危機管理総室）は、県内 12 消防本部と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力の下に実施している。

2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

町は、県との連携のもと、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生の抑止するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

(ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

4 安全対策の強化

町は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第20節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 市町村間の枠組み

(1) 県内市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定を締結する。

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定を締結する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 町と民間事業者等との協定締結

町は、地域の実情に応じて、県に準じ民間事業者・団体との応援協定を締結し、災害に備えること。

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、町民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、町、防災関係機関、並びに県民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

2 初動対応において重要な対策

県民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 町災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民に向けての情報提供
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信
- オ 自衛隊への災害派遣要請

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による他市町村、県等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア DMAT（災害派遣医療チーム）、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

第2 町災害対策本部の設置

1 町災害対策本部の設置基準

町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく鏡石町災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに配備体制をとるものとする。

- (1) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (4) 鏡石町又はその周辺で震度5(弱、強)の地震を観測し、町内に大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。
- (5) 鏡石町又はその周辺で震度6弱以上の地震を観測したときには、災害対策本部を自動的に設置する。

2 町災害対策本部の解散基準

町長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

3 町災害対策本部の設置・廃止時の通報先

町長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に口頭、電話、放送又は広報車で伝達・通報する。

- (1) 知事
- (2) 町民・隣接市町村・防災関係協力団体
- (3) 須賀川警察署・須賀川地方広域消防組合
- (4) 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 鏡石町防災会議委員・災害対策本部員・災害相互応援協定を締結している自治体等
- (6) 陸上自衛隊(陸上自衛隊郡山駐屯地)

4 町災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として役場第一会議室に設置する。

なお、町役場及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、本部長(町長)が指定する場所に変更することができる。

5 町長不在時の決定者

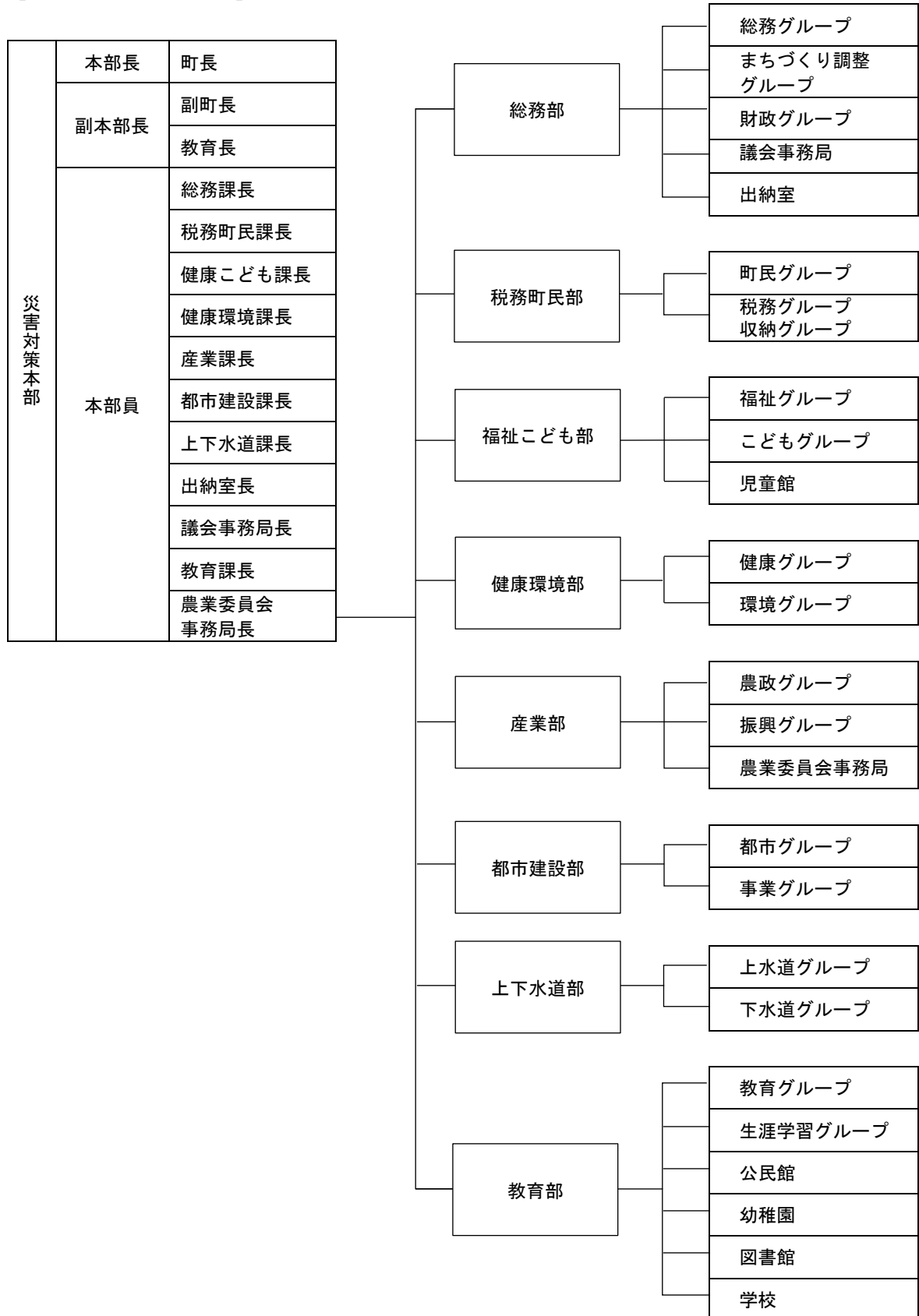
大規模災害時に町長が不在等で、町長による町災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副町長を第1順位、教育長を第2順位、総務課長を第3順位として決定する。

また、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断について、町長不在時等の非常時にも、前述同様対応するものとする。

6 鏡石町災害対策本部組織及び編成

町本部の組織編成及び事務分掌は、「鏡石町災害対策本部条例」の定める所により、「鏡石町災害対策本部組織」のとおりとするが、その概要は次のとおりである。

【災害対策本部組織図】



(1) 本部員会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- ア 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- イ その他重要事項に関すること

(2) 本部の各部

部に部長及び必要に応じて副本部長を置く。

(3) 現地災害対策本部

ア 設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

イ 組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 所掌事務

現地災害対策本部の事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

第3 国・県の現地対策本部との連絡調整

国あるいは県の現地対策本部等が設置された場合は、当該現地対策本部等と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行うものとする。

また、国・県は、大規模災害発生時に市町村へ情報連絡員（リエゾン）を派遣し、①派遣先市町村間の情報伝達の援助。②派遣先市町村の被害情報や要望事項の積極的な収集と報告、調整。③国・県の情報を市町村へ提供することで情報の共有を図る。としている。

1 国・県による情報連絡員（リエゾン）の派遣体制

(1) 情報連絡員（リエゾン）の受入れ

町は、国・県から情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合、速やかに受け入れ、情報連絡体制を確立するものとする。

(2) 町の対応

ア 情報連絡員（リエゾン）と町の担当課において、普段から非常時に備えて連絡体制を構築しておくものとする。

イ 情報連絡員（リエゾン）が常駐できるスペースを準備するものとする。

第4 町の活動体制

1 組織及び配備体制

町は、その責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等を定めておく。町災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、町が災害応急対策の第一次的な主体であることを基本として定める。

2 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとするが、原則として「鏡石町災害対策本部組織」と同様の体制とする。

第5 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び動員の基準を定めるものとする。

2 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、本部長から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣するものとする。

第6 災害対策本部等の事務分掌

各部の事務分掌は、災害対策本部長の命ずる応急対策に関することのほか、次のとおりとする。

部	事務分掌
総務部 総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 災害地区住民の避難場所の指定、収容並びに避難指導、誘導に関する事。 3 災害関係情報の収集並びに気象情報の伝達に関する事。 4 防災無線による広報活動に関する事。 5 災害対策本部の庶務に関する事。 6 現地本部の設置に関する事。現地本部との連絡に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 警察官の出動要請に関する事。 9 消防署並びに消防団との連絡調整に関する事。 10 水防活動に関する事。 11 災害時における職員の動員に関する事。 12 職員の非常招集に関する事。 13 職員の公務災害に関する事。 14 町内の被害状況の集約に関する事。 15 災害写真の撮影、収集、記録に関する事。 16 新聞発表等広報活動に関する事。 17 災害時の交通指導に関する事。 18 災害救助法に関する事。 19 災害救助金の交付申請及び受領に関する事。 20 緊急時モニタリングに関する事。 21 原子力発電所の被害状況に関する事。 22 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 23 防災関係機関等への情報提供に関する事。 24 屋内退避及び避難の指示に関する事。
まちづくり調整 グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部と各部との連絡調整に関する事。 2 情報通信設備の整備に関する事。 3 県知事等に対する応援又は応急措置の実施要請に関する事。 4 県に対する報告及び県との連絡に関する事。 5 国県等に対する要望等の資料作成に関する事。 6 他市町村との応援協力に関する事。 7 ボランティアに関する事。 8 各班及び現地災害対策本部等への情報提供に関する事。 9 ホームページ等災害情報の発信に関する事。
財政グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 公用車の配車計画に関する事。 3 役場庁舎の被害状況調査に関する事。 4 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災町民の応急復旧資金のあっせん等に関する事。 6 応急公用負担等に関する事。 7 ボランティアに関する事。 8 応急仮設住宅及び災害公営住宅の管理に関する事。

部	事務分掌
議会事務局	1 町議会議員との連絡調整に関する事。
出納室	1 災害応急対策に要する経費の経理に関する事。 2 災害応急対策に要する物品の出納に関する事。 3 債務支払延期計画に関する事。
税務町民部 町民グループ	1 町民の安否確認に関する事。 2 帰宅困難者への対応に関する事。 3 被災者支援制度の窓口に関する事。 4 災害義援金品の受領配布に関する事。 5 被災者生活再建制度に関する事。 6 避難所の運営調整に関する事。
税務グループ 収納グループ	1 災証明書の発行に関する事。 2 被害調査に関する事。 3 被災家屋等の調査に関する事。 4 被災者に対する徴収猶予等に関する事。 5 被災者に対する課税免除措置等に関する事。
福祉こども部 福祉グループ	1 高齢者及び避難行動要支援者対策に関する事。 2 障がい者（児）の援護対策に関する事。 3 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 日本赤十字社に関する事。 5 被災者世帯の調査及び援護対策に関する事。 6 被災者に対する世帯更正資金に関する事。 7 被災者の福祉対策に関する事。 8 災害弔慰金の支給に関する事。 9 災害援護資金貸付金に関する事。 10 福祉避難所の運営に関する事。
こどもグループ	1 ひとり親世帯の援護対策に関する事。 2 児童福祉施設における児童の避難誘導及び応急医療に関する事。 3 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 放課後児童クラブの避難、誘導に関する事。
健康環境部 健康グループ	1 医療施設の診療把握に関する事。 2 災害時における応急医療及び助産に関する事。 3 医療品その他衛生機材の確保配分に関する事。 4 被災時における伝染病の予防に関する事。 5 避難所内の衛生(感染症等)に関する事。 6 被災住民の健康管理に関する事。
環境グループ	1 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 2 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事。 3 死体の捜索及び収容処理、埋葬に関する事。 4 し尿処理に関する事。 5 被災家屋等の解体に関する事。

部	事務分掌
産業部 農政グループ (ほ場整備準備室) 農業委員会事務局	1 家畜伝染病の予防及び免疫並びに家畜飼料の調達に関すること。 2 農業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 4 県関係機関との連絡調整に関すること。 5 被災農業者に対する農林金融に関すること。 6 被災施設の応急復旧に関すること。
振興グループ	1 緊急輸送計画に関すること。 2 応急救助のための食料品類、衣料その他生活必需品の調達及び配給措置に関すること。 3 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 4 観光関係及び観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 危険物施設の検査及びり災時における取締りに関すること。
都市建設部 都市グループ	1 行政区長との行政区内の建築物等被災状況連絡調整に関すること。 2 町有施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 応急救助及び応急復旧に要する資材の調達並びに労働車両の供給に関すること。 4 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度に関すること。 5 応急仮設住宅及び災害公営住宅の建設に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定に関すること。
事業グループ	1 行政区長との行政区内の道路及び農地等の被災状況連絡調整に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び迂回路等通行路線の確保と指導に関すること。 3 道路及び橋梁の被害調査及び応急対策に関すること。 4 河川の被害調査及び応急対策に関すること。 5 農業土木の被害調査及び応急対策に関すること。
上下水道部 上水道グループ	1 水道施設の被害状況の集約に関すること。 2 取水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 導水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 給水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 浄水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 浄水施設の衛生管理に関すること。 7 被災地における飲料水の給水に関すること。 8 応急復旧に要する労働力、資材及び薬品の確保に関すること。 9 応急復旧のための関係機関との連絡調整に関すること。
下水道グループ	1 下水道施設の被害状況の集約に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急復旧に要する労働力及び資材の確保に関すること。 4 応急復旧のための関係機関との連絡調整に関すること。

部	事務分掌
教育部 教育グループ 学校	1 児童生徒の安全確保、安否確認に関する事。 2 児童生徒の避難場所の確認及び誘導に関する事。 3 学校施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 学校の休校措置等及び応急教育に関する事。 5 学校給食に関する事。 6 教職員の動員に関する事。 7 り災児童生徒の学用品の支給に関する事。 8 給食施設を利用した食料の供給に関する事。 9 避難所（学校）の連絡調整に関する事。
生涯学習グループ 公民館	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 3 避難所施設の運営調整に関する事。 4 地域り災者の救護に関する事。
幼稚園	1 園児の避難、誘導に関する事。 2 園児の応急医療に関する事。 3 施設の被害調査及び応急対策に関する事。
図書館	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
共通業務	1 所属職員及び家族の被害状況の把握に関する事。 2 管理する施設、備品の被害状況の把握に関する事。 3 関係各部に対する業務予定及び業務報告の提出に関する事。 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関する事。 5 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。 6 事務局から要請があった場合における対応要員の派遣に関する事。 7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関する事。 8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関する事。
備考	1. 部長は部の分掌事務の掌握を処理するため、あらかじめ担当の職員を定め、体制を整備しておくものとする。 2. 事務分掌にあるもののほか、必要に応じて他部の行う事項について応援を分掌するものとする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置の配備

災害対策本部設置前の事前配備及び警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

災害対策本部設置後における非常配備に関わる指揮監督は本部長（町長）が行う。

2 配備基準

応急対策実施に際して、必要な応急対策要員の動員は、町の配備体制を事前配備、警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とし、その基準はおおむね次のとおりとする。

【一般災害対策（風水害等）】

(1) 災害対策本部設置前

指揮者は総務課長

種別	配備時期	配備体制
事前配備	1 大雨、台風期等において気象注意報（大雨、洪水注意報等）が発表され、さらに警報の発表が予想される場合で指揮監督者が配備を指令したとき。 2 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。	情報収集のため、関係各課の少数の人員をあてる。 状況により次の配備に円滑に移行できる体制とする。
警戒配備	1 大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報が発表されたとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で情報収集連絡活動及び応急措置にあたり、状況を町長に報告する。 災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。

(2) 災害対策本部設置後

指揮者は本部長（町長）

種別	配備時期	配備体制
第1非常配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 町内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 3 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	災害対策本部の全員（全町職員）で応急対策を円滑に実施するにあたり、必要と認める体制をとり、又は応急活動を実施する。 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。

第2 非常 配備	1 町内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 2 被害が甚大と予想されるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	災害対策本部の全員（全町職員）をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動を実施する体制とする。
----------------	--	---

【震災対策（地震災害）】

(1) 災害対策本部設置前

指揮者は総務課長

種別	配備時期	配備体制
警戒 配備	1 町内において震度4の地震が観測されたとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で情報収集連絡活動及び応急措置にあたる。 災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。

(2) 災害対策本部設置後

指揮者は本部長（町長）

種別	配備時期	配備体制
第1 非常 配備	1 町内において震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。 2 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至るまでの間又は災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員（全町職員）で応急対策を円滑に実施するにあたり、必要と認める体制をとり、又は応急活動を実施する。 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2 非常 配備	1 町内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 その他特に本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員（全町職員）をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動を実施する体制とする。

- 備考1. 災害の規模及び性質に応じ、上記一般的基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
2. 災害対策本部は、上記一般的基準に準じて、それぞれの特性、規模及び任務に即応した配備体制を整えるものとする。

3 活動要領

各配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(1) 事前配備下の活動

- ア 総務部長（総務課長）は県及び関係機関と連絡をとり、災害に関する情報を収集し、必要に応じ町長に報告するとともに、関係各部長に連絡するものとする。
- イ 都市建設部長（都市建設課長）は雨量、水位、流量等を調査するとともに、危険区域の情報を収集し総務部長（総務課長）へ報告するものとする。

(2) 警戒配備下の活動

- ア 関係各部長は、役場第一会議室に参集し、相互に情報を交換して客観情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- イ 警戒配備につく職員は、自己の所属する部の所定の場所に待機するものとする。
- ウ 警戒配備を行う各部の責任者は、総務部長（総務課長）からの情報、又は連絡に即応して随時待機職員に対し必要な指示を行うものとする。
- エ 警戒配備につく職員の数は、状況により各部長において増減するものとする。

(3) 第1非常配備下の活動

- ア 第1非常配備は、鏡石町災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑にするため、本部を役場第一会議室に開設する。
- イ 総務部長及びその他の関係部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。
- ウ 総務部長は各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について、必要の都度随時これを本部長に報告するものとする。
- エ 各部長は、次の措置をとりその状況を随時本部長に報告するものとする。
 - (ア) 状況を関係各部の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
 - (イ) 関係各部及び関係のある外部の機関との連携を密にし、協力体制を整備するものとする。
- オ 本部長は必要に応じ災害対策本部員会議を招集するものとする。

(4) 第2非常配備下の活動

第2非常配備が指令されたあと、及び被害が発生したあと各部長は、災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(5) 各配備下での県等への報告

上記(1)～(4)の配備下における県等への報告は、第3節「災害情報の収集伝達」第2に準じて行う。

4 非常参集及び非常連絡

- (1) 災害対策本部の職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、速やかに所属する部と連絡を取り又は自らの判断で所定の場所に参集するものとする。
- (2) 宿、日直員は県（災害対策課）その他関係機関から非常配備に該当する警報を受けたときは、直ちに総務部長（総務課長）にその旨を連絡し、その指示を受けるものとする。

配備派遣要員人数表

	課・グループ名	配備要員の数				
		事前配備	警戒配備		第1 非常配備	第2 非常配備
			大雨・洪水 暴風	大雪・暴風 雪・地震		
総務部	総務グループ	1	2	2	全員	全員
	まちづくり調整グループ		1	1	全員	全員
	財政グループ		1	1	全員	全員
	議会事務局			1	全員	全員
	出納室			1	全員	全員
税務町民部	町民グループ			1	全員	全員
	税務グループ			1	全員	全員
	収納グループ			1	全員	全員
福祉こども部	福祉グループ		1	1	全員	全員
	こどもグループ		1	1	全員	全員
	児童館			1	全員	全員
	(児童ふれあい交流館)					
健康環境部	健康グループ		1	1	全員	全員
	環境グループ		1	1	全員	全員
産業部	農政グループ (ほ場整備準備室)		1	1	全員	全員
	振興グループ		1	1	全員	全員
	農業委員会事務局			1	全員	全員
都市建設部	都市グループ	1	1	1	全員	全員
	事業グループ		1	1	全員	全員
上下水道部	上水道グループ		1	1	全員	全員
	下水道グループ		1	1	全員	全員
教育部	教育グループ (学校)		1	1	全員	全員
	生涯学習グループ (公民館)		1	1	全員	全員
	幼稚園			1	全員	全員
	図書館			1	全員	全員

※各部長（課長）は、警戒配備時期に総務部長（総務課長）の指示により参集するものとする。
各部長（課長）は、状況に応じて配備要員を増減できるものとする。

5 消防団員等の動員

(1) 動員命令は町長（災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対し行うものとし、消防団長が各分団に対し次により命令するものとする。

ア 動員を要する分団名

イ 動員の規模

ウ 集合時間及び場所

エ 作業内容及び作業場所

オ 装具等

カ その他必要と認める事項

(2) 動員の規模、能力については、第2章 第8節「消防計画」によるものとする。

第3節 災害情報の収集伝達

町内に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。
また、町内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 気象特別警報・警報・注意報等について

1 定義と種類について

(1) 定義

予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

ア 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

※ なお、地震動、噴火については、それぞれの既存の警報のあるレベル以上のものを特別警報に位置づけており、名称の変更はない。

イ 警報

- ・気象警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
- ・地面現象警報
(警報事項を気象警報に含めて行う)

- ・浸水警報 (警報事項を気象警報に含めて行う)
- ・洪水警報
- ・水防活動用気象警報 (大雨警報をもって代える)
- ・水防活動用高潮警報 (高潮警報をもって代える)
- ・水防活動用洪水警報 (洪水警報をもって代える)
- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報 (阿武隈川上流：はん濫警戒情報及びはん濫危険情報並びにはん濫発生情報の表題で発表)

ウ 注意報

- ・ 気象注意報
 - ・ 地面現象注意報
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
 - ・ 浸水注意報 (注意報事項を気象注意報に含めて行う)
 - ・ 洪水注意報
 - ・ 水防活動用気象注意報 (大雨注意報をもって代える)
 - ・ 水防活動用高潮注意報 (高潮注意報をもって代える)
 - ・ 水防活動用洪水注意報 (洪水注意報をもって代える)
 - ・ 福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同で行う水防活動用洪水注意報 (阿武隈川上流：はん濫注意情報の表題で発表)
 - ・ 福島地方気象台と共同で行う水防活動用洪水注意報
-
- ```
graph LR; A[気象注意報] --- B[大雨注意報]; A --- C[大雪注意報]; A --- D[強風注意報]; A --- E[風雪注意報]; A --- F[その他の気象注意報]; F --- G[濃霧注意報]; F --- H[雷注意報]; F --- I[乾燥注意報]; F --- J[着氷(雪)注意報]; F --- K[融雪注意報]; F --- L[霜注意報]; F --- M[低温注意報]; N[地面現象注意報] --- A; O[浸水注意報] --- A; P[洪水注意報] --- A; Q[水防活動用気象注意報] --- A; R[水防活動用高潮注意報] --- A; S[水防活動用洪水注意報] --- A; T[福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同で行う水防活動用洪水注意報] --- A; U[福島地方気象台と共同で行う水防活動用洪水注意報] --- A;
```

## エ 情報

### (ア) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

### (イ) 土砂災害警戒情報

福島県(河川港湾班)と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、町長が警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示(緊急)、警戒レベル5災害発生情報等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、発表対象外区域となっている湯川村を除き原則として市町村ごとに発表する。

なお、これを補足する土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。土砂災害警戒情報に加え、警戒レベル5大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて警戒レベル4避難勧告の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、福島県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分泌」で確認することができる。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

オ その他

・火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一である。

・スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

・鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報及び漁業無線気象通報



## 2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

### (1) 発表基準

#### ア 特別警報

| 現象  | 特別警報の基準                                    | 指標の種類            |                                |
|-----|--------------------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 大雨  | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合          | 雨を要因とする特別警報の指標   |                                |
|     | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合     |                  |                                |
| 暴風  | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により                  | 台風等を要因とする特別警報の指標 |                                |
| 高潮  |                                            |                  | 暴風が吹くと予想される場合                  |
| 波浪  |                                            |                  | 高潮になると予想される場合<br>高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | 雪を要因とする特別警報の指標   |                                |
| 大雪  | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                    |                  |                                |

地震・津波については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。

#### イ 警報

|      |                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暴風   | 平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合                                                                        |
| 暴風雪  | 平均風速が18m/sを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合                                                                   |
| 大雨   | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。別表3の基準に到達することが予想される場合<br>大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記される。 |
| 洪水   | 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。別表4の基準に到達することが予想される場合                                                          |
| 大雪   | 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合<br>12時間降雪の深さ [中通り] 南部平地 30 cm以上、山沿い 35 cm以上                                    |
| 地面現象 | 山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含めて発表される。                                                         |
| 浸水   | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含めて発表される。                                                               |

※平地：標高がおおむね 300m未満、山沿い：標高がおおむね 300m以上

#### ウ 注意報

|    |                                                            |
|----|------------------------------------------------------------|
| 強風 | 平均風速が 12m/s 以上で、強風による被害が予想される場合                            |
| 風雪 | 平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴い被害が予想される場合                             |
| 大雨 | 大雨によって被害が予想される場合。別表1の基準に到達することが予想される場合                     |
| 洪水 | 洪水によって被害が予想される場合。別表2の基準に到達することが予想される場合                     |
| 大雪 | 大雪によって被害が予想される場合<br>12時間降雪の深さ[中通り]平地 10cm 以上、山沿い 20cm 以上   |
| 濃霧 | 濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合<br>視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下 |
| 雷  | 落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合                                |

|           |                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乾燥        | 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合<br>・実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下、風速 8 m/s 以上<br>・実効湿度 60%以下、最小湿度 30%以下                                                                                      |
| 着氷・<br>着雪 | 着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合<br>大雪注意報の条件下で気温が $-2^{\circ}\text{C}$ より高い場合                                                                                                   |
| 浸水        | 浸水によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。                                                                                                                                           |
| 霜         | 早霜、晩霜等により農作物に著しい被害があると予想される場合<br>早霜+、晩霜期に最低気温がおおむね $2^{\circ}\text{C}$<br>注：+は農作物の成育を考慮し実施する。                                                                                |
| 低温        | 低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合<br>(夏期)最高、最低又は平均気温が平年より $4\sim 5^{\circ}\text{C}$ 以上低い日が数日以上続く。<br>(冬期)[中通り南部の平地]最低気温 $-10^{\circ}\text{C}$ 以下、又は $-7^{\circ}\text{C}$ 以下の日が数日続く。 |
| 地面現象      | 山崩れ、地滑り等によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。                                                                                                                                     |

※平地：標高がおおむね 300m未満、山沿い：標高がおおむね 300m以上

## エ 指定河川洪水予報

- (ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇するおそれがあるとき発表する。
- (イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
- (ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。
- (エ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報区間内で氾濫が発生したとき発表する。
- (オ) 基準地点と基準水位

## オ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、5 kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を到達したした場合

### (2) 構成

#### ア 注意報及び警報文

- (ア) 識別行〔電文の種類と発信官署をカタカナで表示〕
- (イ) 本文行〔次の各行から構成〕
- a 発表時刻行
  - b 表示行〔区域コード、警報・注意報の種類コードの順で記述〕
  - c 発表年月日時分・発表官署行
  - d 標題行〔発表対象区域ごとに改行して表示〕
  - e 見出し行〔最も伝えたい内容を、注意警戒文として《》内に100文字以内で記述〕
  - f 内容行〔二次細分区域ごとに以下の内容について記述〕
    - ・注意報・警報の発表状況（発表・継続・解除・警報から注意報を記述）

- ・警戒すべき事項（特記事項に、土砂災害警戒・浸水注意・警報の可能性などを記載）
  - ・量的予想（予想される現象の開始時刻・終了時刻・ピーク時刻、予想最大量を記述）
  - ・付加事項（災害に結びつくおそれのある現象、氾濫・うねり・突風などを記述）
- g お知らせ（訂正事項、地震による基準の変更など運用に関する事項がある場合に記述）

イ 記録的短時間大雨情報

1時間雨量に100ミリ以上を観測した場合

ウ 警報・注意報等の通報先の一覧

別表「気象情報の伝達系統図」参照

エ 特別警報の伝達

- (ア) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに町に通知する。
- (イ) 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。
- (ウ) 東(西)日本電信電話(株)（株式会社N T Tネクシア）は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してF A Xにより直ちに町に通知するよう努める。
- (エ) NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送することとしている。

オ 阿武隈川上流の洪水予報

（福島地方気象台と国土交通省福島河川国道事務所等が共同して発表する）

(ア) 洪水予報の構成

表題、発表番号、種類、発表官署名、発表年月日時分、見出し、主文、現況文、予想文、注意事項等で構成する。

カ 土砂災害警戒情報

福島地方気象台と福島県が、以下情報について共同発表する。

- (ア) タイトル
- (イ) 情報番号
- (ウ) 発表時刻
- (エ) 発表者名
- (オ) 警戒対象地域及び警戒解除地域
- (カ) 警戒文
- (キ) 文章を補足する図

(3) 警報、注意報等発表の細分区域

| 一次細分区域名 | 市町村等をまとめた区域名 | 二次細分区域名 |
|---------|--------------|---------|
| 中通り     | 中通り中部        | 鏡石町     |

#### (4) 地震後等の警報等暫定基準の設定

##### ア 暫定基準を設定する事象

###### (ア) 大雨警報・注意報（土砂災害）

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土石災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

###### (イ) 洪水警報・注意報

- ・河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- ・土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- ・その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。

なお、(ア)(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

##### イ 設定区域

町単位で設定することを基本とする。

###### (ア) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）

ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

###### (イ) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

### 3 防災気象情報の解説

県下に風水害等の災害が予想されるとき、福島地方気象台に対して、気象情報の解説を依頼する。

この場合、直通電話によるもの、気象台担当者の来所、災害対策課担当者の気象台への訪問がある。

(別表1) 大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------------|------|----------|----------|
| 中通り中部       | 鏡石町  | 7        | 94       |

(別表2) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 流域雨量指数基準                                           | 複合基準※1 |
|-------------|------|----------------------------------------------------|--------|
| 中通り中部       | 鏡石町  | 阿武隈川流域=39.5<br>釈迦堂川流域=24<br>鈴川流域=6.1<br>隈戸川流域=15.6 | —      |

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨警報基準

令和2年8月6日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------------|------|----------|----------|
| 中通り中部       | 鏡石町  | 15       | 141      |

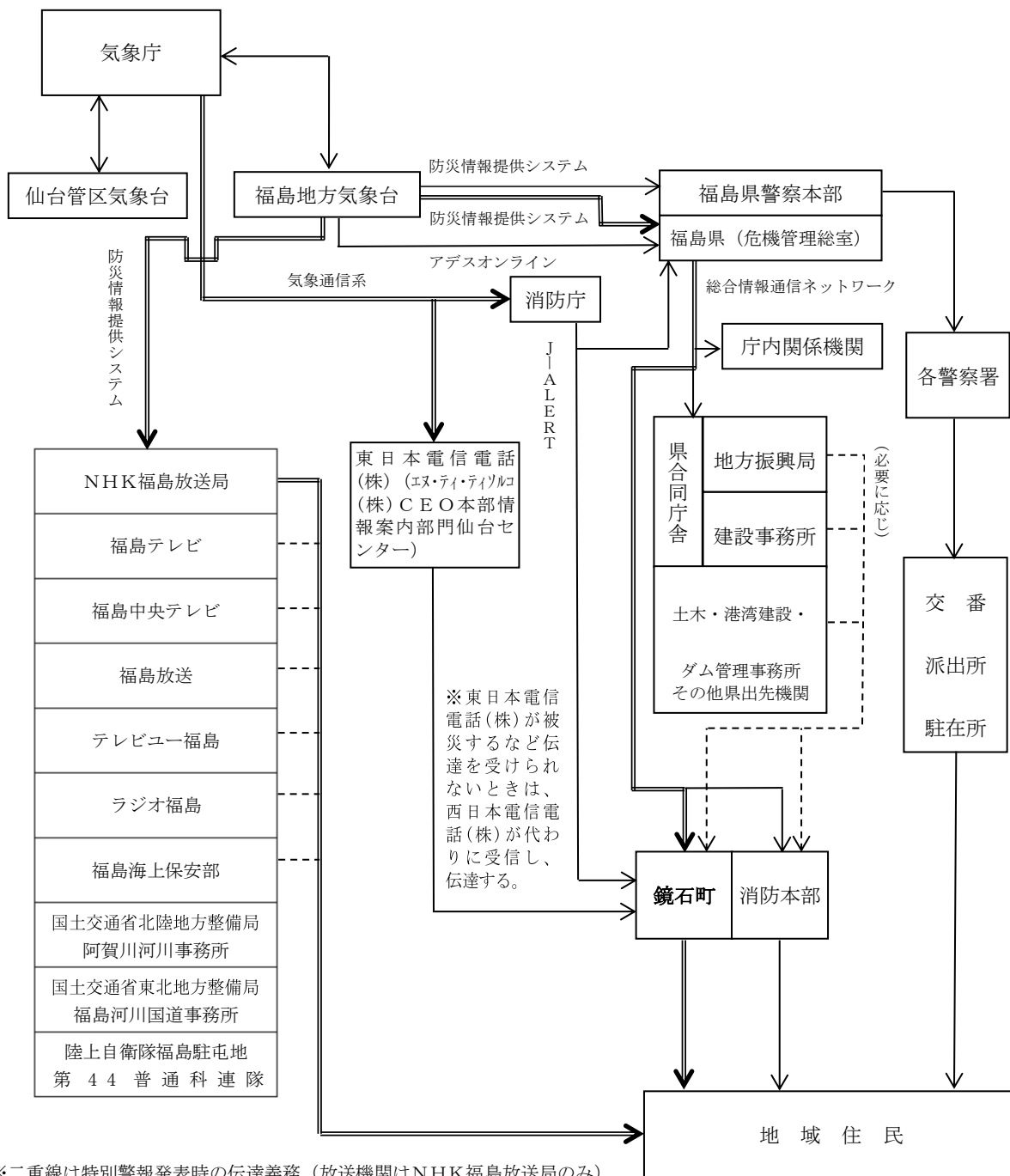
(別表4) 洪水警報基準

令和2年8月6日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 流域雨量指数基準                                             | 複合基準※1 |
|-------------|------|------------------------------------------------------|--------|
| 中通り中部       | 鏡石町  | 阿武隈川流域=49.4<br>釈迦堂川流域=30.1<br>鈴川流域=7.7<br>隈戸川流域=19.5 | —      |

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

### 防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）

## 第2 被害状況等の収集、報告

### 1 被害調査

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ県に要請してヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害情報の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び町民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

### 2 被害状況等の報告方法

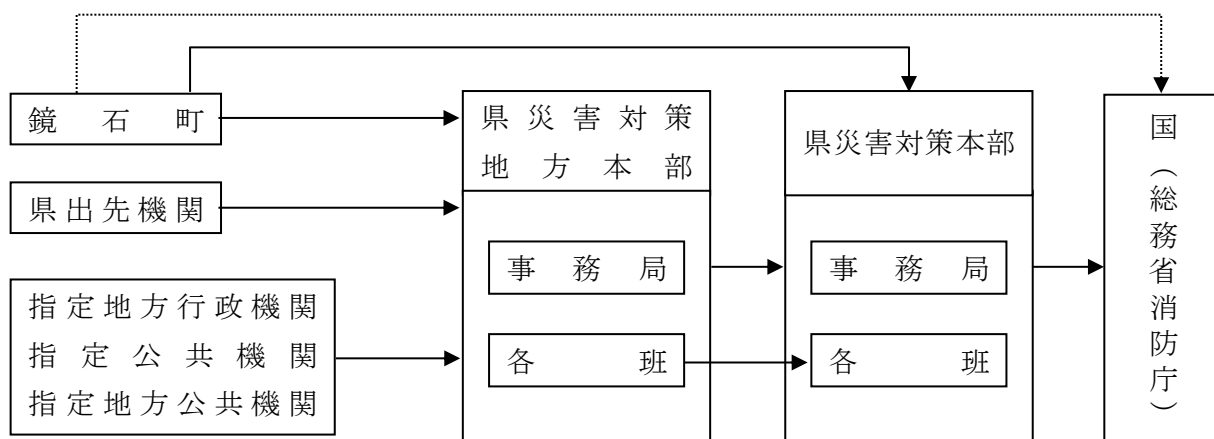
- (1) 町及び防災関係機関による被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町→県（災害対策本部情報班）→国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

町の県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて地方振興局にも報告するものとする。

なお、被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

さらに、この場合において、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁等）へ被害状況等の報告を行うものとする。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県民安全総室に報告するものとする。



| 【被害状況の報告先】  |        |     |                          |                       |
|-------------|--------|-----|--------------------------|-----------------------|
| 県           | NTT回線  |     | 024-521-7194             | (FAX)024-521-7920     |
|             | 総合情報通信 | 衛星系 | TN-8-10-201-2632、2640    | (FAX)TN-8-10-201-5524 |
|             | ネットワーク | 地上系 | TN-8-11-201-2632、2640    | (FAX)TN-8-11-201-5524 |
| 国<br>(消防庁等) |        | 区分  | 平日(9:30~18:15)<br>※応急対策室 | 左記以外<br>※宿直室          |
|             | NTT回線  | 電話  | 03-5253-7527             | 03-5253-7777          |
|             |        | FAX | 03-5253-7537             | 03-5253-7553          |
|             | 消防防災無線 | 電話  | 90-49013                 | 90-49102              |
|             |        | FAX | 90-49033                 | 90-49036              |
|             | 地域衛星通信 | 電話  | TN-048-500-90-49013      | TN-048-500-90-49102   |
|             | ネットワーク | FAX | TN-048-500-90-49033      | TN-048-500-90-49036   |

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

- ① 県において災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

(2) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

### 3 被害状況等の報告方法

- (1) 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町、県、国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- (2) 有線が途絶した場合は、警察無線その他の無線局を利用する。
- (3) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

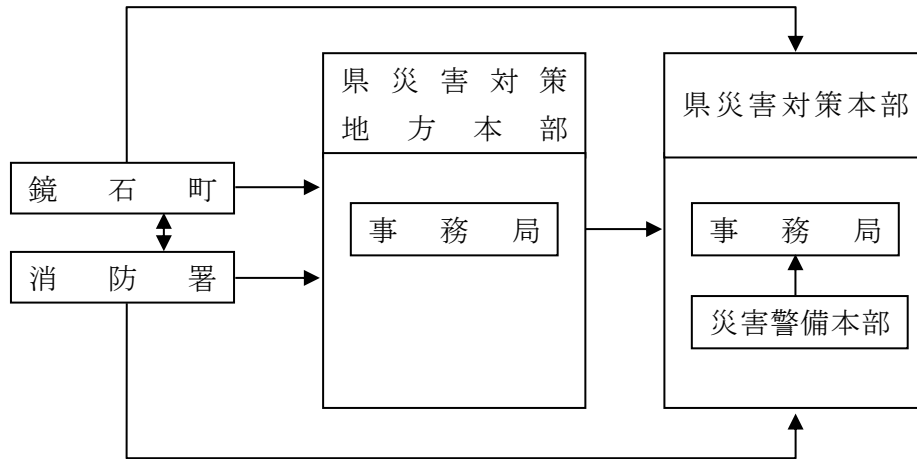
### 4 被害区分別報告系統

被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

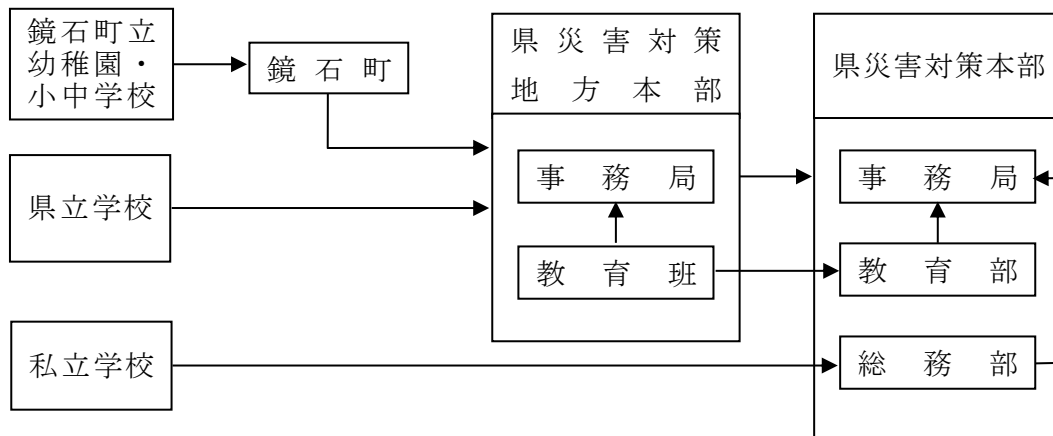
なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備するものとする。



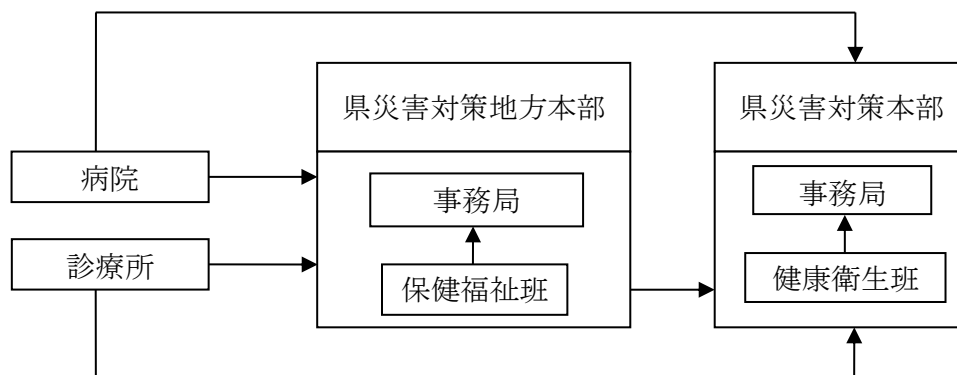
(1) 人の被害、建物被害等



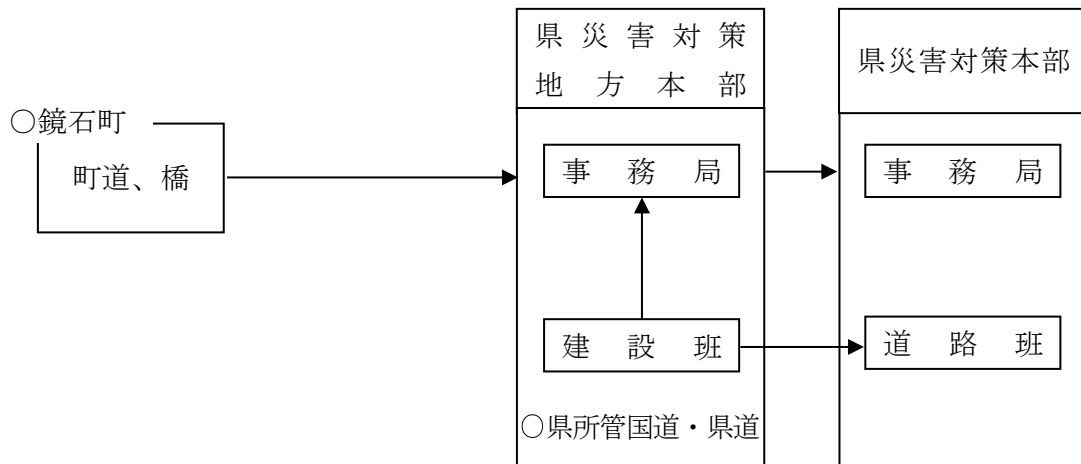
(2) 文教施設被害



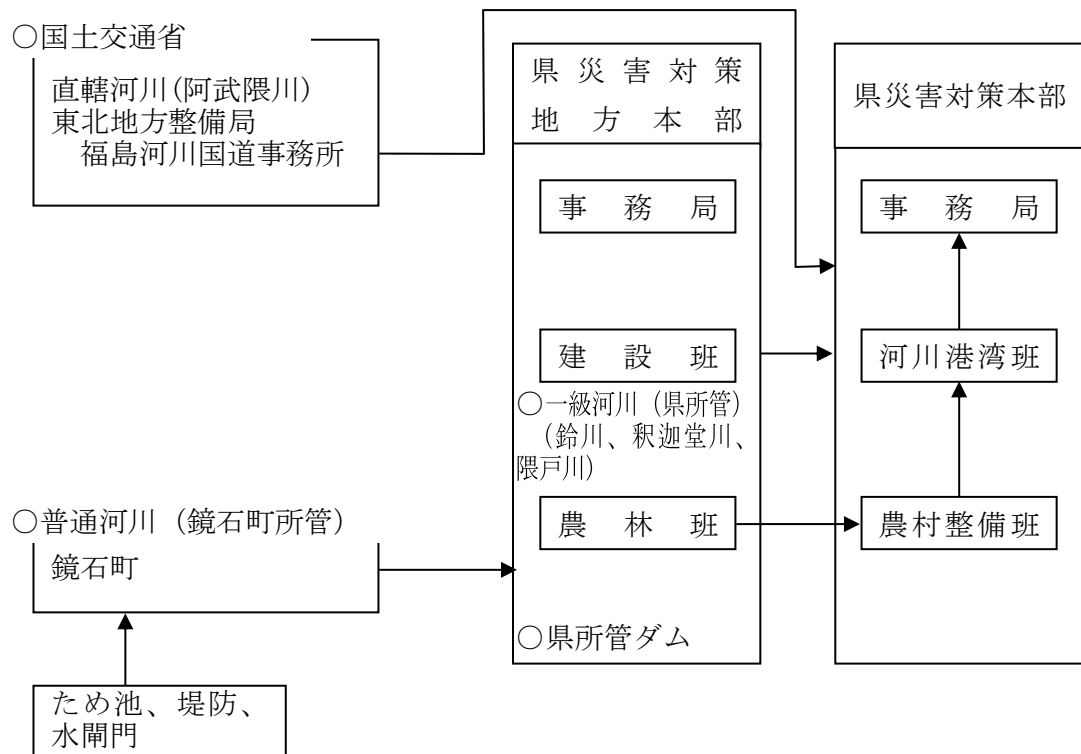
(3) 病院被害



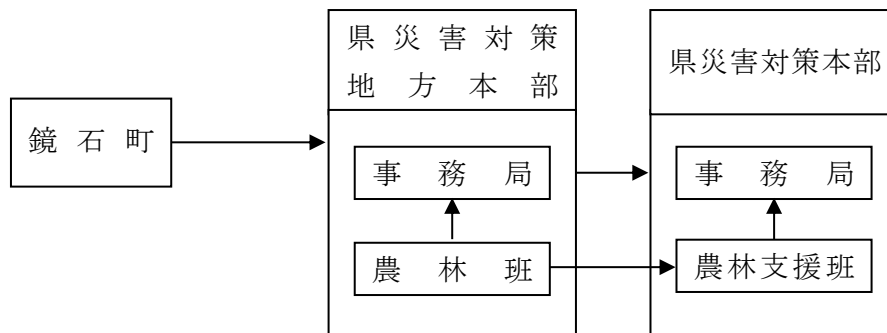
(4) 道路・橋りょう被害



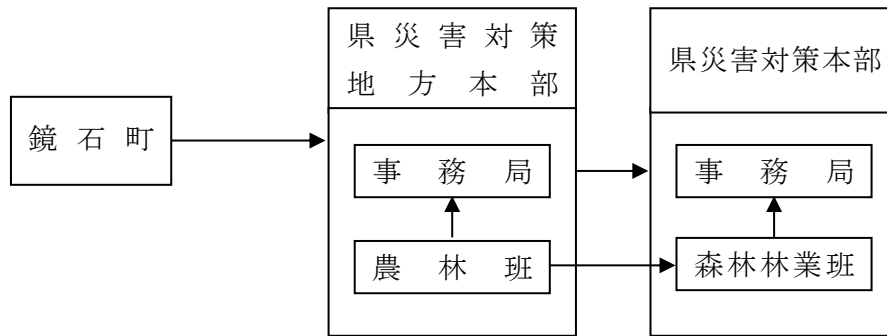
(5) 河川災害、その他水害被害



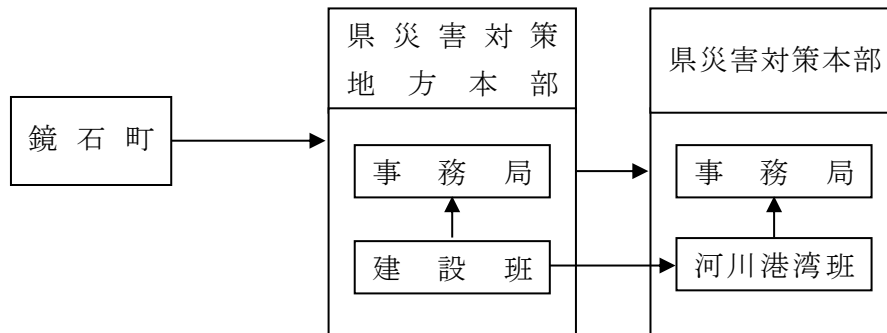
(6) 農産被害、畜産被害



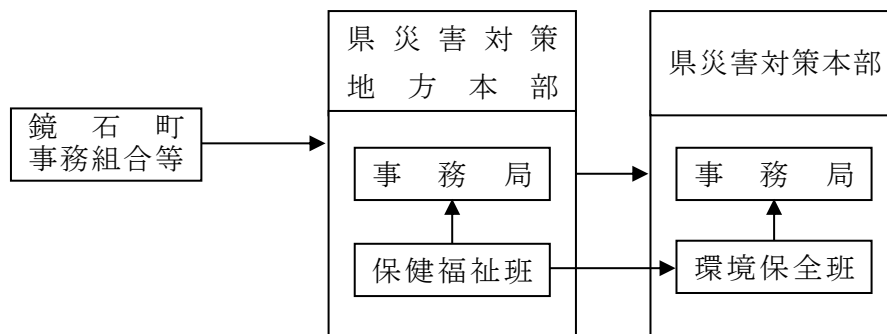
(7) 森林被害



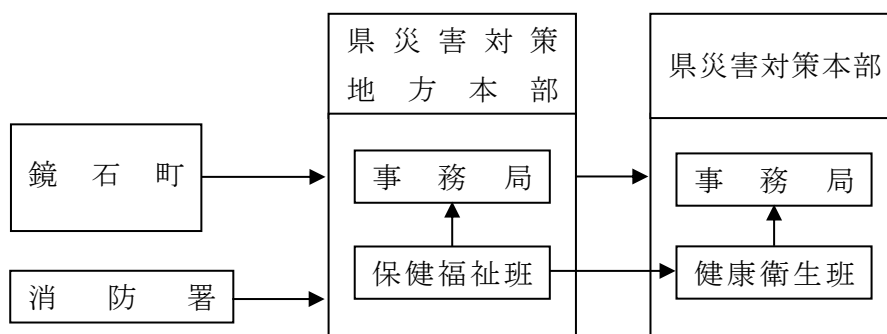
(8) 土砂災害の被害



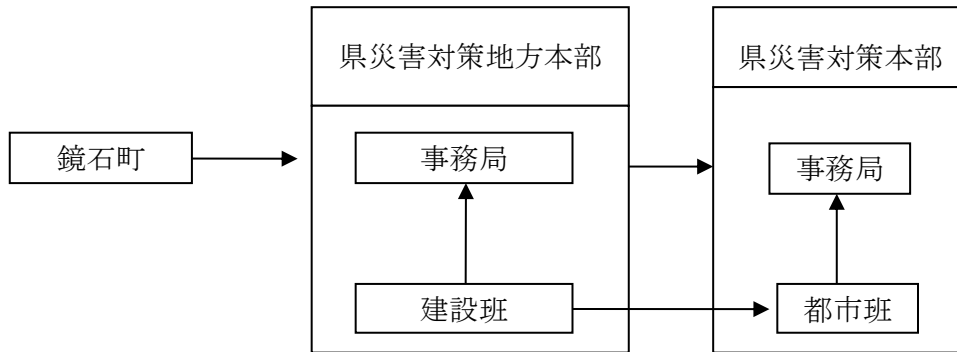
(9) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



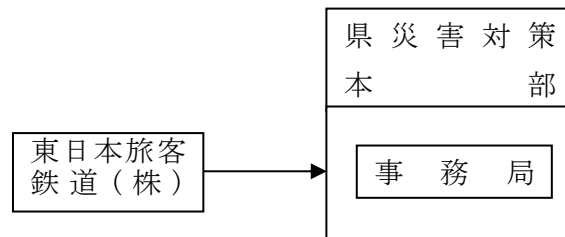
(10) 水道施設被害



(11) 下水道施設被害



(12) 鉄道施設被害



## 第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

### 第1 通信手段の確保

#### 1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信及び県防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。  
設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。  
その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

#### 2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

#### 3 各種通信施設の利用

##### (1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

##### (2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

##### (3) 警察通信設備の利用

町は、加入電話及び町防災行政無線が使用不能になったときに、警察通信設備を利用できる体制を整えておく。

(4) 放送機関への放送要請

町は災害対策基本法第57条の規定に基づき、加入電話及び町防災行政無線が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

**第2 町における通信の運用**

町における通信の運用は、第1の通信手段の確保に準じて行う。

また、防災行政無線が設置されている町においては、町民への警報等の伝達、避難の勧告及び指示等について防災行政無線を活用する。

## 第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

### 第1 町と県の相互協力

- 1 町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（県民安全総室）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災対応急対策の実施を要請することができる。
- 2 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- 3 町長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
  - (1) 災害の状況及び応援を求める理由
  - (2) 応援を要請する機関名
  - (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
  - (4) 応援を必要とする場所、期間
  - (5) その他必要な事項

### 第2 国に対する応援要請

- 1 町長の応援職員派遣要請
  - (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
  - (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- 2 職員応援派遣要請手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、内閣総理大臣（知事）に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、町は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第 17 条に定めるとおりである。

### 第 3 民間事業者との災害時応援協定

#### 1 町における協定

県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

### 第 4 町と公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、町地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 6 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 り災証明書交付事務に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。



## 第6節 災害広報

災害時において、被災地住民及び町内外関係者にわかりやすい正確情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

### 第1 本町の広報活動

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、町民に対し防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、さらにテレビ・ラジオを活用し、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛ける必要がある。

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する町が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討するものとする。

- 1 地域の被害状況に関する情報
- 2 町における避難に関する情報
  - (1) 避難の勧告に関すること。
  - (2) 受入れ施設に関すること。
  - (3) 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- 3 地域の応急対策活動に関する情報
  - (1) 救護所の開設に関すること。
  - (2) 交通機関及び道路の復旧に関すること。
  - (3) 電気、水道の復旧に関すること。
- 4 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- 5 その他町民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
  - (1) 給水及び給食に関すること。
  - (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
  - (3) 防疫に関すること。
  - (4) 臨時災害相談所の開設に関すること。
  - (5) 被災者への支援策に関すること。

## 第2 広報の方法

### 1 広報の方法

#### (1) 一般広報

- ア 町等の広報体制を活用した広報
- イ 広報車による広報
- ウ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- エ インターネットを利用した広報等
- オ 携帯電話を活用した広報
- カ テレホンサービスによる被災地情報提供

#### (2) インターネットを利用した広報の留意点

- ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
- イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。
- ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
- エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。

#### (3) 報道機関への発表

- ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
- イ 発表は、原則として災害対策本部広報責任者（総務課長）の立会いのもとに実施するものとする。

#### (4) 避難行動要支援者に配慮した広報の実施

避難行動要支援者に配慮した広報の実施を心掛ける。

### 2 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

## 第3 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、町民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、報道機関に広報を要請する。

## 第7節 水防計画

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、町内各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

### 第1 水防の責任

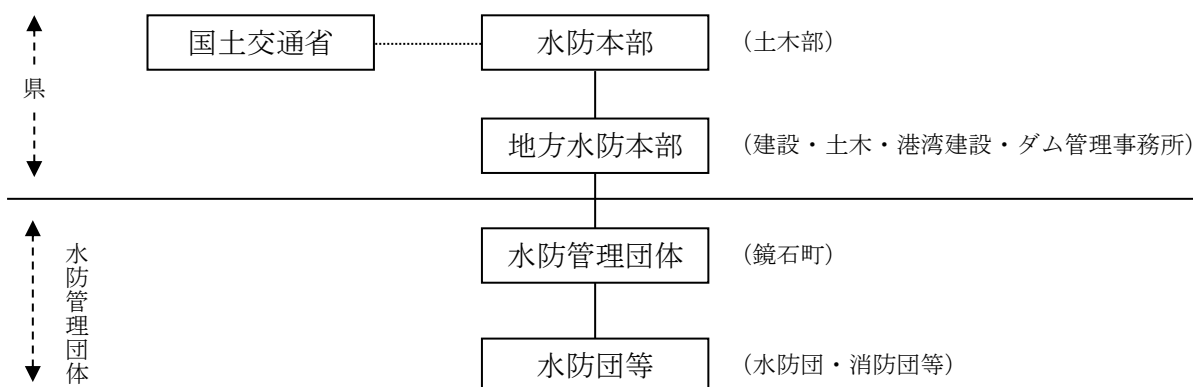
#### 1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

### 第2 水防組織

#### 1 水防組織の概要

- (1) 県と水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



- (2) 各水防組織の役割

#### ア 水防管理団体

町の水防事務を総括する。（地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等（以下「水防団等」という。）への出動指令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退の指示（同法第29条）等の業務を実施）

- (3) 水防組織間の連絡

水防管理団体（町）は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

### 第3 水防活動

#### 1 監視、警戒活動

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員に火炎及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、異常を発見した場合には、直ちに所轄建設事務所及び土木事務所に報告するものとする。

#### 2 水門の操作

水門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

#### 3 水防活動の実施

水防管理者は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。

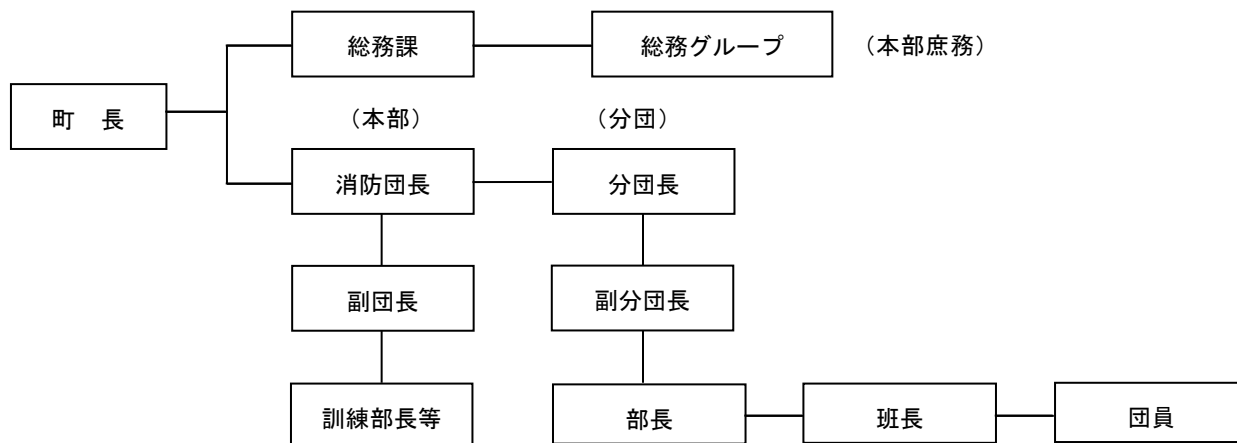
また、水防活動の内容を直ちに所轄建設事務所及び土木事務所長に報告するものとする。

## 第8節 消防計画

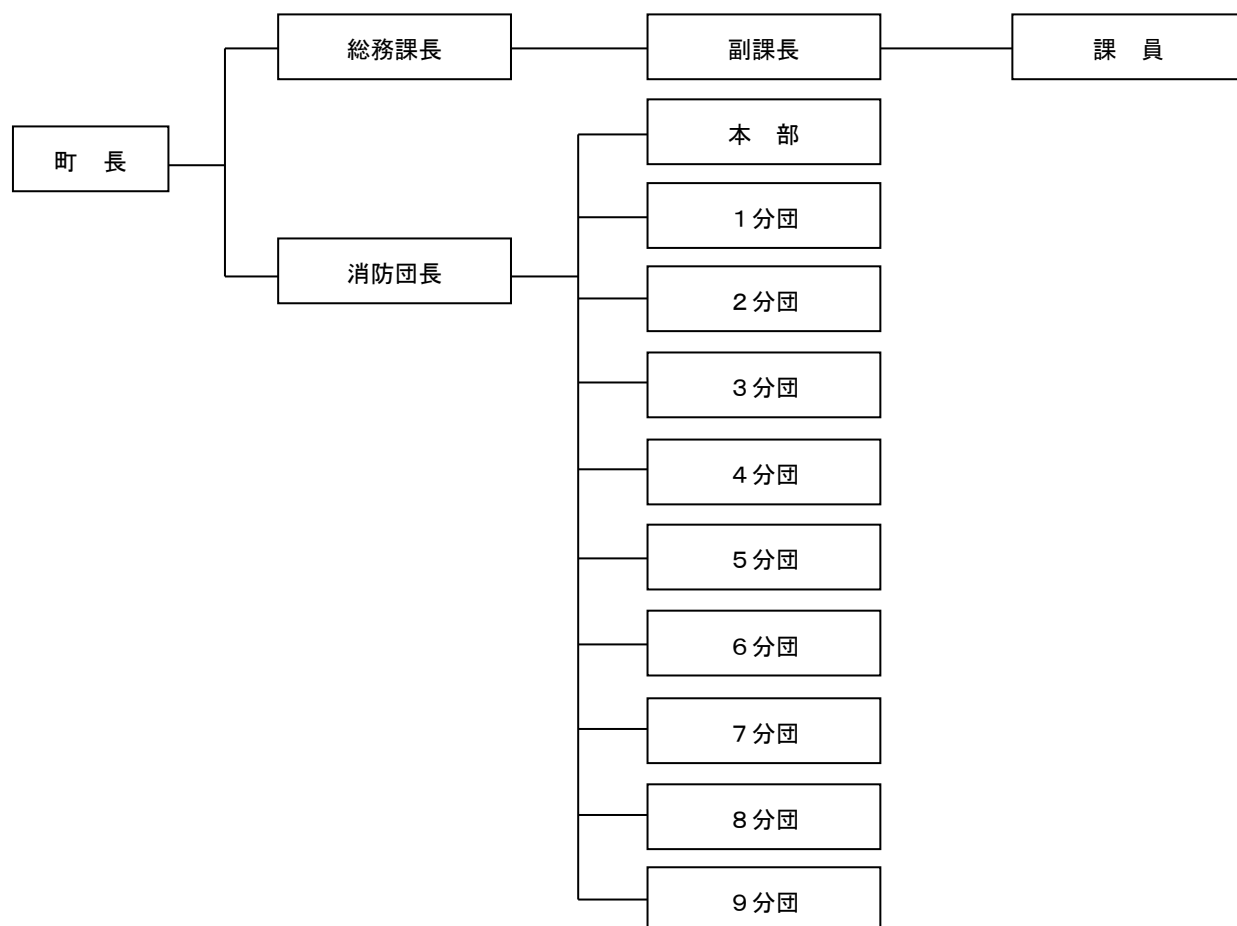
この計画は、水、火災発生の実態に即応し、消防機関を敏速かつ効果的に運用して、水、火災による被害を最小限度にとどめるとともに、消防機関の警備体制の強化と必要な行動を定めるものである。

### 第1 組織計画

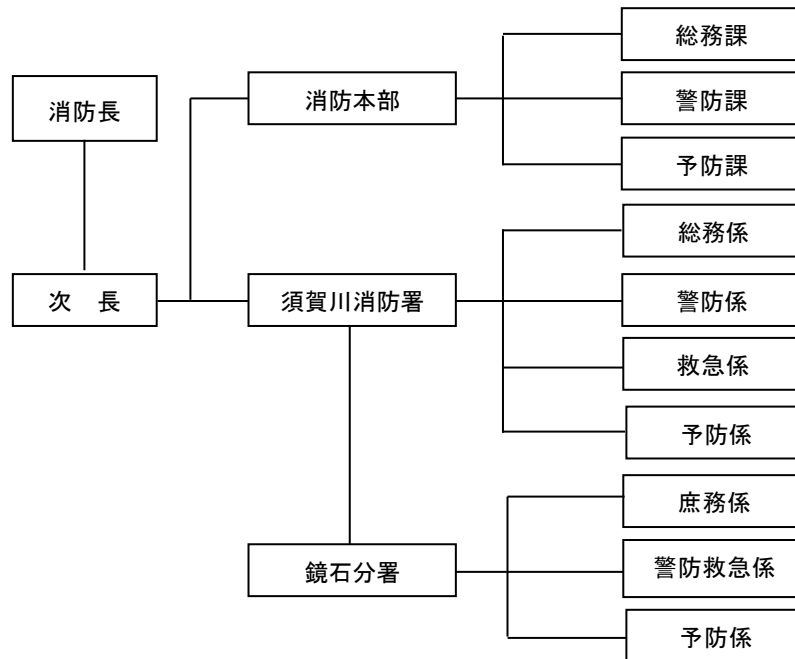
1 消防団の組織は次のとおりである。



2 消防団の機構と指揮系統図



### 3 災害時の指揮系統(須賀川地方広域消防組合)



## 第2 消防力等の整備計画

消防力の基準に従い、随時、機動力の整備並びに消防水利の増設等は、年次計画に基づきこれを図るものとする。

## 第3 調査計画

火災、風水害地震等が発生した場合に適切な防御活動ができるようにするため、消防団員に消防地理、消防水利の現況を調査して、周知させておくものとする。

## 第4 教養訓練計画

消防団員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを任務とすることから、消防活動を適切に行うために十分な教養訓練を実施するものとする。

### (1) 教養

消防教育は団員に対して、消防の責務を正しく認識させるとともに、消防人としての人格の向上、学術、技能の習得、体力の練成を図り、能率的に職務遂行ができるようにするものであり、定期的を実施するものとする。

### (2) 訓練

#### ア 基礎訓練

消防団員の規律を養成し、訓練、礼式点検について反復実施するとともに、消防活動を有効適切に行うことができるようにするため、車両及び操法の実技訓練を行うものとする。

#### イ 火災防御訓練

火災という急迫した状態において、被害を最小限度に止めるという目的に立って、実行性のある訓練を重ねるものとする。

このため招集、出動、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒、通信連絡、破壊消防、水損防止等の一連の訓練を行うものとする。

#### ウ 水災防御訓練

水災防御訓練は、水害を軽減するための応急措置で、洪水等の場合における警戒及び破堤越水の場合の応急水災防御訓練で招集出動、水防工法、人命救助、避難誘導、通信連絡、情報収集の訓練及び水防訓練を実施するものとする。

#### エ 総合防災訓練

消防団（員）は町の防災機関の中核としての活動が望まれることから、町を災害から保護する立場を自覚し、行動できるよう精神面の教養あるいは技術の錬磨に努めるため、総合防災訓練に参加するものとし、消防機関の役割の中にある任務分担及び資器材の配備等を明らかにするものとする。

## 第5 災害予防計画

### (1) 火災予防指導

火災予防指導は、防火管理者、危険物取扱責任者、消防設備士及び各団体等を対象として、講習会、座談会、現地指導、パンフレットの配布等により、消防関係法規の周知、消防計画の策定指導、消防設備等自主検査の強化及び自衛消防組織の促進、育成について指導するものとする。

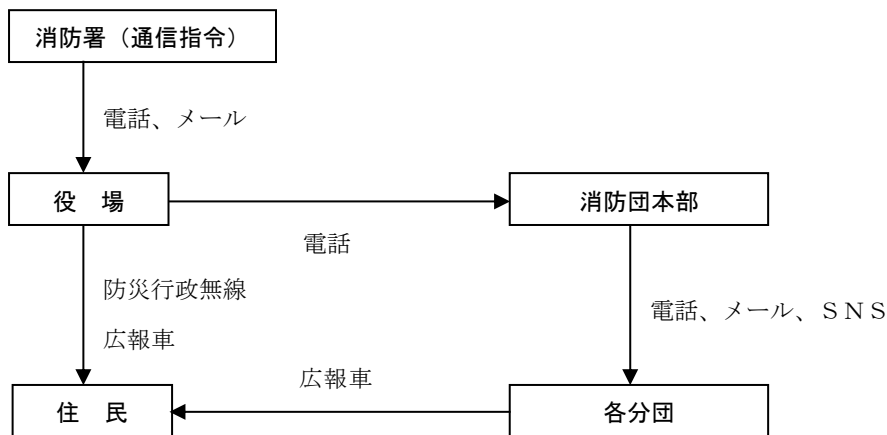
### (2) 風水害等の予防指導

暴風雨等の自然現象によって、事前に被害発生が予想されるとき、あるいは、巡視警戒等によって危険状態をいち早く察知したときは、被害発生を防止するため、防災パトロールを実施する体制を整備するとともに危険区域に関係する地区住民に対して、その危険の実態を認識させておくものとする。

## 第6 警報発令伝達計画

異常気象時に火災を未然に防止するため火災警報の発令、及び解除の伝達方法を定めておくものとする。

(1) 警報発令、解除の伝達



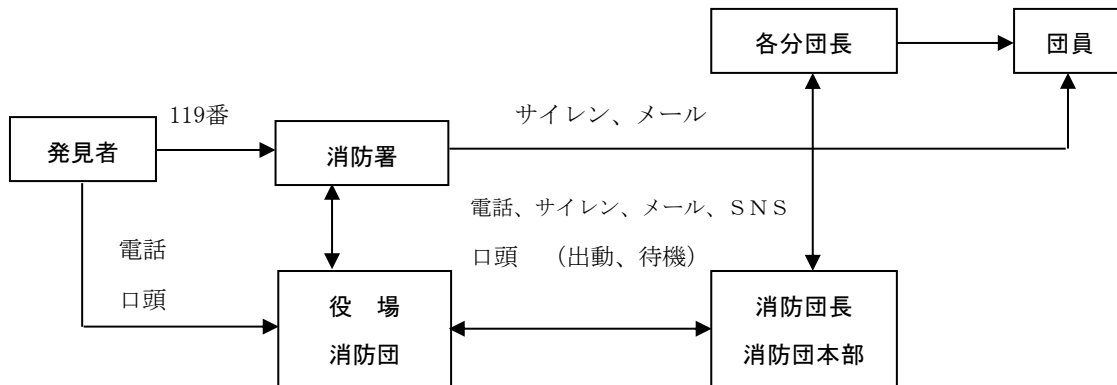
第7 情報計画

(1) 情報収集

災害が発生する危険が生じたとき及び火災が発生したときは、その状況を迅速かつ正確に把握するための情報の収集にあたるものとする。

(2) 災害情報、被害報告の連絡図

その概要は次のとおりである。



(3) 情報広報

町民に対する広報は、いたずらに人を動揺させることを避け、災害の状況等を確実に広報するものとする。この場合の方法は、防災行政無線及び広報車等によるものとする。

(4) 情報記録

情報記録は被害状況の確認や今後の災害対策の資料として、重要なものであるため、災害情報、報告書、記録写真広報資料等の年限を定めて保存しておくものとする。

第8 火災警防計画

火災警防計画は、火災を警戒し、鎮圧するために、消防団員の招集、出動、警戒、通信、監視及び火災防御について計画するものである。

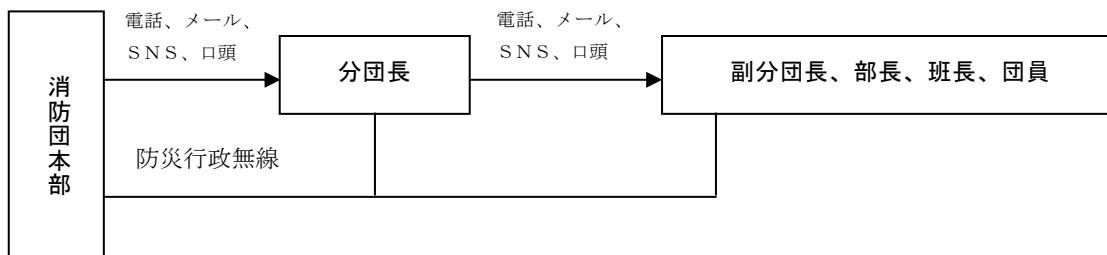


## (1) 消防団員の招集

ア 関係機関からの通報に基づき、消防団本部は直ちに連絡系統図に従い、防災行政無線、電話、メール、SNS又は口頭により連絡するものとする。

また、団員はその状況に応じて、各分団屯所（機械置場）に待機するものとする。

### 【連絡系統図】



### イ 通常火災時

出動計画に基づく出動分団以外の分団は覚知後命令を待つことなく、直ちに各分団屯所（機械置場）に待機するものとする。

### ウ 非常火災時

非常火災時の招集は、非常火災が発生した場合に迅速かつ、最大限の火災防御ができるよう全団員を招集するものとし、サイレン警鐘及び広報無線放送により行うものとする。

## (2) 出動

出動はあらかじめ設定した警防区域に従って行うものとし、第1出動、第2出動の区分により出動するものとする。

## (3) 警戒

### ア 火災警報発令

火災警報発令時は、火災が発生すれば、気象の状況により急速に延焼拡大のおそれがあるので、警戒の万全を期するため、警報発令伝達計画に基づき関係機関への周知徹底、町民に対する警戒心の喚起、啓発と併せて、団員は、機械器具の点検及び待機を行うものとする。

### イ 災害時

地震、火災その他水害等にともない、二次的に発生するおそれのある火災に備えて、団長の指令により団員を警戒にあたらせるものとする。

### ウ その他

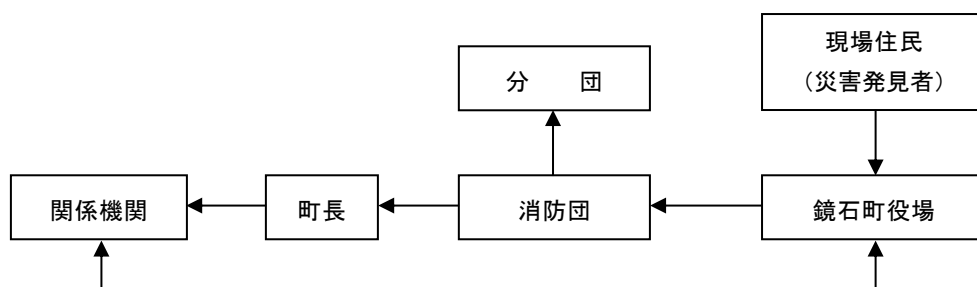
火災発生の多発期に、ある期間を定めて特別警戒を実施するほか、特に警戒を必要と認めるときに特命特別警戒を実施するものとする。

## (4) 通信

### ア 平常時の通信体制

平常時において、消防団本部（役場）が、消防専用電話、一般電話、駆け込み等により、火災の報告、通報に接した場合、消防団員の招集、出動命令、報告通報等が円滑に行われるよう通信体制を整えておくものとする。

## 【通信系統図】



### イ 火災防御

人命の危険及び延焼拡大のおそれのある危険区域について、必要に応じ防御計画を定めるものとする。

## 第9 風水害等警防計画

### (1) 消防団員の招集

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときにそれぞれの災害の規模に応じ班の編成が円滑に行われるよう、団員の確保、参集場所、招集基準について定めるものとする。

団員の確保、参集場所、招集地域については、火災防御計画に準ずるものとし、招集基準は次のとおりとする。

#### ア 強風下の場合

強風による風害が予想され、又は発生している場合は、全団員の3分の1を招集する。

#### イ 水防第1態勢

洪水による被害の発生が予想されるときは、指定した場所に一部の団員を招集する。

#### ウ 水防第2態勢

洪水による災害の発生が予想され、又は発生し、これを警戒防御するため警防区域の全団員を招集する。

#### エ 水防非常態勢

全団員を招集する。

### (2) 出動

団員の招集により、班編成がなされ、待機の状態にある団員に対し、あらかじめ出動区域への出動を命令するものとする。

出動は第1出動、第2出動、非常出動とする。

### (3) 資機材の配備

風水害等の防御活動に必要な資器材の配備が迅速にできるよう、関係機関との連絡を密にするとともに、被害が予想される地域には適切に資機材を配備するものとする。

### (4) その他

このほかの計画及び詳細については水防計画による。

## 第9節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、町民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

### 第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。
  - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
  - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
  - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
  - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
  - (1) 救助技術、救助活動の習熟
  - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
  - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

### 第2 町（消防機関を含む）による救助活動

- 1 町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。

なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。
- 2 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
  - (1) 応援を必要とする理由
  - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
  - (3) 応援を必要とする場所
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 町は、町内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立に努める。

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておく。

(2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の町民と町との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立に努める。

(3) 自主防災組織、事業所及び町民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発に努める。

(4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進を図る。

(5) 救助技術の教育、救助活動の指導に努める。

### 第3 広域応援

必要に応じて、町長は県（危機管理総室）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

## 第10節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

### 第1 町長の災害派遣要請の要求

#### 1 災害派遣要請の要求

町長は、町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

#### 2 災害派遣要請の要求要領

(1) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県地方振興局長を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は、電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県地方振興局長へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理総室

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 町長は、前項の要求ができない場合は、町を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

#### 3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の警戒
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- (10) 救援物資の緊急輸送
- (11) 炊飯及び給水
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第 13、14 条）
- (13) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）  
不発弾の処理は、県警察本部（生活環境課）が窓口となる。

#### 4 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊 郡山駐屯地

担当区域 県中、県南、会津、南会津、いわき地方振興局管内市町村

担当窓口 陸上自衛隊第 6 特科連隊第 3 科

TEL 024-951-0225 内線 235（県総合情報通信ネットワーク 811-380-01）

時間外 郡山駐屯地当直司令内線 302（県総合情報通信ネットワーク 811-380-02）

## 第 2 災害派遣部隊の受入れ体制

町、警察、消防署等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

### 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

### 2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### 3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との連絡調整が円滑、迅速な措置がとれるよう、窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

### 4 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、県及び関係機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

- (1) 本部事務室  
現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリコプターで50m×50m、輸送ヘリコプターで100m×100m）

## 第3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定に基づき、災害によって危険な事態が生じた場合、警察官がその場にいないときに限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

## 第4 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に行うものとする。ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

## 第5 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

### 1 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料並びに損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

### 2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費



## 第11節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

### 第1 避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保（※）」の指示を行う。

※ 災害発生時、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所への避難が困難となった場合に、既に今いる家屋内で少しでも安全な場所へ移動するものである。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、「命が助かる可能性が少しでも高い避難行動として、やむを得ず、その時点にいる建物において、より安全な場所（例えば屋内の高いところや、場合によっては屋上も考えられる）へ移動する」とされている。つまり、なにかの事情で安全な場所へ移動できない場合に、自分の今いる場所でどうにかしよう、という考え方がある。

#### 1 避難の実施機関

##### (1) 実施の責任者及び基準

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認められる場合は、近隣の安全な場所への移動、「屋内安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各町民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて住民がとるべき行動伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難勧告等について、第1章 第10節第1で策定した警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）、警戒レベル5災害発生情報等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始の発令等を検討する。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

| 区分                          | 事項                              | 実施責任者                                 | 措置                             | 実施の基準                                                                    |
|-----------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 避難準備・高齢者等避難開始<br>(警戒レベル3情報) | 町長                              | 町長                                    | 一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始  | 人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。             |
|                             |                                 | 町長<br>(災害対策基本法第60条)                   | 立退きの勧告及び立退き先の指示<br>「屋内安全確保」の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。                               |
| 避難勧告<br>(警戒レベル4情報)          | 知事                              | 知事<br>(災害対策基本法第60条)                   | 立退きの勧告及び立退き先の指示<br>「屋内安全確保」の指示 | 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。                                  |
|                             |                                 | 町長<br>(災害対策基本法第60条)                   | 立退き及び立退き先の指示<br>「屋内安全確保」の指示    | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。                                 |
| 避難指示<br>(緊急)<br>(警戒レベル4情報)  | 知事及びその命を受けた職員<br>(地すべり等防止法第25条) | 知事<br>(災害対策基本法第60条)                   | 立退き及び立退き先の指示<br>「屋内安全確保」の指示    | 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。                                  |
|                             |                                 | 知事及びその命を受けた職員<br>(水防法第29条)            | 立退きの指示                         | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。                                             |
|                             |                                 | 知事及びその命を受けた職員<br>又は水防管理者<br>(水防法第29条) | 立退きの指示                         | 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。                                        |
|                             |                                 | 警察官<br>(災害対策基本法第61条)                  | 立退き及び立退き先の指示<br>「屋内安全確保」の指示    | 町長が避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき。<br>町長から要求があったとき。             |
|                             |                                 | 警察官<br>(警察官職務執行法第4条)                  | 警告及び避難等の措置                     | 重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。  |
|                             |                                 | 自衛官<br>(自衛隊法第94条)                     | 警告及び避難等の措置                     | 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。 |
| 災害発生情報<br>(警戒レベル5情報)        | 町長<br>(災害対策基本法第60条)             | 命を守るために最善と考えられる安全確保行動の呼びかけ            | 災害が発生し、急を要すると認められるとき。          |                                                                          |

(2) 避難勧告等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）、警戒レベル5災害発生情報等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）、警戒レベル5災害発生情報等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）がある。

ウ その他

その他、町で定める基準に達したとき。

【参考】警報の危険度分布等の概要

| 種類                               | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li><li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li><li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li></ul> |
| 大雨警報（浸水害）の危険度分布                  | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、警戒レベル3大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                                                                                                                                                                                                                              |

| 種類              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水警報の危険度分布      | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>     |
| 流域雨量指数の予測値      | <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警戒基準に達する場合は警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警戒基準を大きく超過する場合は警戒レベル4「避難勧告」を発令することが基本となる。</p> |
| 早期注意情報（警報級の可能性） | <p>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |

### (3) 指定行政機関等による助言

町は、避難の勧告、指示又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

## 2 避難のための勧告及び指示の内容

町長等警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）等を発令する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路

- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

### 3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

#### (1) 町の措置

##### ア 知事への報告

町長は、警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）等を発令又は「屋内安全確保」を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、町民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）、「屋内安全確保」の指示の有無
- (イ) 警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）、「屋内安全確保」の指示の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

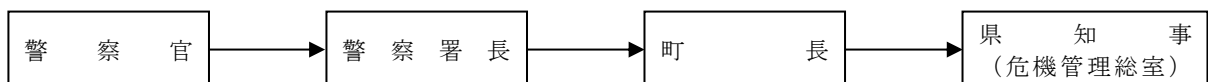
避難及び「屋内安全確保」の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

##### イ 町民への周知

町は、自ら避難の勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町地域防災計画に基づき迅速に町民へ周知する。  
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

#### (2) 警察官の措置の報告系統

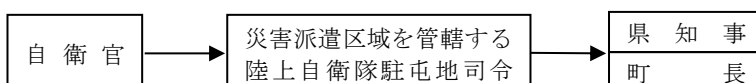
##### ア 災害対策基本法に基づく措置



##### イ 職権に基づく措置



#### (3) 自衛官の措置



### 4 避難勧告等の解除

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

## 第2 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条に基づき、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

### 2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

### 3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

### 4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び町民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

## 第3 避難の誘導

### 1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、町民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置にあたるものとする。

### 2 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む）と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に町民に伝達できるよう体制を整備するとともに、町民に対して使用する伝達手段を周知する。

### 3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、地域の支援者やその他適当な者に依頼して避難者の誘導措置の徹底を図るものとする。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入れ先での救助物資の支給等を考慮し、できれば隣組等の単位で行うこと。

#### 4 避難順位及び携行品の制限

##### (1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般町民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

##### (2) 携行品の制限

避難にあたり携行する物品は、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

#### 5 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

## 第4 避難行動要支援者対策

### 1 情報伝達体制

#### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

#### (2) 在宅者対策

町等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たって聴覚障がい者（児）についてはFAXなどの音声以外の方法を活用するよう配慮する。

#### (3) 外国人に対する対策

町は県の支援を受けながら、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

### 2 避難及び避難誘導

#### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

#### (2) 在宅者対策

町は、支援者、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

#### (3) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

## 第5 広域的な避難対策

### 1 県内市町村間の避難調整

#### (1) 町の役割

町は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、町民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。



(2) 受入れ元市町村の役割

広域避難を受け入れる場合、町は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

## 第6 安否情報の提供等

### 1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

#### (1) 安否情報照会に必要な要件

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

#### (2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

### 2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

## 第12節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入れ保護することを目的とする。

### 第1 避難所の設置

#### 1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として町が実施するものとする。【資料編 参照】
- (2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで市町村間を越える広域避難が必要となり、被災した町で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合、被災した町は相互応援協定等により受入れ先となる市町村に避難所の開設を要請する。

#### 2 町長の措置

町長は、本計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護にあたるものとする。

なお、町は、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

##### (1) 避難所の開設

町長は、本計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持・管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入れ状況を毎日県（災害対策本部広域応援・避難班）に報告し、必要帳簿類を整理する。

#### 必要記録事項

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び受入れ人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の受入れ

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供

(必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器の設置を図ること。)

カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

町長は、被災者を一時受入れるため、県有施設の一部を利用するときは、県に要請し、施設管理者は、町長が行う受入れ活動に協力する。

なお、施設管理者は、受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受入した被災者の管理は、町長が実施する。

(5) その他の施設の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、関係機関と協議し、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。

## 第2 避難所の運営

### 1 避難所運営の主体

(1) 避難所には、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うために可能な限り必要な町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 町は、町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 町内会、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。

## 2 町民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した町民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

## 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

### (1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講じる。

|                |               |
|----------------|---------------|
| ア 畳、マット、カーペット  | カ 仮設トイレ       |
| イ 間仕切り用パーティション | キ テレビ・ラジオ     |
| ウ 冷暖房機器        | ク インターネット情報端末 |
| エ 洗濯機・乾燥機      | ケ 簡易台所、調理用品   |
| オ 仮設風呂・シャワー    | コ その他必要な設備・備品 |

### (2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所を設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

## 4 要配慮者対策

### (1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者（児）や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者（児）等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

### (2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 感染症・発熱対策の実施

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、感染症流行時に災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要である。

感染被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な対策を講じる。

(6) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

## 第13節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

### 第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、須賀川医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（保健福祉部）に速やかに報告する。医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行う。

### 第2 医療（助産）救護活動

町は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

- (1) 町は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ須賀川医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。
- (3) 救護班の業務内容
  - ア 診療（死体検案を含む。）
  - イ 応急処置、その他の治療及び施術
  - ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
  - エ 薬剤又は治療材料の支給
  - オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
  - カ 看護
  - キ その他医療（助産）救護に必要な措置

### 第3 傷病者等の搬送

#### 1 傷病者搬送の手順

- (1) 傷病者搬送の判定
  - ア 救護班の責任者は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。
- (2) 傷病者搬送の要請
  - ア 救護班の責任者は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
  - イ 重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリコプターを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入れ先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、救護班等の搬送に当たっては、県と連携しながら搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

**第4 救急医療指定機関**

| 名 称      | 所 在 地      | 電 話 番 号      |
|----------|------------|--------------|
| 公立岩瀬病院   | 須賀川市北町 20  | 0248-75-3111 |
| (公財)会田病院 | 矢吹町本町 216  | 0248-42-2121 |
| 須賀川病院    | 須賀川市丸田町 17 | 0248-75-2211 |

**第5 医薬品等の確保**

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

**第6 人工透析の供給確保**

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は県と連携し被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

## 第14節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

### 第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

#### 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

#### 2 緊急輸送活動の対象

##### (1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

##### (2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

##### (3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品



### 3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

## 第2 緊急輸送路等の確保等

### 1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第1章 第9節緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

### 2 陸上輸送拠点の確保

町は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

### 3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

## 第3 輸送手段の確保

### 1 町の確保体制

- (1) 町は、町内輸送業者、（公社）福島県トラック協会等との連携のもと、地域の現況に即した車両等の調達を行う。
- (2) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

### 2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

## 第 15 節 労務供給計画

災害発生時に公共職業安定所及び災害協力団体を通じて供給可能な労務者を確保し、労務供給の万全を期するものとする。

### 1 供給可能労務者

須賀川公共職業安定所に登録されている労務者及び災害協力団体に雇用されている労務者をこれにあてるものとする。

### 2 供給の方法

災害発生に際し、都市建設部長は他の部より供給の要請があった場合は速やかに関係機関と連絡をとり労務者の確保を図るものとする。

### 3 費用の負担

- (1) 労務者に支払われる賃金は、当該地域の同一職種に従事する一般民間賃金を基本として、公共職業安定所の意見を聞いた上で決定するものとする。
- (2) 労務者に支払われる賃金は原則として日払いとする。

## 第 16 節 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、須賀川警察署（県警察本部）との緊密な連携のもと、町民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

### 第 1 災害警備活動

#### 1 災害警備活動

災害が発生した場合、多様な手段により被災状況、交通状況等の情報収集活動、救出援助活動、避難誘導活動等に当たるものとする。

### 第 2 交通規制措置

#### 1 被害状況の把握

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

#### 2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

##### (1) 被災区域等への流入抑制

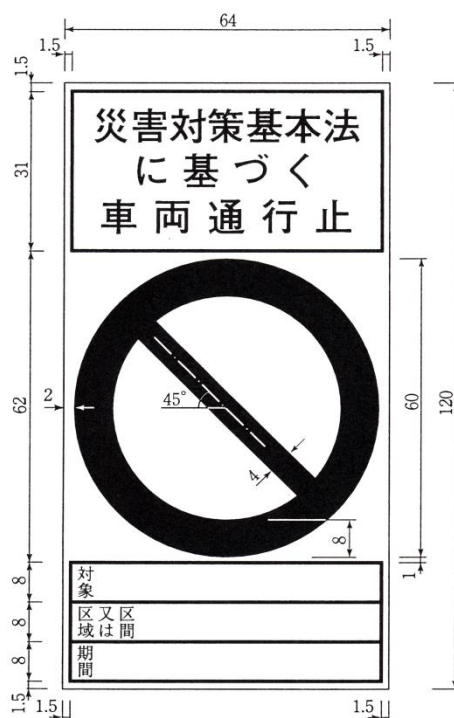
災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

##### (2) 交通規制の方法等

###### ア 標示の設置による規制

災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近において、災害対策基本法施行規則第 5 条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

## 「標示」の様式



(備考)

- 1 色彩は、文字、経線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2メートル分の1まで縮小することができる。

### イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

### ウ 迂回路対策

幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

## (3) 緊急通行車両に係る確認手続

### ア 確認の対象となる車両

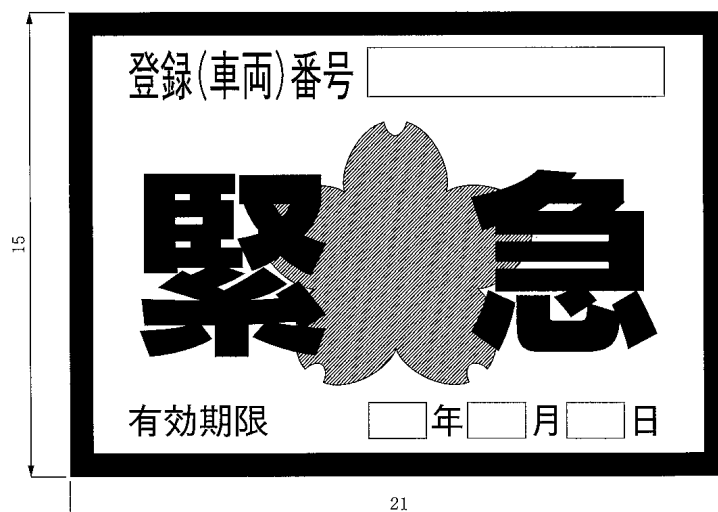
災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて、特別の番号標を有しているものを除く）。

イ 確認手続き

知事又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）においては、車両の使用者の申出により、当該車両が令第 32 条の 2 第 2 号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第 6 条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

緊急通行車両の標章



(備考)

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

|                               |       |       |
|-------------------------------|-------|-------|
| 第 号                           | 年 月 日 |       |
| 緊急通行車両確認証明書                   |       |       |
| 福島県知事                         |       | ㊟     |
| 福島県公安委員会                      |       | ㊟     |
| 番号標に表示されている番号                 |       |       |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名） |       |       |
| 使用者                           | 住所    |       |
|                               | 氏名    |       |
| 通行日時                          |       |       |
| 通行経路                          | 出 発 地 | 目 的 地 |
|                               |       |       |
| 備考                            |       |       |

(備考) 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 公安委員会においては、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両等の事前届出・確認手続については、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

## 第 17 節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

### 第 1 防疫活動

#### 1 町の業務

##### (1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、町内の防疫対策の企画、推進に当たる。

##### (2) 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて町民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を行う。その際特に社会不安の防止に留意する。

##### (3) 消毒の実施

ア 町長の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

##### (4) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 町長の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

##### (5) 生活の用に供される水の供給

ア 町長の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

##### (6) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。

また、避難所での食中毒の発生を防止するため、県食品衛生担当職員の指導のもと、避難所で提供される飲食物の品質及び衛生管理、並びに避難者の手洗消毒の実施を指導する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに管轄保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）により知事へ報告する。

## 第2 栄養指導

### 1 栄養指導班の編成及び派遣

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣したり、保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

### 2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。



(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

### 第3 保健指導

町の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況により、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、栄養指導とともに、被災者に対する健康管理面の保健指導を行う。

特に、メンタルヘルスケアについては、被災者となることで様々な精神保健上の問題が顕在化するため、適切に対応するよう留意する。

また、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

### 第4 精神保健活動

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（D P A T）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

### 第5 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用機材の備蓄及び調達について計画を策定しておくものとする。

### 第6 動物（ペット）救護対策

被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

## 第18節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したガレキ（以下「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

### 第1 災害廃棄物処理

#### 1 排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやガレキが排出されるものと想定される。

町（関係一部事務組合を含む。以下この節において同じ。）においては、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

#### 2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

#### 3 処理対策

##### (1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

町は、被災地における防疫対策上、生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

##### (2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

### (3) ガレキ等

ガレキ等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

建築物等の解体等によるガレキの処理に当たっては、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行う。

## 第2 し尿処理

### 1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的には、処理量が増加すると考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設ける。

### 2 収集体制の確保

町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

### 3 処理対策

#### (1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者（児）等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

#### (2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

## 第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

### 1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

### 2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（環境保全班）に報告する。

## 第4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請する。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請する。

## 第19節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、町民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

### 第1 給水救援対策

#### 1 飲料水供給の概要

町は、県（健康衛生班）及び国の協力を得ながら地震等による被災者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

#### 2 飲料水の応急給水活動

ア 町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 新浄水場、指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

#### 3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

### 第2 食料救援対策

#### 1 対応の概要

町は県の支援を受けながら、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

#### 2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

### 第3 生活必需物資等救援対策

#### 1 供給方針

町は県の支援を受けながら、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給する。

#### 2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

##### (1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

##### (2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

##### (3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

##### (4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

#### 3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄されている生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

#### 4 被災者への給与

避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

### 第4 支援物資等の支援体制

町は、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数量等を情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように努める。

### 第5 義援物資及び義援金の受入れ

#### 1 義援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を町及び県の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。また、需給状況等を把握し、受入れを希望しない物資等については、物資集約拠点における混乱を避けるため、受入れを辞退するものとする。

#### 2 義援金の受け入れ

町は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておくものとする。

## 第20節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。  
また、町民の生活上の不安を解消するための各種相談事業等を行う。

### 第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

町は、判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

### 第2 障害物の除去

#### 1 住宅関係障害物の除去

##### (1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行うものとする。

- (ア) 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する資機材を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、建設業協同組合や隣接市町村又は県（県中建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

##### (2) 災害救助法を適用した場合の除去

##### ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができない場合とする。

##### イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

##### ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

##### エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

## 2 道路における障害物の除去

### (1) 実施機関及び方法

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

## 3 河川における障害物の除去

### (1) 実施機関及び方法

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ 河川管理者は、河川法第 22 条第 1 項の規定による緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第 29 条の規定による緊急措置を行うものとする。

## 4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には町（関係事務組合を含む。）の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない町有地等の公共用地を選定するものとする。

(2) 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。



### 第3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

#### 1 応急仮設住宅の建設

##### (1) 実施機関等

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものとする。

ウ 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等の要請を行うものとする。

#### 2 住宅の応急修理

##### (1) 実施機関等

ア 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。

イ 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、知事が行うものとする。

#### 3 町営住宅等のあっせん

町は県と連携し、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 第4 災害相談対策

#### 1 臨時災害相談所の開設

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

#### 2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

#### 3 相談業務の内容

(1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。

(2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。

(3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。

(4) その他町民の生活に関すること。

## 第21節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

### 第1 応急仮設住宅の建設

#### 1 実施機関等

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行うものとする。  
なお、災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は建設を市町村長に委任することができることとなっている。
- (3) 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。
- (4) 町は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県を通じ、(一社)プレハブ建築協会に対し、県が締結した協定に基づき協力を要請する。

#### 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりである。

##### (1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用することとする。

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅入居者の決定のため、住家が全壊、全焼及び流失したもののうちから、県が町長の協力を求めて行うものとするが、県は状況に応じて町長に事務委託することができる。

なお、選定に当たっては、高齢者及び身体障がい者（児）等を優先する。

(3) 規模・構造及び費用

- ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均 29.7 m<sup>2</sup>（9坪）とする。
- イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者（児）等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努めるものとする。
- ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。

- なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。
- また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

- ア 都市計画公園予定地
- イ 公営住宅敷地内空地
- ウ 公園、緑地及び広場
- エ 町・有施設敷地内空地
- オ 国・県が選定供与する用地
- カ その他の適地

なお、県においては、「災害時における応急仮設住宅供給に係る報告要領」に基づき、毎年1回調査を実施し、応急仮設住宅の建設可能地の確認が行われている。

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者（児）等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

- ア 着工の時期  
災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。
- イ 着工時期の延長  
大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

#### ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の規定による期限内（最高 2 年以内）とする。

#### (8) 応急仮設住宅の運営管理

町は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 第 2 借上げ住宅等の提供

### 1 公住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

### 2 応急仮設住宅の建設が遅れた場合の措置

応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、町は、公営住宅等の一時使用、民間アパート等の借上げ等により住宅の供与を行うものとする。

## 第 3 住宅の応急修理

### 1 実施機関等

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、町と共同して行うものとする。

なお、災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は応急修理を市町村長に委任することができることとなっている。

### 2 災害救助法による実施方法等

#### (1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者。（「半壊」及び「準半壊」）
- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者。（「大規模半壊」）
- ウ 一部損壊の住家のうち損害割合が 10%以上の被害が生じた者。（「一部損壊」（準半壊））

(2) 修理の範囲と費用の限度額

ア 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (エ) 衛生設備の応急修理

イ 費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり

- (ア) 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯  
595,000円以内
- (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯  
300,000円以内

## 第22節 死者の搜索、遺体の処理等

町は県と連携しながら、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

### 第1 全般的な事項

#### 1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設から、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬へと段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

#### 2 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

### 第2 遺体の搜索

#### 1 搜索活動

- (1) 町は、県（保健福祉部）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

#### 2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

### 第3 遺体の収容

#### 1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

## 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

### (1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

### (2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

## 3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理は以下の基準で実施するものとする。

### (1) 災害の際死亡した者について遺体に関する処理は、以下の事項について行うものとする。

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）

イ 遺体の一時保存

ウ 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

## 第4 遺体の火葬・埋葬

### 1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、町は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

#### (1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

#### (2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

## 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、以下の基準で実施するものとする。

### (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。

(2) 遺体が発見された場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため

引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。

(4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

## 第5 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき、死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。



## 第23節 生活関連施設の応急対策

上水道等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

### 第1 上水道施設等応急対策

町は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

#### 1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎など重要度の高い施設を優先して行う。

#### 2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

#### 3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、町民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

### 第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行う。

#### 1 要員の確保

あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

#### 2 応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

#### 3 復旧計画の策定

町は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

#### 4 広報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

### 第3 その他生活関連施設の応急対策

#### 1 生活関連施設の応急対策への協力等

##### (1) 事業者の確保

町は、町内の事業者に対して支援を要請し、その活動の調整を図るとともに、事業者が実施する応急復旧措置に協力する。

##### (2) 広報

社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うものとする。

#### 2 生活関連施設事業者による応急対策

各生活関連施設の事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講じるものとし、町は積極的に協力する。

(1) 電力施設（東北電力ネットワーク(株)）

(2) ガス施設〔L P ガス〕（(一社)福島県L P ガス協会等）

(3) 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）

(4) 電気通信施設等（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

(5) 放送施設等（日本放送協会福島放送局、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）

## 第24節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

### 第1 児童生徒等保護対策

#### 1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

#### 2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 児童生徒等のうち障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

### 第2 応急教育対策

#### 1 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

#### 2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

### 3 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

#### (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

#### (2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

#### (3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

#### (4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

### 4 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

#### (1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校別）に参集する。

##### ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

##### イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会を通じて県教育庁教育総務課に報告する。

##### ウ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

#### (2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

## 5 応急教育計画

被害小、中学校・幼稚園の応急教育計画は学校教育の応急対策計画によるほか、町教育委員会は次表計画に定める応急対策を講ずる。

### 応急教育計画（鏡石町教育委員会）

| 被害の状況<br>学校名 | 校舎の一部が<br>使用不能の場合                                                                            | 校舎の全部が被害を<br>受けた場合                                                                                                           | 教育実施者確保の措置                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鏡石一小         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内及び特別教室を使用する。</li> <li>・被害の状況により二部授業を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、鏡石中屋内及び地区集会所（成田、豊郷、旭町を除く）を利用する。</li> <li>・鏡石中及び鏡石二小特別教室の机、いす、黒板を補充する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。</li> <li>b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。</li> <li>c 管内隣接校の協力を求めること。</li> <li>d 短期、臨時的にはPTAの適当なものの協力を求めること（退職教員等）。</li> </ul> <p>欠員（欠席）が多数のため、b、cの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請すること。</p> |
| 鏡石二小         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内及び特別教室を使用する。</li> <li>・被害の状況により二部授業を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成田、豊郷、旭町地区集会所を利用する。</li> <li>・鏡石中及び鏡石一小特別教室及び公民館の机、いす、黒板を補充する。</li> </ul>            |                                                                                                                                                                                                                                          |
| 鏡石中          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内及び特別教室を使用する。</li> <li>・被害の状況により二部授業を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館及び各地区集会所を利用する。</li> <li>・鏡石一小及び鏡石二小特別教室の机、いす、黒板を補充する。</li> </ul>                  |                                                                                                                                                                                                                                          |
| 鏡石幼稚園        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内及び特別教室を使用する。</li> <li>・被害の状況により二部授業を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館及び各地区集会所を利用する。</li> <li>・鏡石一小及び鏡石二小特別教室の机、いす、黒板を補充する。</li> </ul>                  |                                                                                                                                                                                                                                          |

※他校及び町内の各施設の被害状況等により、上記表のような対応ができない場合は、その都度対応を検討する。

## 6 災害に対する児童・生徒への事前指導計画

小中学校・幼稚園ごとの防災計画に基づき、消防機関等、関係機関の災害予防週間等を利用し、予防訓練、避難訓練等を実施して、事前指導の万全を期するものとする。

## 7 学用品の確保のための調査

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を県教育委員会に報告する。

## 8 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、町の防災担当部局、町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

## 第3 文化財の応急対策

町教育委員会は、関係者及び所有者等と協議して、適宜防火診断を行い災害時に迅速に対応できる体制の確立に努めるものとする。

また、建築物が被災した場合には、町教育委員会や文化財保護審議委員会により確認した被害状況を県教育委員会に報告するとともに、以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、地元と連絡を取り合って応急修理を行う。
- (2) 被害が大きいたときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋（社殿等を保護する目的の建物）などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

## 第 25 節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第 11 節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

### 第 1 要配慮者に係る対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意し、民生・児童委員の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者支援プランによる避難行動要支援者名簿、又は在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者(児)、難病患者等の名簿を利用する等により、要配慮者の所在の把握に努める。
- (2) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
  - ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能の場合は、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災 1 週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 2～3 日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。
- (4) 避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めること。
- (5) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

### 第 2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第 11 節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- 3 被災社会福祉施設等は、飲料水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数につ

いて把握し、町及び県等に支援を要請する。

4 町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、飲料水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

### 第3 障がい者（児）及び高齢者に係る対策

1 町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者（児）及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者（児）及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、FAX、インターネット等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、被災した障がい者（児）及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者（児）及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者（児）用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者（児）及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

### 第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

- (1) 町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
  - ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
  - イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び町民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
  - ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
  - エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。  
また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、年金事務所におけ



る遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

## 2 児童の保護等のための情報伝達

町等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 外国人に係る対策

### 1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を図る。

### 2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

### 3 情報提供

#### (1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布に努める。

#### (2) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

町は県の支援を受けながら、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

### 4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

## 第26節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

### 第1 ボランティア団体等の受入れ

#### 1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入るものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、町内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、町社会福祉協議会に設置し対応に当たるものとする。

#### 2 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入るために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努める。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

#### 3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 10 無線による情報収集及び伝達
- 11 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、町ボランティアセンターが窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、町において効率的な活用を図るものとする。

また、町は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるとき、一般のボランティアの受入れは行わない。

### 第3 ボランティア保険

町社会福祉協議会は県等と連携し、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるものとする。

## 第 27 節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

### 第 1 危険物施設応急対策

#### 1 町その他防災関係機関の対応

##### (1) 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

##### (2) 社会混乱防止対策

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

##### (3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

##### (4) 避難

町長は、所轄警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への受入れを行う。

##### (5) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

##### (6) 危険物施設応急対策

次の危険物施設等の事業者は、それぞれの定める防災業務計画等に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。

- ・危険物施設応急対策
- ・火薬類施設の製造業者、販売業者及び消費者
- ・高圧ガス製造者（貯蔵所は含む）
- ・毒物劇物取扱事業者

## 第 28 節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

### 第 1 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の概要【資料編 参照】

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。とされている。（法第 13 条第 1 項）
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（法第 7 条）
  - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
  - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
  - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

#### 2 災害救助法適用における留意点

災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町長の要請に基づき、町の区域単位で適用するものである。被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。

### 第 2 災害救助法の適用基準

#### 1 適用基準

災害救助法施行令第 1 条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 住家が滅失した世帯の数が町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合〔施行令第 1 条第 1 項第 1 号〕

| 町の区域内の人口  |            | 住家滅失世帯数 |
|-----------|------------|---------|
| 5,000 人以上 | 15,000 人未満 | 40 世帯   |

- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が 1,500 世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合

[施行令第 1 条第 1 項第 2 号]

| 町の区域内の人口  |            | 住家減失世帯数 |
|-----------|------------|---------|
| 5,000 人以上 | 15,000 人未満 | 20 世帯   |

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が、7,000 世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数が多数である場合 [施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段]

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失した場合 [施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段]

例① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 [施行令第 1 条第 1 項第 4 号]

災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の町民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

## 2 住家減失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家減失世帯数」の算定に当たっては、住家の減失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については 2 世帯をもって 1 世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については 3 世帯をもって 1 世帯とみなす。

## 第 3 災害救助法の適用手続き

### 1 町の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、町における被害が第 2 の 1 に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

### 2 救助の実施状況の記録及び情報提供

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて県に報告するものとする。

### 3 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、厚生労働大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。
- (2) 町長が救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請をした場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要が生じた場合は、電話でその概況を速やかに内閣府に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。

## 第4 災害救助法による救助の種類等

### 1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の搜索
- (12) 死体の処理
- (13) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (14) 応急救助のための輸送
- (15) 応急救助のための賃金職員等

### 2 救助費の繰替支弁

災害救助法第29条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づくものとする。

### 3 福祉避難所

福祉避難所の取扱いに当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 町が災害救助法による福祉避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、町及び県は、福祉避難所である旨の情報を加えた上で、町が法による避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、次の事項について、ただちに電話又はFAX等により県に連絡(事後において文書により連絡)する。
  - ・避難所開設の日時及び場所
  - ・設置数及び避難人員
  - ・開設見込み期間等

- (2) 福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者（児）のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者まで含める。
- なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、原則として福祉避難所の対象者として予定しない。
- 福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者とする。
- (3) 福祉避難所として指定していない特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を震災後に福祉避難所として設置した場合には、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあることに留意する。
- (4) 福祉避難所において要配慮者の相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (5) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとる。
- (6) 福祉避難所の対象者について、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後に、避難所に対象者の避難状況について調査する。
- (7) 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所を図られるように努める。
- (8) 県知事又は町長が救助の委任を受けたとき、施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託できる。
- (9) その他「災害救助事務取扱要領」に留意し、福祉避難所の指定、開設、運営に当たる。



## 第29節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

### 第1 防災活動体制

#### 1 応急対策

##### (1) 道路交通確保対策

###### ア 町道路除雪対策

町と除雪事業者は、道路除雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

###### イ 除雪時路上駐車排除等対策

道路の除雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、道路交通を確保する。

##### (2) バス・鉄道運行の確保対策

バス及び鉄道事業者は、降積雪の状況及び気象状況を適切に判断し、バス・列車の輸送確保に努める。

##### (3) 通信確保対策

###### ア 通信の確保

通信事業者においては、雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等に努める。

###### イ 郵便の確保

郵便事業者においては、平常の集配業務に支障をきたさないよう積雪時の集配運送業務の確保に努める。

##### (4) 電力供給確保対策

電力事業者は、雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等に努める。

#### 2 被害状況等の収集、報告

町及び防災関係機関は「第3節第2 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

#### 3 公共施設の除雪

公共施設の除雪については、管轄する担当課で実施するものとする。

なお、被害の程度によって、他の課にも応援できるものとする。

## 第2 地域ぐるみの除雪

### 1 地域ぐるみの除雪の効果的な推進

町は、地域ぐるみの除雪の効率的な推進に努める。

### 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、町、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び町民ニーズに即した対策の推進を図る。

## 第3 避難

### 1 避難の準備情報提供、勧告及び指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置

避難の準備情報提供、勧告及び指示については、「第11節第1避難の準備情報提供、勧告及び指示」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、「第11節第2警戒区域の設定」に定めるところによる。

避難の誘導については、「第11節第3避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置については、「第12節第1避難所の設置」に定めるところによる。

### 2 避難行動要支援者の援助

#### (1) 在宅者の安全確保

ア 町は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者（児）の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町は県と連携し、外国人の安全確保のため、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

#### (2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

## 第 30 節 土砂災害応急対策

土砂災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町及び防災関係機関が連携し、土砂災害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町及び防災関係機関は、それぞれ土砂災害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な土砂災害対策の体制を確立する。

### 1 土砂災害警戒情報

#### (1) 土砂災害警戒情報とは

土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る 60 分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、警戒レベル4避難勧告又は警戒レベル4避難指示（緊急）の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表するとされている。

また、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとしている。

#### (2) 町の情報の伝達について

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への警戒レベル4避難勧告等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

#### (3) 土砂災害警戒情報の発表

##### ア 目的

大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、町長が災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定による警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示（緊急）の判断や町民の自主避難の参考となることを目的とする。

##### イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で作成・発表することとしている。

##### ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とすることとしている。

##### エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

(ア) 県（河川港湾総室）と気象台が共同して作成・発表する情報である。

(イ) 町長が避難勧告等を発令する際の判断基準や町民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

- (ウ) 大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (オ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (カ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ア) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表することとしている。

|                      | 震度5強の地域 | 震度6弱以上の地域 |
|----------------------|---------|-----------|
| 暫定割合<br>(通常基準に乗じる割合) | 8割      | 7割        |

(イ) 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県（河川港湾総室）と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとしている。

カ 利用にあたっての留意点

- (ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (ウ) 町長は、避難勧告等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難勧告等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難勧告等の発令を行う。

## キ 情報の伝達体制

- (ア) 土砂災害警戒情報は、災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）及び第 55 条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条により市町村長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。
- (イ) 町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するため、地域住民への周知や土砂災害情報を関係機関と相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努める。

## 2 土砂災害・斜面災害応急対策

### (1) 応急対策の実施

- ア 町は、町民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。  
また、町民に被害が及ぶおそれがある場合は、町民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。
- イ 町民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

### (2) 要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

### (3) 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定

「水防法」、「土砂災害防止法」の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに「避難訓練」を実施する。

### (4) 土砂災害等の調査

- ア 町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。  
被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。  
被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。  
重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 26 条及び第 27 条に基づく緊急調査を実施する。
- イ 町は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(5) 応急対策工事の実施

町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(6) 警戒レベル4避難勧告又は警戒レベル4避難指示（緊急）等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、町民への避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、町民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣町民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

## 第31節 火山災害応急対策

国、県、町及び防災関係機関は、火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山災害の応急対策を行うこととする。

### 第1 防災活動体制

町は、必要と認めるときは災害対策本部や現地本部等を設置する。

### 第2 噴火警報等の伝達

#### 1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

##### (1) 噴火警報

噴火警報は、仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもの。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

##### (2) 噴火予報

噴火予報は、仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、噴火警報の解除を行う場合等に発表するもの。

##### (3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

福島県内及び県に隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。

福島県及び隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況

| 区分                 | 火山名               |
|--------------------|-------------------|
| 噴火警戒レベルが運用されている火山  | 吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳 |
| 噴火警戒レベルが運用されていない火山 | 沼沢、燧ヶ岳            |

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

## 2 伝達系統

### (1) 町の措置

町は、県から噴火警報、噴火速報、臨時の開設情報を受理したときは、本計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。

特に、特別警報「特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)」について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。

## 第3 災害情報の収集及び伝達

### 1 通信手段の確保

火山災害に関する情報は応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。したがって、県（危機管理総室）、町、消防機関その他の防災関係機関は、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話などを運用し、情報の収集及び伝達に努める。

### 2 災害情報の収集、伝達

(1) 収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住居被害の状況
- イ 要救助者の確認
- ウ 住民、登山者、観光客等の避難の状況
- エ 噴火規模及び火山活動の状況
- オ 被害の範囲等
- カ 避難道路及び交通の確保の状況
- キ その他必要と認める事項

(2) 町は、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ情報を伝達するものとする。

## 第4 避難対策

### 1 避難の勧告等

#### (1) 避難準備

町長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、必要に応じて居住地域の高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。



また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

## (2) 避難勧告、指示

町長は、噴火警戒レベル2またはレベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺または居住地域の近くまで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に警戒範囲内の登山者及び観光客に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。

噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。

また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）を受けたときは、緊急である旨を付して避難を勧告又は指示するものとする。

これらの勧告、指示、誘導においては、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に対しては十分配慮するものとする。

なお、避難を勧告、又は指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、本計画に定める避難勧告等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。（本事項は、以下(3)の伝達についても準用するものとする。）

## (3) 二次避難等

町長は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。

その際は、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に十分配慮するものとする。この場合、町長は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

## 2 避難誘導

町長は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの各火山防災協議会における検討結果などに基づき、仙台管区気象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

### 3 広域的な避難対策

避難に関し、町の区域を超えた広域的な見地から行う調整については、「第2章第11節 避難」及び「第2章第12節 避難所の設置・運営」によるものとする。

### 4 交通路の確保

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第2章第14節 緊急輸送対策」、「第2章第16節 災害警備活動及び交通規制措置」及び「第2章第20節 被災地の応急対策」によるものとする。

### 5 災害警備活動

火山の噴火等に伴う公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、「第2章第16節 災害警備活動及び交通規制措置」によるものとする。

## 第5 救助・救急、医療活動

### 1 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、「第2章第9節 救助・救急」及び「第2章第10節 自衛隊災害派遣」によるものとし、火山災害の現場において要救助者があるときは、町その他の防災関係機関又は現場にいる者は、その者の救出に当たるものとする。

#### (1) 救助隊の編成

町長は、消防本部に配置されている救助隊のほか、警察又は災害派遣による自衛隊（派遣要請先は、県知事（災害対策本部総括班））その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救助に当たるものとする。特に山岳救助及び空中救助に当たっては、関係機関と十分に協議するものとする。

#### (2) 二次災害の防止

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

### 2 救急医療

傷病者に対する応急医療については、「第2章第13節 医療（助産）救護」によるものとするが、町は、火山災害の特殊性を考慮して傷病者の搬送、一時救護所の設置及び救護班の編制等について本計画の定めるところにより実施するものとする。

## 第6 各機関の応急対策

1 町は、火山災害による応急対策として、必要に応じ次の事業等を実施するものとする。

- (1) 降灰除去事業
- (2) 治山治水事業
- (3) 砂防事業
- (4) 河川の水質汚濁防止措置
- (5) 町が行う事業等に対する必要な助言又は指導

2 町は、仙台管区气象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民、登山者、観光客等への周知に努めるものとする。また、火山現象により町長が発する避難の勧告、又は指示を住民、登山者、観光客等に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。特に噴火警戒レベルを導入した火山はレベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。なお、伝達に当たっては、高齢者、障がい者（児）等の要配慮者に十分配慮するものとする。

## 第7 災害復旧

火山による災害の復旧については、町及び県は、それぞれ当該地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、又その他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等に定めるところにより行うものとする。

## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

#### 第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

##### 1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

###### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

###### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### 2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

## 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業

- カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障がい者（児）社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障がい者（児）支援施設等災害復旧事業
  - コ 婦人保護施設災害復旧事業
  - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
  - シ 感染症予防事業
  - ス 堆積土砂排除事業
    - (ア) 公共施設の区域内的の排除事業
    - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
  - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
  - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - ウ 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
  - エ 水防資器材費の補助の特例
  - オ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - カ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - キ 雇用保険法による求職者給付に関する特例
  - ク 上水道施設災害復旧事業に対する補助

### 第3 激甚災害の指定

#### 1 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

### 第4 災害復旧事業の実施

町は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

## 第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

### 第1 義援金の配分

#### 1 義援金の受入れ配分

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

#### 2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

#### 3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

### 第2 被災者の生活確保

#### 1 町営住宅の一時使用

##### (1) 実施機関等

ア 町営住宅の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。

イ 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な町営住宅の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

##### (2) 実施方法等

##### ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者（児）及び小企業者

(オ) これらに準ずる者であること。



イ 一時使用対象者の選定

公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として次の事項に留意し定めるものとする。

(ア) 一時使用の期間

(イ) 家賃及び敷金の負担者

(ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者

(エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び町住宅等条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

(ア) 一時使用させる戸数は、町営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。

(イ) 町は、その提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。

(ウ) 他の市町村より前項の依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第 22 条、同政令第 5 条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 26 条第 3 項に基づく特定入居として正式入居とする。

## 2 職業あっせん計画

町長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置について、離職者の早期再就職へのあっせんで須賀川公共職業安定所長に要請する。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

エ 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

## 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

町長は、須賀川公共職業安定所長に対し、次の措置をとるよう要請する。

#### ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うこと。

#### イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給すること。

### 4 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

### 5 郵便関係措置等

日本郵便（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施する。

#### (1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

#### (2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

### 6 生活必需品等の安定供給の確保

町は、生活必需品等の安定供給の確保を図るとともに、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰がおきないように、必要に応じて県に対し協力を要請する。

## 第 3 被災者生活再建支援法に基づく支援

### 1 制度の趣旨

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給することとしている。（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）

町は、支援法第4条の2に基づき、基金から委託を受けた場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行うものとする。

## 2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) 上記(1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) 上記(3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) 上記(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（支援法施行令第1条第6号）

## 3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおりである。

- (1) 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（支援法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（支援法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（支援法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ニ）
- (5) 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号）

#### 4 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

なお、町長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示することとしている。

#### 5 支援金支給の基準

支給額は、次の2つの支援金の合計額である。

##### (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

| 住宅の被害程度             | 支給額   |        |
|---------------------|-------|--------|
|                     | 複数世帯  | 単数世帯   |
| 全壊世帯（支援法第2条第2号イ）    | 100万円 | 75万円   |
| 解体世帯（支援法第2条第2号ロ）    | 100万円 | 75万円   |
| 長期避難世帯（支援法第2条第2号ハ）  | 100万円 | 75万円   |
| 大規模半壊世帯（支援法第2条第2号ニ） | 50万円  | 37.5万円 |
| 中規模半壊世帯（法第2条第2号）    | —     | —      |

##### (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

| 住宅の再建方法                                          | 支給額             |                    |
|--------------------------------------------------|-----------------|--------------------|
|                                                  | 複数世帯            | 単数世帯               |
| 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯<br>（支援法第3条第2項第1号）※中規模半壊世帯    | 200万円<br>※100万円 | 150万円<br>※75万円     |
| 居住する住宅を補修する世帯<br>（支援法第3条第2項第2号）※中規模半壊世帯          | 100万円<br>※50万円  | 75万円<br>※37.5万円    |
| 居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）<br>（支援法第3条第2項第3号）※中規模半壊世帯 | 50万円<br>※25万円   | 37.5万円<br>※18.75万円 |

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

#### 6 支援金支給申請書等の提出

##### (1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支援金支給申請手続き等について説明する。

##### (2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

- イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）
- ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

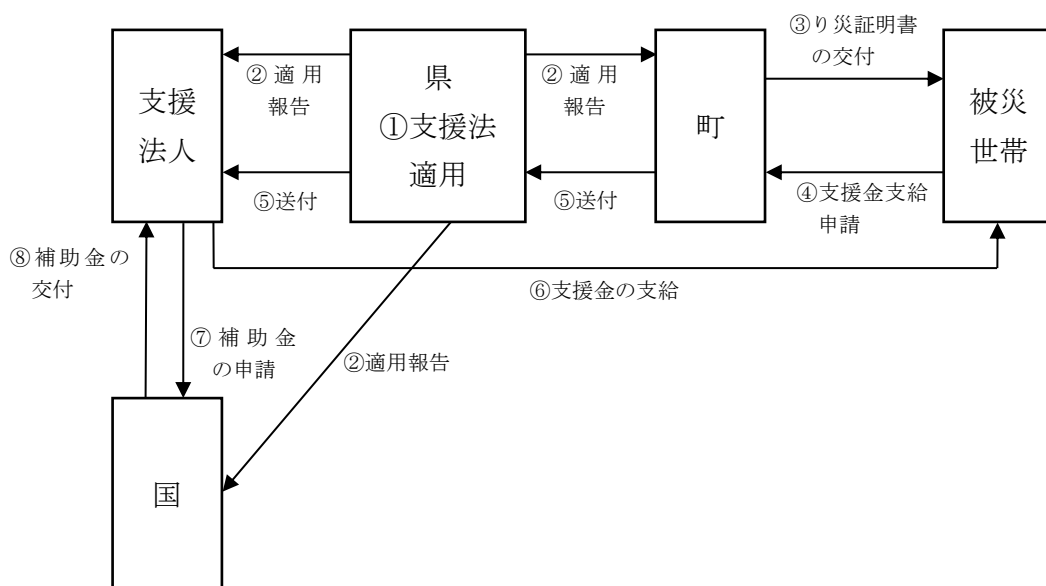
(3) 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとし、県においては、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

支援金支給事務の基本的な流れ



#### 第4 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

## 第5 被災者への融資

### 1 農林水産業関係

町は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林業経営の維持・安定を図る。

また、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するよう要請する。

#### (1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずること。

#### (2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図ること。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずること。

#### (3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。

### 2 商工関係（中小企業への融資）

町は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するよう関係機関へ働きかける。

### 3 住宅関係

町は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務が円滑に行われるよう県にあっせんを要請し、り災者の住宅再建を支援する。

### 4 福祉関係

#### (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

##### ア 緊急小口資金

町社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

#### イ 災害援護資金

町社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

#### (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

### 第6 リ災証明書の交付

町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（り災証明書）を交付しなければならない。

また、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

なお、り災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続きについて広報に努めるものとする。

その際、町は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

### 第7 被災証明書の交付及び被災者台帳の作成

#### 1 被災証明書の交付

被災者の各種支援措置を実施するためには被災証明書が必要となるため、町は、あらかじめ被害認定及び被災証明書の交付担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努めるものとする。

#### 2 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

##### (1) 被災者台帳に記載する内容

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ り災証明書の交付の状況
- サ 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

なお、この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- (ア) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供に関し必要事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- (オ) 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項



## 第4章 個別災害対策計画

### 第1節 原子力事故対策計画

東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓に、原子力事故への対応について原子力災害対策特別措置法等関連法及び県地域防災計画原子力災害対策編を踏まえて本町の対策等について定めるものとする。

#### 1 町の基本的対応

##### (1) 情報の収集・連絡体制等の整備

国、県、他の地方公共団体、原子力事業者等との確実な情報収集・連絡体制を確立する。

##### (2) 災害応急体制の整備

国・県と協力し、広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るとともに、原子力規制委員会、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立し、長期的、機動的なモニタリング体制の展開に努める。

##### (3) 避難受入れ活動体制の整備

緊急事態発生時における屋内退避や避難に関する誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者に対する実効的な避難誘導・移送体制等の確保を図る。また、避難場所、避難方法、屋内退避の方法等についてあらかじめ町民への周知を図る。

##### (4) 飲食物の摂取制限等

町は、国・県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限等を行った場合、町民への情報伝達及び飲食物の供給体制を整備する。

##### (5) 緊急輸送活動体制の整備

町は、避難等の緊急輸送活動を実施する場合、必要に応じて県等の防災関係機関と調整の上、円滑な実施体制の整備を図る。

##### (6) 緊急被ばく医療への協力

町は、県等が実施する町民の健康管理、スクリーニング活動、除染等の被ばく医療活動へ協力する。

##### (7) 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県等から提供される原子力発電所の状況、モニタリング結果等の情報など、住民等に提供すべき情報を適切に伝達できるよう防災行政無線や広報車、ホームページ等様々な方法の活用に努めるとともに、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備する。

##### (8) 防災訓練等の実施

過酷事故や複合災害を想定した防災訓練の実施について、町は県等と連携し対応する。

(9) 緊急時環境放射線モニタリングへの協力

国、県及び関係機関が行う緊急時環境放射線モニタリング活動に対し、必要な情報提供や試料採取など測定における協力をを行う。

2 避難者等の受入れ

- (1) 町は県からの事故情報等を踏まえた避難者受入れの要請を受諾後、防災行政無線等を通じて住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求めるものとする。
- (2) 町は、避難所の設置、避難者の受入れ、避難車両の誘導、避難所の運営等を行う。
- (3) 町は、避難車両の避難所までの誘導について協力する。
- (4) 町は、あらかじめ関係市町村と応援協定の締結について検討するものとする。

3 原子力事故による全町避難

緊急事態が発生し全町避難する場合は、国、県等の避難計画によって避難するが、町の判断で避難する場合は、県内外の応援協定締結市町村の協力を得ながら避難する。

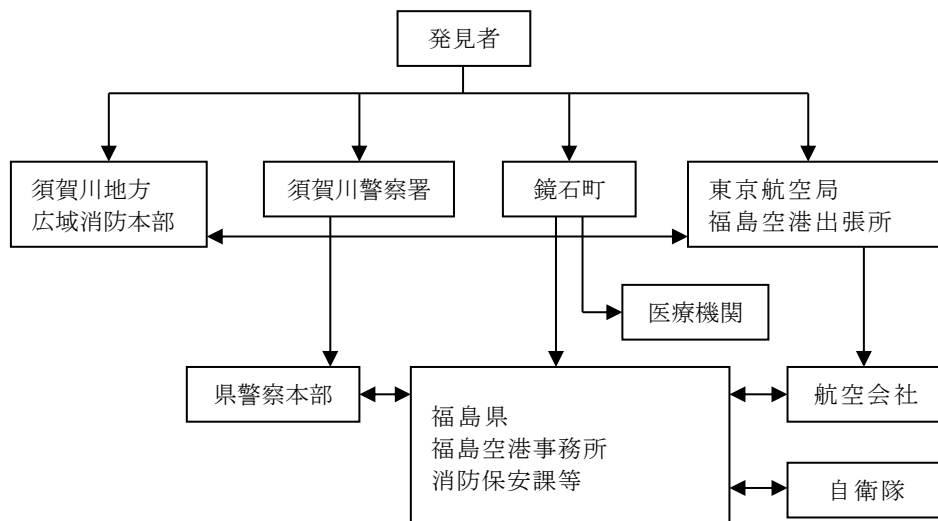
また、広域的な避難を要することも考えられるため、県外の新たな応援協力体制の拡充に努める。

## 第2節 航空機事故対策計画

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関の初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策について定めるものとする。

### 1 情報の伝達系統

町内において、航空機事故が発生した場合における通報、連絡は次により行うものとする。



### 2 町の措置

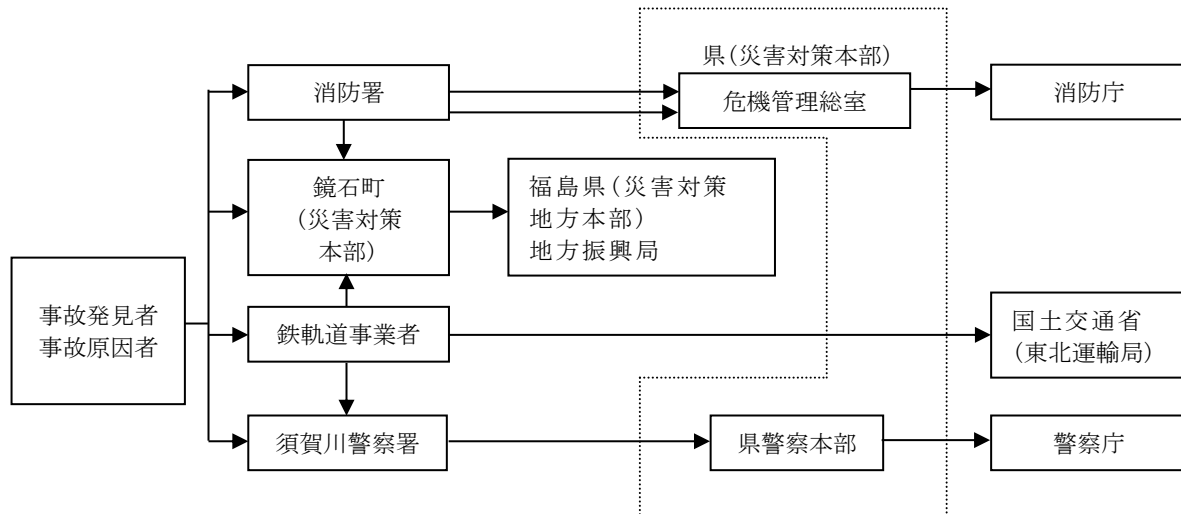
- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは前項により県及び関係機関に通報する。
- (2) 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動等応急対策を実施する。
- (3) 被害の規模が大きく、町で対応できない場合は、相互応援協定に基づき、他の町村に対して応援を要請する。
- (4) 更に被災者の救助及び消火活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請をするとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

### 第3節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、その応急対策について定めるものとする。

#### 1 情報の収集伝達

町内において、鉄道事故が発生した場合における通報、連絡は次により行うものとする。



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### 2 町の措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県(危機管理総室)への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。
- (3) 町は発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。
- (4) 鉄道災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第3章第5節 相互応援協力」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- (5) 町は、「一般災害対策編第3章第8節救助・救急」及び「同章第12節医療(助産)救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療(助産)救護活動を実施するものとする。
- (6) 町、県、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者(児)、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第4節 道路災害対策計画

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策について定めるものとする。

### 1 情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（道路総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 町の措置

- (1) 町は発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。
- (2) 道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
- (3) 町は、「一般災害対策編第2章第8節救助・救急」及び「同章第13節医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (4) 町、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者（児）、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第5章 水防計画

### 第1節 目的

この水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第7条第1項の規定に基づき、福島県知事から指定された指定水防管理団体たる鏡石町が、同法第26条の規定に基づき、鏡石町の地域に係る河川又は湖沼の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

令和元年東日本台風をはじめとした、過去に発生した阿武隈川上流の水害において、甚大な被害を受けている成田地区の被害軽減及び迅速かつ円滑な応急対策を行う。

近年、記録的な大雨が多発していることから、今後も起こりうる阿武隈川の増水に備えるとともに、初動の対応の充実強化を図ることとする。(鏡石町成田地区水害避難行動計画)

### 第2節 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

## 第3節 水防本部の設置及び組織事務分担表

### 1 水防本部

- (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が解消されるまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局は総務課におき、水防本部の組織は資料1のとおりとする。
- (3) 非常災害の際は、町災害対策本部に所属するものとする。

### 2 水防本部設置基準

- (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく注意報、警報及び特別警報が発表されたとき。  
ただし、各注意報の場合は水防本部長が必要と認めた場合に限り設置する。  
注意報 : 大雨、洪水の注意報  
警報 : 大雨、洪水の警報  
特別警報 : 大雨の特別警報
- (2) 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。
- (3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
- (4) 町内において震度6弱以上の地震を観測したとき、若しくは震度4以上の地震により、河川等が被災し、水害が発生したとき、又は水害が発生するおそれがあるとき。
- (5) その他、水防本部長が必要であると認めたとき。

### 3 水防本部解散基準

気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に水防本部を解散する。

## 第4節 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

## 第5節 水防施設

### 1 水防倉庫並びに備蓄資材

水防倉庫は、鏡石町諏訪町 158-1 番地先の「成田水防倉庫」とし、資料 2 による水防資材を備蓄しておくものとする。

### 2 水防倉庫の備蓄状況

|        |                 |      |      |         |       |       |
|--------|-----------------|------|------|---------|-------|-------|
| 倉庫名    | 成田水防倉庫          |      |      |         |       |       |
| 所在地    | 鏡石町諏訪町 158 番地 1 |      |      |         |       |       |
| 備蓄資材内訳 | 備蓄器材            |      |      | 備蓄資材    |       |       |
|        | 品名              | 基準数量 | 現有数量 | 品名      | 基準数量  | 現有数量  |
|        | スコップ            | 20 丁 | 30 丁 | 枕木      | 300 本 | 328 本 |
|        | 掛矢              | 5 丁  | 10 丁 | 鉄線      | 20kg  | 220kg |
|        | ペンチ             | 5 丁  | 5 丁  | 土のう袋    | 500 袋 | 780 袋 |
|        | 鎌               | 5 丁  | 14 丁 | ビニールシート | 60 枚  | 80 枚  |
|        | 斧               | 5 丁  | 2 丁  | 縄       | 20 巻  | 20 巻  |
|        | 鋸               | 5 丁  | 6 丁  | ゴムボート   | 2 艘   | 2 艘   |

### 3 水防資材の調達

水防資材確保のため、水防資材の取扱業者をあらかじめ確保しておくものとする。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は、当該地域の業者又は付近の住家より調達するものとする。また、水防資材の取扱業者は、資料 3 のとおりである。その場合は、その旨を水防本部長あて報告するものとする。また、資材調達の責任者は、その地区を担当する消防団副分団長以上のものとし、さらに輸送に当たっては、役場所有の自動車、消防ポンプ車及び積載車を使用する。

### 4 公用負担と費用負担

#### (1) 公用負担

水防のため必要があるときは、水防管理団体及び水防団等は、水防法第 28 条の定めにより次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けたものに対しては、時価により損失を補償しなければならない。

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹林、その他の資材の使用
- 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- 工作物その他の障害物の処分



ア 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命じる権限を行使するものは、資料 4 に示す証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示するものとする。

イ 公用負担命令票

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として資料 4 に示す命令票を目的物の所有者又は、これらに準ずる者に手渡したのちにこれを行うものとする。

(2) 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、水防法第 41 条の定めにより、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額、及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定めるものとする。

## 第6節 水位・雨量の観測所

### 1 水位観測所

#### (1) 水防活動に必要とする量水標

| 河川名  | 量水標の名称 | 位置          | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | 通報先及び管理者  |
|------|--------|-------------|---------|---------|--------|-----------|
| 阿武隈川 | 玉城橋水位  | 玉川村大字<br>小高 | 3.60m   | 4.80m   | 5.20m  | 福島河川国道事務所 |

#### (2) その他

| 河川名  | 名称    | 位置  | 水防団待機水位 | 水防団出動水位 | 避難判断水位 | 観測員名      |
|------|-------|-----|---------|---------|--------|-----------|
| 阿武隈川 | 成竜橋水位 | 東河原 | 4.60m   | 5.50m   | 6.20m  | 福島河川国道事務所 |

### 2 雨量観測所(その他の観測所)

| 管理機関 | 観測所名  | 所在地        | 観測員名         |
|------|-------|------------|--------------|
| 鏡石町  | 鏡石町役場 | 鏡石町不時沼 345 | 鏡石町<br>(総務課) |

## 第7節 水防活動等

### 1 消防団の活動

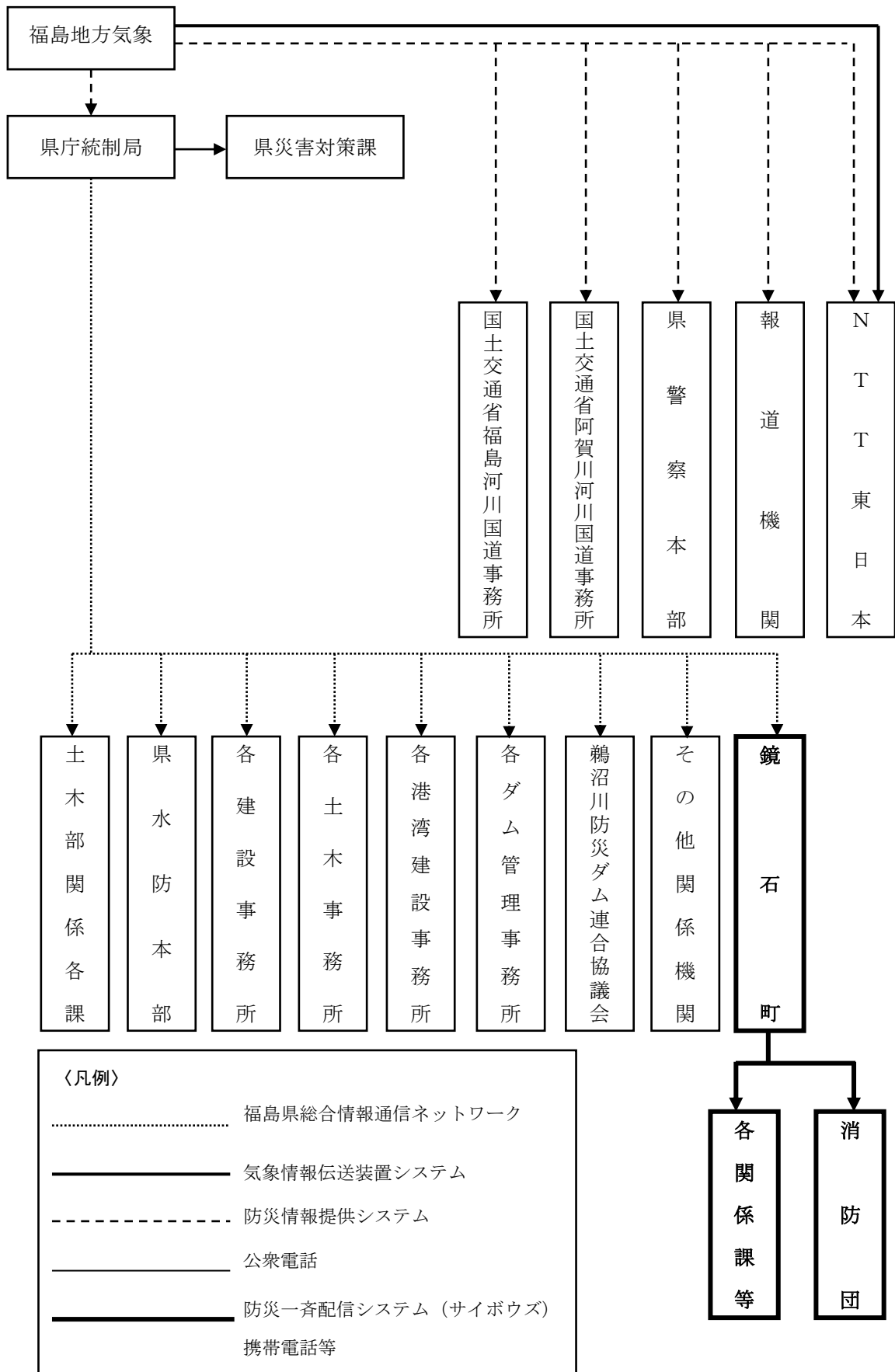
消防団は、洪水に際し、水害を警戒し、及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による洪水警報を受けたときから洪水による危険が解消されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

### 2 分団の水防受持区域を次のとおり定める。

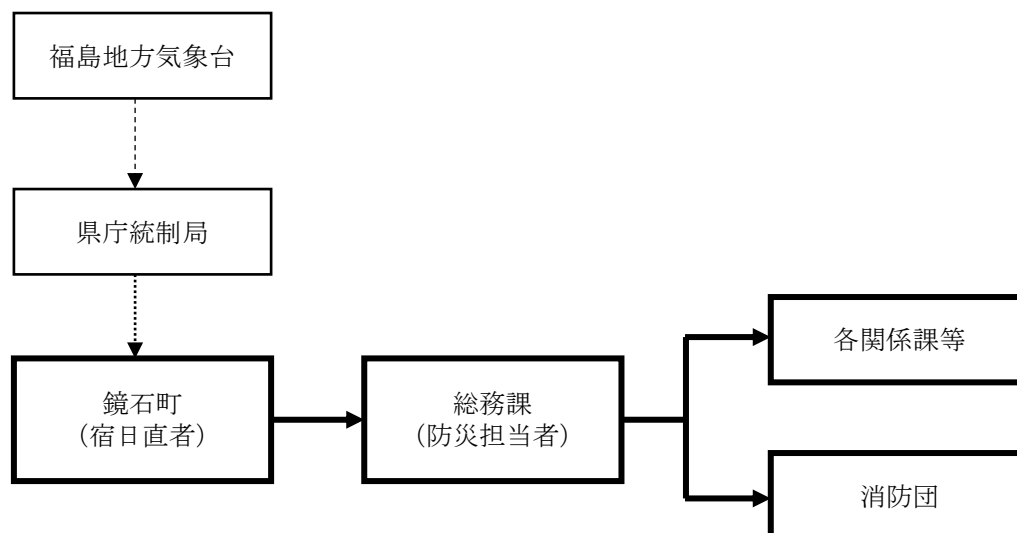
| 河川名  | 区域       |        | 担当<br>消防機関    | 人員   | 責任者   |
|------|----------|--------|---------------|------|-------|
|      | 位置       | 延長     |               |      |       |
| 阿武隈川 | 東河原～成田東  | 2,700m | 鏡石町消防団<br>全分団 | 208名 | 消防副団長 |
| 鈴川   | 成田       | 2,000m | 第5分団          | 35名  | 第5分団長 |
| 隈戸川  | 久来石南～城ノ内 | 2,000m | 第1分団          | 25名  | 第1分団長 |
| 釈迦堂川 | 仁井田～深内町  | 3,000m | 第4・6分団        | 37名  | 第6分団長 |
| 梨池   | 旭町       |        | 第9分団          | 17名  | 第9分団長 |

3 水防に関する連絡系統図等

(1) 水防用気象警報伝達系統図



(2) 退庁後水防用気象警報伝達系統図



(3) 関係機関連絡表

| 連絡先                   | 局名       | 電話番号       | FAX 番号    |
|-----------------------|----------|------------|-----------|
| 須賀川消防署鏡石分署            | 鏡石 0248  | (62)4511   | (94)2094  |
| 須賀川地方広域消防本部           | 須賀川 0248 | 代(76)3111  | (75)3917  |
| 須賀川警察署                | 須賀川 0248 | 代(75)2121  | (75)0459  |
| 須賀川警察署鏡石駐在所           | 鏡石 0248  | (62)2012   |           |
| 須賀川土木事務所              | 須賀川 0248 | 代(75)3196  | (63)2028  |
| 県中保健福祉事務所             | 須賀川 0248 | 代(75)7800  | (75)7824  |
| 県中地方振興局               | 郡山 024   | (935)1295  | (925)9026 |
| 県中建設事務所               | 郡山 024   | (935)1459  | (935)1407 |
| 東北地方整備局福島河川国道事務所郡山出張所 | 郡山 024   | (922)6591  | (943)6592 |
| 東北地方整備局福島河川国道事務所      | 郡山 024   | (546)4331  | (546)8852 |
| 陸上自衛隊郡山駐屯地            | 郡山 024   | 代(951)0225 | (951)0225 |
| 福島県災害対策課              | 福島 024   | (521)7194  | (521)7920 |
| 福島県河川整備課              | 福島 024   | (521)7483  | (521)7952 |

#### 4 水防巡視(河川、堤防の巡視等)

- (1) 水防本部長は、洪水警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の消防分団長に対し、その警報等を通知し、必要団員を河川及び水門の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の通報水位又は警戒水位に達した旨の通知があったときは、直ちに消防団長に通知するとともに資料5に定める「水防信号」により周知し、更に必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

| 河川名  | 量水標の名称 | 位置  | 通報水位 | 警戒水位 |
|------|--------|-----|------|------|
| 阿武隈川 | 成竜橋量水標 | 東河原 | 2.8m | 4.0m |
| 鈴川   | 鈴川量水標  | 成田  | 2.0m | 3.0m |

- (2) 各分団長は、洪水警報等の通知を受けたときは、随時河川及び水門、樋門等の巡視を行い、河川の状況を水防本部長に報告するものとする。

なお、水位が警戒水位に達したときは、福島県水防信号規則、第1信号により地域住民に周知するものとする。

- (3) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに、第2信号を打鐘し団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防本部長に報告するものとする。
- (5) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4号信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともにその旨を水防本部長に報告するものとする。

## 第8節 決壊、避難のための立退・通報

### 1 決壊等の通報

堤防が決壊又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、須賀川土木事務所を通じて福島県に通報するものとし、その責任者を情報連絡班長(都市建設課長)とする。

### 2 避難のため立退

立退地域及び立退先経路等

| 河川名  | 立退地域          | 立退先    | 引率者           | 経路  |
|------|---------------|--------|---------------|-----|
| 阿武隈川 | 成田、諏訪町<br>成田東 | 鳥見山体育館 | 第5区役員<br>分団班長 | 県道沿 |
| 鈴川   |               | 〃      |               | 〃   |

## 第9節 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ水防警戒の必要が認められなくなったときは、防災行政無線、広報車、口頭伝達、その他の方法で一般住民に周知させるとともに須賀川土木事務所経由で知事に報告するものとする。

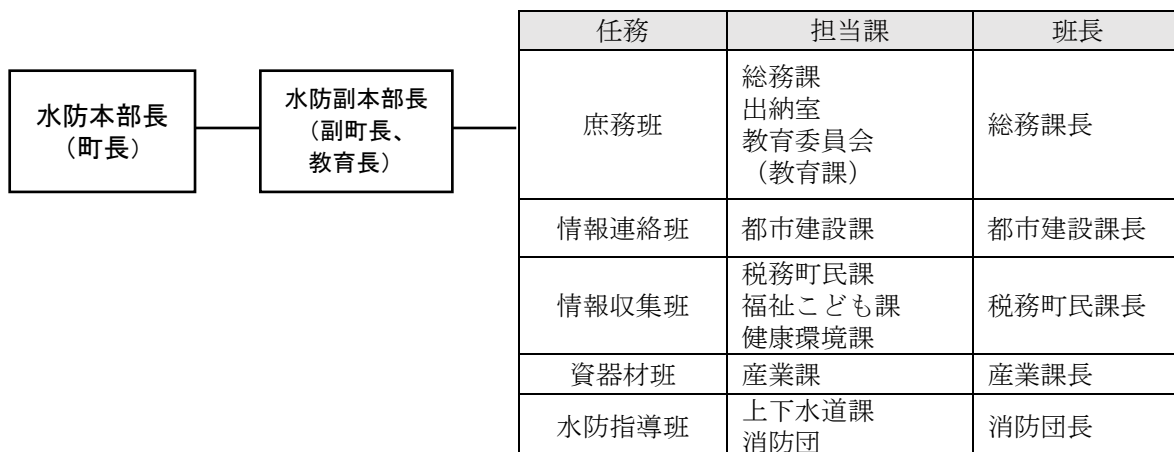
## 第10節 水防演習

水防演習はその都度水防演習実施計画書を作成し、これを防災会議にはかり実施するものとする。

## 第11節 水防活動報告

各分団長は、水防活動後2日以内に資料6により水防本部長に報告するものとする。

資料1 水防本部の組織



- ・ 庶務班  
    下記以外の庶務、総括
- ・ 情報連絡班  
    県中地方振興局、須賀川土木事務所、須賀川警察署への連絡及び雨量・水位・土木災害・一般災害の記録
- ・ 情報収集班  
    現地情報収集・資材要請等
- ・ 資器材班  
    水防資器材の応援・調達・輸送等
- ・ 水防指導班  
    地域内の巡視・水防作業の現地指導



資料2 水防管理団体の水防倉庫備蓄基準

| 品名、規格 |      | 単位 | 数量 | 品名、規格 |                                            | 単位 | 数量  |
|-------|------|----|----|-------|--------------------------------------------|----|-----|
| 器材    | スコップ | 丁  | 20 | 資材    | 抗木(長 0.6m~1m、末 5~9 cm)<br>又は鉄筋杭(径 16 mm以上) | 本  | 300 |
|       | 掛矢   | 丁  | 5  |       | 土のう袋                                       | 袋  | 500 |
|       | おの   | 丁  | 5  |       | ビニールシート                                    | 袋  | 60  |
|       | 鋸    | 丁  | 5  |       | 縄(110~140 mm/巻)                            | 巻  | 20  |
|       | 鎌    | 丁  | 5  |       | 鉄線(#10)                                    | kg | 20  |
|       | ペンチ  | 丁  | 5  |       | 大型土のう袋<br>( r 1.0m× h 1.1m)程度              | 袋  | 50  |
|       |      |    |    |       | ゴムボート                                      | 艘  | 2   |

資料3 水防資器材調達可能業者一覧

| 業者名                     | 電話番号     | 住所          |
|-------------------------|----------|-------------|
| J A 夢みなみ<br>農業協同組合 鏡石支店 | (62)2131 | 鏡石町本町 296   |
| (株)雨田屋                  | (62)2225 | 鏡石町岡ノ内 357  |
| 山登マテリオ(株)               | (62)3188 | 鏡石町境 178    |
| 農業資材センター                | (62)3129 | 鏡石町南高久田 611 |
| イオンスーパーセンター鏡石店          | (92)3080 | 鏡石町桜岡 375-9 |

資料4 公用負担権限証明書及び公用負担命令票

●公用負担権限証明書

第 号

公用負担権限証明書

鏡石消防団

何 某

上記のもの〇〇〇区域における水防法28条  
第1項の権限行使を委任することを証明する。

年 月 日

鏡石町 何 某 印

水防法

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車用その他の運搬用器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を保証しなければならない。

●公用負担命令票

第 号

公 用 負 担 命 令 票

1 目的物 種類〇〇〇 数量〇〇〇

2 負担の内容 使用、収用、処分

年 月 日

〇 〇 様

資料5 水防信号

水防信号は、福島県水防信号規則(昭和24年福島県規則第91号)の規定に基づき次により行うものとする。

| 信号の種類 | 発するとき                              | 措置事項                              |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 第1信号  | 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。               | 一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。 |
| 第2信号  | 各分団長より洪水のおそれのある旨の報告があったとき。         | 各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。 |
| 第3信号  | 堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。         | 各分団員の外、必要により、一般住民の出動を求める。         |
| 第4信号  | 洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。 | 警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。           |

○福島県水防信号規則(昭和24年福島県規則第91号)

第1条 水防法第20条第1項の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

|   |      |                                     |
|---|------|-------------------------------------|
| 一 | 第1信号 | 警戒水位に達したことを知らせるもの。                  |
| 二 | 第2信号 | 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。  |
| 三 | 第3信号 | 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。  |
| 四 | 第4信号 | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。 |

第2条 水防信号は別に定める区域及び方法に従って発する。

附則

この規則は公布の日から施行する。

別表

水 防 信 号

| 水防信号 | 警鐘信号            | サイレン信号                                              |
|------|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 第1信号 | ○休止 ○休止 ○休止     | 約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒<br>○一休止 ○一休止 ○一休止 ○一休止 |
| 第2信号 | ○一○一○ ○一○一○     | 約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒<br>○一休止 ○一休止 ○一休止 ○一休止     |
| 第3信号 | ○一○一○一○ ○一○一○一○ | 約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒<br>○一休止 ○一休止 ○一休止 ○一休止 |
| 第4信号 | 乱打              | 約1分 5秒 1分<br>○一休止 ○一                                |

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
  - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
  - 3 危険があった時は口頭伝達による周知させるものとする。

## 水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者 印

|                 |    |                       |                     |                     |        |              |         |         |     |
|-----------------|----|-----------------------|---------------------|---------------------|--------|--------------|---------|---------|-----|
| 出水の概況           |    | はん濫注意水位 m<br>川 雨 量 mm |                     |                     |        |              |         |         |     |
| 水防実施箇所          |    | 川 左 岸 地先 m<br>右       |                     |                     |        |              |         |         |     |
| 日 時             |    | 自 月 日 時 至 月 日 時       |                     |                     |        |              |         |         |     |
| 出 動             |    | 水防団員                  |                     | 消防団員                |        | その他          |         | 合 計     |     |
| 人 員             |    | 人                     |                     | 人                   |        | 人            |         | 人       |     |
| 水防作業の概況<br>及び工法 |    | 箇所<br>工法              |                     |                     |        |              |         |         |     |
| 水防の<br>結果       | 効果 | 堤防<br>m               | 田<br>m <sup>2</sup> | 畑<br>m <sup>2</sup> | 家<br>戸 | 鉄道<br>m      | 道路<br>m | 人口<br>人 | その他 |
|                 | 被害 | m                     | m <sup>2</sup>      | m <sup>2</sup>      | 戸      | m            | m       | 人       |     |
| かます、俵           |    |                       |                     |                     |        | 居住者の<br>出動状況 |         |         |     |
| 万年土俵            |    |                       |                     |                     |        |              |         |         |     |
| な わ             |    |                       |                     |                     |        | 水防関係者<br>の死傷 |         |         |     |
| 丸 太             |    |                       |                     |                     |        |              |         |         |     |
| そ の 他           |    |                       |                     |                     |        | 雨量水位の<br>状況  |         |         |     |
|                 |    |                       |                     |                     |        |              |         |         |     |
| 備考              |    |                       |                     |                     |        |              |         |         |     |

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

# 震災対策編



# 第1章 災害予防計画

## 第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

### 第1 町の防災組織

町は、関係法令及び条例等に基づく防災組織として、一般災害対策編 第1章「第1節 防災組織の整備・充実」の第1に定める町防災会議、町災害対策本部を設置する。

### 第2 自主防災組織

自主防災組織については、一般災害対策編 第1章「第1節 防災組織の整備・充実」の第2に定めるところにより、地震災害等の特性を踏まえた対策として実施するものとする。

### 第3 応援協力体制の整備

応援協力体制については、一般災害対策編 第1章「第1節 防災組織の整備・充実」の第3に定めるところにより、地震災害等の特性を踏まえた整備を図るものとする。

## 第2節 防災情報通信網の整備

防災情報通信網については、一般災害対策編 第1章の「第2節 防災情報通信網の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第3節 都市の防災対策

市街地において地震が発生した場合、町民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は県と連携し、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取組、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

### 第1 建築物防災対策

#### 1 鏡石町耐震改修促進計画の推進

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な鏡石町耐震改修促進計画（計画期間：平成 21～25 年度）を推進する。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 落下物対策
- (3) ブロック堀等安全対策
- (4) 定期調査報告の推進

#### 2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和 55 年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

町は、町民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずると共に、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

#### 3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うための判定活動体制の構築に努める。

#### 4 窓ガラス等の落下物防止対策

- (1) 一般建築物の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。



## 5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の対応を推進する。

- (1) 町は、町民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図る。
- (2) 町は、避難路及び避難場所に重点を置き、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (3) 町は、ブロック塀を設置している町民に対して日頃から点検に努めるよう指導する。
- (4) 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする町民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## 6 建築物不燃化の促進

### (1) 防火・準防火地域の指定

町は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率400パーセント以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300パーセント以上の区域及び建築物が密集し、または、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

### (2) 建築物の防火の促進

町は、新築、増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図るものとする。

#### ア 既存建築物に対する改善指導

スーパー、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

#### イ 防火対象物定期点検報告制度

消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行うものとする。

## 第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

### 1 町及び公共的施設管理者による施設の耐震化

町及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

### 第3 防災空間の確保

国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、町は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

災害時に、町民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、ガレキの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

また、町は防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。

なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

## 第4節 上水道・下水道施設災害予防対策

上水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

### 第1 上水道施設予防対策

#### 1 水道施設等の整備

町は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

#### 2 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

#### 3 相互応援

- (1) 町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

### 第2 下水道施設予防対策

#### 1 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じて地震に対する次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図ること。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図ること。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うこと。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うこと。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮すること。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図ること。

## 2 応急復旧用資機材の確保等

町は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生後に速やかに対応できるように、下水道台帳とともに維持管理録を一体として整理し、さらに優先調査する必要のある箇所を特定するための下水道マップの作成を行っておくものとする。

## 3 要員の確保

応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

## 4 福島県下水道防災連絡会議

町は、県（都市総室）、県内市町村及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議のもと、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を推進する。

## 第5節 道路及び橋りょう等災害予防対策

町をはじめ施設等の道路管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

### 第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

#### 1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないもの等があるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。

#### 2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

#### 3 実施計画

##### (1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

##### (2) 橋りょうの整備

###### ア 既設橋りょうの対策

耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成24年2月16日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施することとする。

###### イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成24年2月16日付け国土交通省通知）を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

- (ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。
- (イ) 耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

## 第2 農道及び橋りょう災害予防計画

### 1 現況

地震による農道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについても、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等、十分な落橋防止対策に努めるものとする。

### 2 計画目標

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

### 3 実施計画

#### (1) 農道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

#### (2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議のうえ対策を実施する。

## 第6節 河川等災害予防対策

河川、ため池などは、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

### 第1 河川管理災害予防対策

河川改修については、今後とも計画的に推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

### 第2 ため池施設災害対策

ため池の防災・減災対策に当たっては、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点ため池」として位置付け、堤体補修等のハード対策を実施するとともにハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

## 第7節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

### 第1 地すべり災害予防対策

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県から提供される地すべり危険箇所や地すべり危険区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料に基づき、指定された土砂災害警戒区域を中心に県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。地すべり防止施設の整備に当たっては、避難地や避難路等の防災施設や老人ホーム等の避難行動要支援者に関連した施設に対する対策を重点化する。

### 第2 急傾斜地災害予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震より地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難基準に関する資料をもとに、指定される土砂災害警戒区域を中心に、県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。急傾斜地崩壊施設の整備に当たっては、耐震性を確保するとともに、避難地や避難路等の防災施設や老人ホーム等の避難行動要支援者に関連した施設に対する対策を重点化し、老朽化した砂防設備については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

### 第3 造成地の災害予防対策

#### 1 造成地における基準等

##### (1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

##### (2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。

##### (3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

(4) 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

(6) 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

#### 第4 二次災害予防対策

町は、地震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、町は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。



## 第8節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

### 第1 出火防止対策

#### 1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

#### 2 住宅防火対策の推進

町は消防署と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法の指導に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

### 第2 初期消火体制の整備

#### 1 消火器等の普及

町は消防署と連携し、震災時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

#### 2 自主防災組織の初期消火体制

町は消防署と連携し、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

### 第3 火災拡大要因の除去計画

#### 1 道路等の整備

町は、計画的に道路等の整備を推進し、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

## 2 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発する。

## 第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

### 1 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、国庫補助制度や防災対策事業等を活用して、地震に対応できる高度な資機材の整備を含めた年次計画を作成するよう努め、特に、地震被害想定調査の結果、消防力が不足するとされた場合、より一層の消防力の強化を行う。

また、第一線において消防活動を行う消防団員については、技術の向上と組織の活性化に努め、地域の実情に応じた適正な配置とするよう努める。

### 2 広域応援体制の整備

町は、隣接市町村と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

## 第5 消防水利の整備

町は、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備、また、河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準を達成するよう努める。

## 第6 救助体制の整備

町は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

## 第9節 緊急輸送路等の指定

緊急輸送路等の指定は、一般災害対策編 第1章の「第9節 緊急輸送路等の指定」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第10節 避難対策

避難対策は、一般災害対策編 第1章の「第10節 避難対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

医療（助産）救護・防疫体制の整備は、一般災害対策編 第1章の「第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備は、一般災害対策編 第1章の「第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第13節 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、町民一人一人が自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で町民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取組を充実させることが重要である。

このため、町及び防災関係機関は、町民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

### 第1 一般町民等に対する防災教育

#### 1 防災知識の普及啓発

町及び防災関係機関は、町民に対する地震発生時における対応等の防災知識について、広く町民に普及啓発を行うものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

##### (1) 実施期間

実施時期については、9月1日の「防災の日」、8月30日～9月5日の「防災週間」及び1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日～1月21日の「防災とボランティア週間」を重点に実施し、併せて年間を通じた計画的な普及啓発活動に努めるものとする。

##### (2) 普及の内容

防災知識の普及啓発に当たっては、地震災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識とともに、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、応急救護方法、町地域防災計画に定める避難場所、住宅内外の危険箇所の把握等、町民一人一人が日頃から心がけておくべき実践的な事項について十分配慮したものとする必要がある。

##### (3) 普及の方法

町及び防災関係機関は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、町民一人一人に十分内容が理解できるものとする。また、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等の広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

また、地震体験車等の地震疑似体験装置等を積極的に利用するなど、より効果的な教育を行う。

##### (4) 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、社会福祉施設等、旅館等の不特定多数の者を受入れする施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

##### (5) 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、防災マップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するなどして、地域全体の防災力の向上に努める。

## 第2 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町及び防災関係機関は、地震発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的を開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

## 第3 学校教育における防災教育

学校教育における防災教育は、一般災害対策編 第1章「第14節 防災教育」の第4に定める対策を、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第14節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて町民の防災意識の高揚を図っている。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

### 第1 総合防災訓練

総合防災訓練は、一般災害対策編 第1章「第14節 防災訓練」の第1に定める訓練について、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第2 個別訓練

#### 1 概要

町及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

#### 2 個別訓練の種類

##### (1) 通信訓練

町及び防災関係機関は、地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備えるものとする。

##### (2) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

##### (3) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

##### (4) 避難所設置運用訓練

町は県と連携し、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練の実施に努める。

(5) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

(6) 訓練の評価と地域防災計画等への反映

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

### 第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

事業所、自主防災組織、一般住民等における訓練は、一般災害対策編 第1章「第14節 防災訓練」の第3に定める訓練を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 15 節 自主防災組織の整備

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日頃から防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

自主防災組織のあり方については、一般災害対策編 第 1 章の「第 15 節 自主防災組織の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 16 節 要配慮者対策

要配慮者対策は、一般災害対策編 第 1 章の「第 16 節 要配慮者対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 17 節 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携は、一般災害対策編 第 1 章の「第 17 節 ボランティアとの連携」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 18 節 危険物施設等災害予防対策

危険物施設等災害予防対策は、一般災害対策編 第 1 章の「第 18 節 危険物施設等災害予防対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 19 節 災害時相互応援協定の締結

災害時相互応援協定の締結は、一般災害対策編 第 1 章の「第 19 節 災害時相互応援協定の締結」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。



## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制

応急活動体制は、一般災害対策編 第2章の「第1節 応急活動体制」に定めるとおり、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に町長が鏡石町災害対策本部を設置するなど、円滑な災害応急対策を実施するものとする。

### 第2節 動員配備体制に関する計画

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

#### 第1 配備基準

応急対策実施に際して、必要な応急対策要員の動員は、町の配備体制を事前配備、警戒配備、第1非常配備、第2非常配備とし、その基準はおおむね次のとおりとする。

##### (1) 災害対策本部設置前

指揮者は総務課長

| 種別   | 配備時期                                           | 配備体制                                                              |
|------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 警戒配備 | 1 町内において震度4の地震が観測されたとき。<br>2 その他特に町長が必要と認めたとき。 | 関係各課の所要人員で情報収集連絡活動及び応急措置に当たる。<br>災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。 |

##### (2) 災害対策本部設置後

指揮者は本部長（町長）

| 種別     | 配備時期                                                                                                                                           | 配備体制                                                                                             |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1非常配備 | 1 町内において震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。<br>2 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、鏡石町災害対策本部の設置に至るまでの間又は鏡石町災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。<br>3 その他特に本部長が必要と認めたとき。 | 鏡石町災害対策本部の全員（全町職員）で応急対策を円滑に実施するに当たり、必要と認める体制をとり、又は応急活動を実施する。<br>事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。 |
| 第2非常配備 | 1 町内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。<br>2 その他特に本部長が必要と認めたとき。                                                                                             | 鏡石町災害対策本部の全員（全町職員）をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動を実施する体制とする。                                       |

備考1. 災害の規模及び性質に応じ、上記一般的基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2. 災害対策本部は、上記一般的基準に準じて、それぞれの特性、規模及び任務に即応した配備体制を整えるものとする。

## 第2 活動要領

各配備下における活動の要点並びに、災害対策本部職員の非常参集及び非常連絡の方法は、一般災害対策編 第2章の「第2節 職員の動員配備」に定めるところにより、地震災害等の特性を踏まえて行うものとする。

## 第3節 地震災害情報の収集伝達

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、町内に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

### 第1 地震情報等の受理伝達

#### 1 気象庁の地震情報

##### (1) 地震情報等の種類とその内容

| 地震情報の種類     | 発表基準                                           | 内容                                                                                                                                                                                 |
|-------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報        | ・震度3以上                                         | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。                                                                                                                              |
| 震源に関する情報    | ・震度3以上<br>(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)            | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。                                                                                                      |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度3以上<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。                                                                                      |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上                                         | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。<br>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します。 |
| その他の情報      | ・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など                 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。                                                                                                                                  |
| 推計震度分布図     | ・震度5弱以上                                        | 観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報とし                                                                                                                                        |

|                |                                                                                                                                                |                                                                          |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|                |                                                                                                                                                | て発表。                                                                     |
| 遠地地震に関する<br>情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |

(2) 福島地方気象台の情報の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ウ 特に発表が必要と認めた場合。

また、福島地方気象台は、福島県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要を地震解説資料として発表する。

(3) 地震情報等の受理伝達

町は、地震情報等を県から受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示の必要な措置を行う。

(4) 緊急地震速報

ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供することとしている。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。）である。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 町は県及び福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、町民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

## 2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

### (1) 震源の地域名称（福島県の陸域）

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

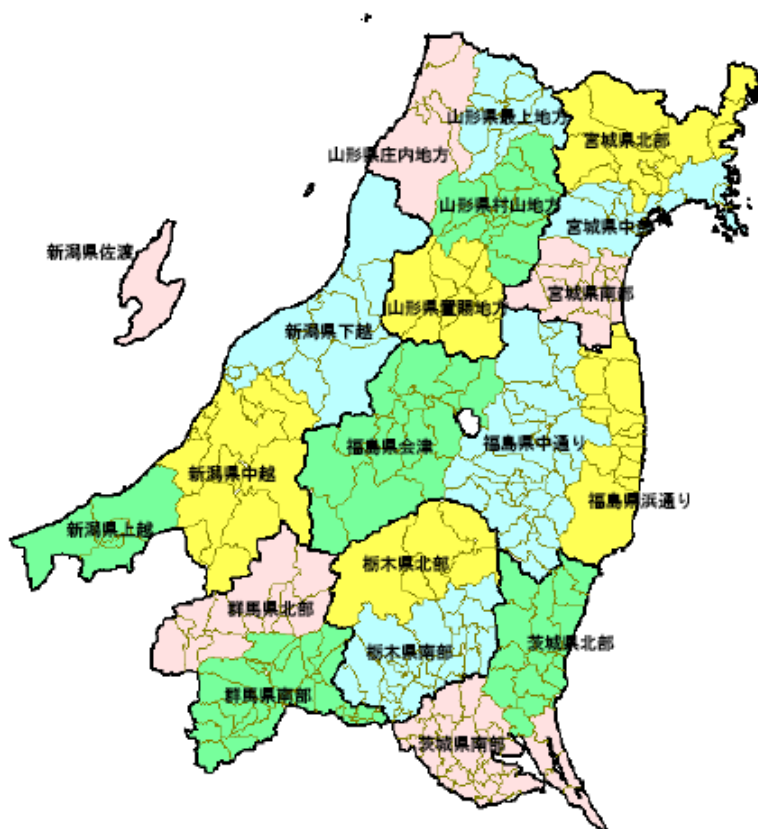
また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。



震度の地域名称（福島県の陸域）

### (2) 震央地名

福島県隣県の陸域の震央地名





### 3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報ネットワークシステムの自動FAX送信装置により町等に送信される。

## 第2 被害状況等の収集、報告

地震災害が発生した場合における被害状況等の収集、報告については、一般災害対策編 第2章の「第3節 災害情報の収集伝達」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、町は県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況を報告するとともに、応援の必要性等を連絡するものとし、町からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

#### ア 報告の種類

##### (ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

##### (イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

##### (ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

#### イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容に準じて行うものとする。

## 第4節 通信の確保

通信の確保は、一般災害対策編 第2章の「第4節 通信の確保」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第5節 相互応援協力

相互応援協力は、一般災害対策編 第2章の「第5節 相互応援協力」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第6節 災害広報

災害広報は、一般災害対策編 第2章の「第6節 災害広報」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、町はサーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、町が被災した市町村に代わり、又は支援する市町村が町に代わり、ホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。



## 第7節 消火活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防署及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取組、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

### 第1 消防団による活動

消防団は消防署と連携をとりながら以下の活動を行う。

#### 1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

#### 2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

#### 3 消火活動

消防署が到着するまでや消防署が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

#### 4 救助活動

消防団は消防署による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

#### 5 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、町民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、町民を安全に避難誘導する。

### 第2 県内隣接協定及び統一応援協定による応援要請

町長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村長又は消防長に対して応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行うものとする。

### 第3 他都道府県への応援要請

町長は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

#### 1 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- (1) 火災の状況及び応援要請の理由
- (2) 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 町への進入経路及び集結場所

## 2 広域航空消防応援

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、福島県消防防災航空センター所長に広域航空消防応援を要請する。

なお、知事（災害対策本部広域応援・避難班）は、町長又は消防長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県内の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県又は他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請することとしている。

## 第8節 救助・救急

救助・救急は、一般災害対策編 第2章の「第9節 救助・救急」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第9節 自衛隊災害派遣

自衛隊災害派遣は、一般災害対策編 第2章の「第10節 自衛隊災害派遣」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第10節 避難

避難は、一般災害対策編 第2章の「第11節 避難」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第11節 避難所の設置・運営

避難所の設置・運営は、一般災害対策編 第2章の「第12節 避難所の設置・運営」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第12節 医療（助産）救護

医療（助産）救護は、一般災害対策編 第2章の「第13節 医療（助産）救護」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第13節 道路の確保（道路障害物除去等）

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

### 第1 優先開通道路の選定

#### 1 優先開通道路の選定基準

##### (1) 選定基準

「一般災害対策編第1章 第9節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

##### (2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

### 第2 資機材の確保

町は、県と同様、普段から資機材の確保を図る。

### 第3 道路開通作業の実施

町は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

## 第14節 緊急輸送対策

緊急輸送対策は、一般災害対策編 第2章の「第14節 緊急輸送対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第15節 災害警備活動及び交通規制措置

災害警備活動及び交通規制措置は、一般災害対策編 第2章の「第16節 災害警備活動及び交通規制措置」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第16節 防疫及び保健衛生

防疫及び保健衛生は、一般災害対策編 第2章の「第17節 防疫及び保健衛生」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 17 節 廃棄物処理対策

災害時におけるごみ、し尿及び災害に伴って発生したガレキの処分等を的確に実施し、環境の保全、町民の衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

### 第 1 ごみ及びし尿処理

ごみ及びし尿の処理については、一般災害対策編 第 2 章「第 18 節 廃棄物処理対策」の第 1、第 2 に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第 2 ガレキ処理

#### 1 ガレキ発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「ガレキ等」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

なお、ガレキ量の推定には、木造 1 m<sup>2</sup>あたり 0.35 トン、非木造 1.20 トンを目安とする。

#### 2 処理体制の確保

ガレキの処理については、原則として町又はガレキの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、ガレキが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、ガレキの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

#### 3 処理対策

##### (1) 仮置場の確保

大量にガレキ等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

##### (2) 分別収集体制の確保

発生したガレキ等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

##### (3) 災害ごみ集積所における防火対策

### 第 3 廃棄物処理施設の確保と復旧

廃棄物処理施設については、一般災害対策編 第 2 章「第 18 節 廃棄物処理対策」の第 3、第 4 に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 18 節 救援対策

救援対策は、一般災害対策編 第 2 章の「第 19 節 救援対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 19 節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、町民の生活上の不安を解消するための各種相談事業等を行う。

### 第 1 応急措置及び応急復旧の指導・相談

町は、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための町民への広報活動を行うとともに、県と連携し危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

### 第 2 障害物の除去

障害物の除去については、一般災害対策編 第 2 章「第 20 節 被災地の応急対策」の第 1 に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第 3 災害相談対策

災害相談対策は、一般災害対策編 第 2 章「第 20 節 被災地の応急対策」の第 4 に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 20 節 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、一般災害対策編 第 2 章の「第 21 節 応急仮設住宅の供与」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 21 節 死者の捜索、遺体の処理等

死者の捜索、遺体の処理等は、一般災害対策編 第 2 章の「第 21 節 死者の捜索、遺体の処理等」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第 22 節 生活関連施設の応急対策

生活関連施設の応急対策は、一般災害対策編 第 2 章の「第 22 節 生活関連施設の応急対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。



## 第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

### 第1 道路の応急対策

#### 1 道路の応急対策計画

##### (1) 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア 町は、行政区域内の道路の被害について、速やかに道路管理者に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

##### (2) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに道路管理者に被害状況を報告する。

#### 2 主要農道、主要林道応急対策計画

##### (1) 応急対策

###### ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

###### イ 交通の確保

農道・林道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

##### (2) 交通規制

農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

## 第2 河川管理施設等の応急対策

### 1 河川管理施設応急対策

#### (1) 応急対策

町の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整に当たる。また、併行して河川管理施設を巡視し、応急復旧を実施する。

#### (2) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。

### 2 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

## 第3 公共建築物等の応急対策

### 1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

### 2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

## 第24節 文教対策

文教対策は、一般災害対策編 第2章の「第24節 文教対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第25節 要配慮者対策

要配慮者対策は、一般災害対策編 第2章の「第25節 要配慮者対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第26節 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携は、一般災害対策編 第2章の「第26節 ボランティアとの連携」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第27節 危険物施設等災害応急対策

危険物施設等災害応急対策は、一般災害対策編 第2章の「第27節 危険物施設等災害応急対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第28節 災害救助法の適用等

災害救助法の適用等は、一般災害対策編 第2章の「第28節 災害救助法の適用等」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 施設の復旧対策

施設の復旧対策は、一般災害対策編 第3章の「第1節 施設の復旧対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第2節 被災地の生活安定

被災地の生活安定については、一般災害対策編 第3章の「第2節 被災地の生活安定」に定めるところにより、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、地震における火災等は火災保険では補填されないことから、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的に政府が再保険を引き受ける地震保険制度が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、町は県と連携し、その制度の普及促進に努めるものとする。



---

## 鏡石町地域防災計画

発 行 令和3年 3月

編集発行 鏡石町総務課

〒969-0492

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 345

TEL 0248 (62) 2111

---